722

「日新公御譜中」

"在加世田衆仁禮右京」

いゝ出ぬ色にしあられ花のひも

やちの花めたつる人もなきにさかりなるよしをきゝて

むすほられてよ庭の款多

御詠哥於愚味も殊勝におほえ候、とかく申さらむこ

錄附 舊 記 雜 錄 卷十

とハりたらす候か、いかにく~

伴樵

(表紙)

やまふきの花ハ色にも出ぬらん

又よきたよりをえ候まゝ、申上候、是又御意えたく めたてぬ庭の春のうらミを

貴 忠

久 良

公 公

年

間不詳

やそちまてうけきつる身のめくミをも

たちへたてぬる老のなミかな

太郎三郎殿次之時御披露奉賴候

「在加世田衆仁禮右京」

返哥一段にてこそ候へ、又老の波ハわかのうらに立

かへりぬるしるし計二、

賴めたゝ八十嶋かけて老の波

たちへたつともおなしうなハら

日新

「在加世田衆仁禮右京」

三月晝

伴樵

とまれと今日をいはぬ計に

雨風の情ハ春に見えぬらん

あかさりし心の花のすさひまて

今日やかきりの入相の春

日新

返哥

入あひのかねハ聞とも曉の

暮ぬめり春へかきりのけふをたにこれいなたよりはんせうこつかいし候 空をもたのめ春の名残に

おもひいれぬもほとなかりけり

「在加世田衆仁禮右京」

日新

淚こそまつこほれけれゞたらぬハ

みきハもまさりなミもこえなむ

佛たにかきりハありし別そと おもひとられぬ世の哀かな

在淸敷衆平田大圓坊」

何草第九

日新

山さくらあらぬこすゑの雲もなし

かすミにかるる月は曙

江を遠ミかへる鴈かね啼捨て

久朗 久秀 うらやまれぬる人のをハりも

むかしハと誰にとハまし峯におふる

松さへもとのねさしならねハ

ありと見しきのふの夢のそのまゝに

けふのうつゝとおもはましかは

みちのくのしのふにかひもなき人の

ことの葉ことにをく露ハうし

すゑのもたてる松のさひしさ 宗道	雲かせに翅うかれてとふからす 盛房	さそひし友にをくれ行道 祐堯	世のうきをおもひとりつゝ出ぬらん 房信	たへてや住ししはのかりいほ 経久	淺からす氷とちたる山の井に 親豐	とけん心をまちてこそ見め 喜庵	つれもなき中とハしるもたのむらん 重秀	いく寝覺にか夢ハたとりて 重和	有明の月向後はかすかにて 能賢	うつるほとなき野への露霜 綱宣	枯のこる秋の草葉のむら~~に 友見	つかるゝ駒をしハしやすめと	誰にかも旅の行ての言とハん 房信	やとりやいつこ道のはるけき	袖さむく嵐吹立ゆふ暮に 年久	びとりかもめの保かなるかけ
	723															
日新様以來御當家繁榮之事、付伊作道場事	「此書在伊作西福寺日新公御譜中」		おもふをそむく中ハはかなし	ミとり子のまなひの道をゆるすなよ	よいゐたけてハ何か友なる	たのむかた人もあらしの山のおく	苔むす松のしつく露けし	いにしへの秋をこゝろの故宮に	ともにや月もすめるふし竹	更はてゝ誰かにくるまの音ならん	しのひ行よは螢もそうき	つゝまれぬおもひハよそに見えつへし	うれしきことの涙もろなり	ましハりて霞をくめる老か身に	こ 春にあへるやたのしゞにせむ	有にとや初の色 〈 打むれて
事			親豐	重秀	房信	喜庵	能賢	綱宣	重和	釣江	友見	季久	房信	久秀	年久	貴久

子にてましませハ、御成長之時にも、伊作一所之御主た 山と申ハ、伊作殿にて、只一城之御主たり、 布施へ御越候、 之儀ヲ被仰候て、 窓ハ後家ニ御成、 るへきを、爰に越山は若主人にて、御早世之儀にて、 心堅固之愈儀にて、 つき可仰哉否、 諸役人中之存分いかゝ、無別儀、此嬰兒ヲ御主人とかし 様之被成御猶子候て、 さらは、 候處三、遮而御理之意趣、 儀御意ニ任せんと御返事にて候、 御祝儀御企之時、 御住宅候、 某一身ニハさのミ由なく候、 如此御契約無相違一瓢之御遺跡ト而、 と被召問候時、 數ヶ度御使者候へ共、梅窓様無御承引 伊作之內城ニ日新ヲ嬰兒にて御格護な 然處こ、 既誓文狀ヲ梅窓ハ御取なされて、 又梅窓樣之仰言、 向後ニハ御世を被相讓候ハ、、其 御使者候へハ、梅窓様之仰こ、 田布施之一瓢様より、 上中下一統二無吴儀、 時二一瓢樣御納得に 願ハ此嬰兒ヲ一瓢 一瓢之御奉行衆· 日新は其御 御縁辨 梅 阿 同 田

> 改シテ、虎壽樣鹿兒嶋ヲ捨て、田布施へ御還之時節ゟ事 鹿兒嶋より伊作の往來常恒なる中ニ、 リ、伊作ヲ勝久様之御隱居所とて、相州へ御乞なされて、 自身運給ひしと申傳候也、 福寺ヲ建立なされ候、 日新成給事、 多・田布施・高橋此三ヶ所ヲ伊作ニ合テ、 まり候事へ、勝久屋形ヨリ虎壽樣ヲ御獪子ト被成候てヨ 御袋梅窓之善功たり、 既ニ相州様本堂・客殿之葺萱ヲ御 又相州樣御弓箭、 此御報恩として、 御猶子之事相速變 四ヶ所之主と 伊作ヨリ始 西

御弓箭始まりしな、 變しツ、世聞實儀ヲ失上ニ、 起り候、是も強相州之御分別不遮候へ共、梅窓様之餘命 まし~~て、仰せらるゝハ、守護之御猶子たる事ハ、 諸臣下衆いかゝ〈\と稠敷被仰ゟ、尤之御意趣とて、 于今御武運長強二御繁昌也 伊作ヲ敵ニ任せ置事ほいな 異

Ļ

伊作へ御越候ニ付、くしまの昌福寺ヲ例にて、伊作ニ 此六代之內之何れより歟、 女、くしま一所゠御持之内゠御誕生候て、長給ひて、 高祖忠久以來六代隷岳様迄は、 新納殿本連枝たり、 道場方御菩提所たり、

抑梅窓様と申は、

新納殿之息女、

日新様御袋たり、

其始

越山之御簾中候而、

儲君始に日新様を生給ひ候、

越

道場ヲ建、

御菩提所と被成候と、 承傳也、

就中法華持經所以不怠惰也、

「全御譜中」

724

「日新記ニ有之」

三社、 移居於加世田之後迎於陽春、 加世田之侍臣無漏扈從者、 則元三先詣于鷹屋八幡福壽 神拜旣終、下向之後、

見五箇所橋・田布施・伊作群臣也、

725 「全上」

補之事、

年頭必有評議、 第一佛寺神社再興之事、第二道路橋梁修

以敬上下神祇、而後暨人事、即天地人之三不缼其一者也、

第三國家政道之事、佛神・道橋是則天地也、

726 一全上

持佛堂者二階而又構上檀安置諸佛、 近臣等曉天飾立花

堂場、齊明盛服以燒香奠水、性心不亂觀法觀念經咒諷誦、 燈明・香爐・香合・閼伽水於几上、備于佛前、 宛如護摩

> 727 全上

願、 爲國家興隆長久、 乃使井尻神力房爲回國赴他州、 每一箇國爲法華六十六部可奉納之誓 漸、增同門、

於二十二年、奉納於四千三百五十六部妙經來矣、

餘員同行、號薩摩神力度於六十餘州、

聲譽喧於郡鄉、

引 百 經

後日賞

其勳功、充行大明神貨幸院之內 一所者也、

728 「日新公御譜中」

「日新記ニ有之」

所

門方位、崇稻荷大明神、 加世田入手裡之後、占定宅地、 負戴本地尊容六體於王城來而遂 營作旣成、 則營新社於鬼

遷宮、寄附水田一町、 使山法師香花之爲神職、 日日勤行

729 「全上」

敢不怠也、

加世田來巢通道建立六地藏、上段彌陀三尊、下段六道能

懷中、爲所以戰死之士卒陪臣、迄供養日、詠一首之和歌、化、彫刻念佛於石柱車輪、且記二通之書、籠于彌陀地藏

一切のつミもきえなん弥陀地藏四十九の身の四十八く

押之日

ハん

施餓鬼也、自持戰亡帳、始終誦其姓名、奠盆水矣、是以稱之於戰亡自持戰亡帳、始終誦其姓名、奠盆水矣、是以稱之於戰亡尔來七月十六日朝天、勤行大施餓鬼於六地藏前、日新手

用烏兎兩照天子、中段釋迦如來、彌陀藥師觀音、是則寺八世泰圓僧欲再興之作三疊石廟、 上段 空王殿威管已件六地藏建立以降、經數十年、故已崩倒矣、於是日新

主六體列行、鏤於菩薩詠歌、供養之日唱於國家安全衆觀念於日新菩薩及大中尊容、彫刻於法名、下段幽冥教

生濟度願文曰、

諸佛安座拜點眼

本體無相何乘迹 各掛垢衣坐劫石

眸子常生日月光 大千世界影爀々

接取安養極樂、是此大悲願力、豈有古今異乎、因之起破生死魔軍、諸惡悉摧滅火不能燒、水不能漂怨親普、能令一切衆生離一切苦一切病痛、能解一切生死之縛、

得功德、如上所說能令無量、一切衆生誘引四祥天上安擊皷鈸、以華香恭敬供養歌頌佛德、尊重佛恩、思其可石廟觀之諸佛及六道能化、住此塎廟、現其神力、于時

宅、 切冀四海淸平 三國盛奭 現當怨讎皆成慈心

李花白

來生佛想彌有利益

畢竟如何見諸佛現成開闢

桃唇紅

730 「仝御譜中」

「日新記ニ有之」

日新素思不違仁義禮智、

故以孝弟忠信爲行之本、

以積善

而堀巖石埋深谷、建立七堂、旣終土木功、則後父相模守累功爲己之任、是以欲作先考牌所、而相攸於阿多郡中、

732 「全御譜中」

忠幸法師一瓢已亡矣、寫法號大年道登影於晝圖、 以掛之

旣遂供養崇之敬焉、齊明盛服以祭祀焉、 於正面、 而安置本尊千手觀音、因是山號千手、寺稱大年、 洋々乎如在其上、

且復一族家臣詣拜者如在日盛々焉矣、

「日新記」

731

且復不蹈草鞋跣足、每夜致御祓於拂川、 住于田布施之際、起于捨身之大願、 詣金寶山、 一七日之祈願旣 以期丑時

淺からぬ賴ミをかけていくたひも のほるみたけの神よあへれめ

成就、

綴兩首詠、

其意曰、

下まてもにこりハあらし淺からぬ

心の水を神しすまさは

是以降佛前神前行法、 依所修三百四十八戒之沙門、

奥矣、

733

盡蘊

「仝上日新記有之」

稱於梅嶽常潤在家菩薩也 夜思之不忘漸參得其蘊奧、 有國家政事之暇、 則見諸寺之善知識、 具佛之威儀細行矣、 受無常道之示、 因茲號別

「日新記有之」

日新瞋曰、 論之餘、將執杖打父、其事旣露顯、則使人誅戮已土葬畢、 日新在田布施之際、 夫孝德之本也、 有中間孫七者、 教之所由生五常之本百行之源 與父四郎左衞門尉諍

何爲至當乎、卽堀出模不孝二字於鐵印、押其額曬道路矣、 子曰、五刑之屬三千、而罪莫大於不孝、然則以誅戮

也

又田布施城門之傍有長井彌五郞者、 有時日新遊行之際、

口論殊喧、 使宮原六郎問其故、 六郞反命曰、 與母諍論、

日新暫思惟而敎六郞斬戮、 而後所以行步也、 是亦以不孝

之難宥也、又高橋之士邊牟木庫藤兵衞尉、

對嚴親有諍論

敢不許焉 聞之、則收公所帶水田一町、 而永放家臣之列、 雖有大赦

319

晝

「日新公御譜中」

「日新記ニ有之_

有梵創建之志、而相攸於加世田、以已崩高岸塡卑下、

之營之、終土木功、則稱常潤院、本尊請長谷寺觀音及彌

陀・釋迦三尊於京師、來而安座之矣、當住不衰和尚唱一

頌曰、

鳥兎雙眸照十方、

三佛異名同一體、

中尊點眼共生光、

現成常住不遷底、

人

「日新記ニ有之」

735

漸溢四方者、是以我之領土亦入其門、而亡父母、疎神祇、釋流數派之外、日域中古以降、有魔法之起帝都、而其流

也、猶木之有根水之有源、無其本而有其末者、未嘗之有也、行非禮者多矣、實是天魔所行、亂國家之基也、人之有道

不如渠之黨徒盡斷根枯葉、而爲國泰民安子孫長久之計之助乎、日新熟以爲、爲人君者、不可揚善人、不退惡黨、然則蔑其本敬其末、惑世誣民、充塞仁義者、豈得有神靈

且復綴一首和歌、以伸其大抵云、

焉

魔のしよいかてんけんおかみ法華しう

一向しらにすきの小さしき

經

736 「日新記ニ有之」

有所令于諸士之法度曰、

額上勿荒蕪、口中勿不穣、牙齒勿不黑、座中起坐勿懈及

則可止出仕、故屈居寺觀、而鬢髮未如元敢不許也、襜之族勿出仕、十八九已下若輩勿廣額拔鬢髮、有背之者勿履闞、公門出入可謹、勿好戱笑戯言、威儀勿亂若有不

737 「日新記ニ有之」

管絃歌舞者與金石絲竹等、所以其業之要成也、又亂凡俗學其業好文學者與孔孟書、好武勇事兵術者與韜略書、好我之國家子弟恐無其業爲遊民、故發嚴令、以悉隨所好令

贍焉、且復人之奴僕亦有名一藝者、則償一身價於主人、爲爲釋流、有欲至彼岸者、是亦與佛經禪衣、各依其方僉有

740 「文明記ニ有之」

家人曰、受天之明命以抱美質、 何使渠終身陷卑下乎、

738 「日新公御譜中」

|日新記:有之]

近臣若冠等定每日業日、 以爲其日祈念、 而後前日復所學之書、 夙興一浴握髮之際、 而學所未傳之 誦觀音經一

不傳習者、是亦徒非爲其事專遊樂、各臨戰場所遁其死、 以及書寫或兵術・射御或蹴鞠・相撲・水練勉之、勿

人之有無能無知者、 不亦可乎、 得勝利之助也、若有怠慢之族、則以杖苔之嚴也、

「日新記ニ有之」

739

近思錄云、 我廣國家非恣振武威奪取人之地、 則不得已而加退治、是所天之與我也、豈可不取乎、 循天理則不求利而無不利至哉言也 有自暴自棄者而逼于

> 爲日州福島令去伊作、 絕、於茲蒙當家連續之命、續彼家居伊作、丁 立久主之弟也、伊作氏七代孫犬安丸早世、 祖父河内守久逸者、十代 移居福島之際、 太守忠國主之三男、十一代 與新納近江守一朝 而當家將向斷 立久主之代、

知行(者 之嗔、漸爲矛楯之隔、 依此事收公福島、 使久逸迂薩府不

也

既三年、

而後如元賜伊作居住于此、迄于子孫者

741 「日新公御譜中」

由是無

「正文在本田作左衞門宣親」

(本文書ハ二三八號文書ト同文ニツキ省略ス)

742 態用一行候、雖無題目候、連~可申通候之處、無音相過 「御文庫二番箱中一卷」「正文在隈城上村勝吉」

更ニ無盡期候、 可預御指南事憑存候外、無他候、 心外之至候、 我、若輩之事候、 於心中者聊不存疎儀候、仍庄內之時宜 恐~謹言、 每、被加御思案、

九月廿一日 八十二日 三郎左衞門尉殿(忠良)

(島津勝久)

(本文書ハ「舊記雑録前編二」二〇四二號文書ト同文ナリ)

「御文庫二番箱中」「日新公一卷御譜中ニ在り」

743

端到來、尤喜悅之到候、猶期後音令省略候也、 狀如件、

愚谷 谷軒

愚谷軒

(本文書へ「舊記雑錄前編二」二二二五號文書ト同文ナリ)

就其奉加之儀、入魂候者、可爲欣悅候也、

當山大講堂起立之事、任 勅宣之旨、三光坊令其企旱、

744

八月一日 (花押46) 「應胤親王御判」

嶋津相模守殿

今度進藤左衞門太夫令上洛砌、懇報令披見候、仍緞子貳

二月五日 (花押師)(永祿八年ヵ) (稙家)

746

以前度、以書狀申候、定可相達候哉、

返事不到來候、

心元候、抑此一卷遂一覽候、執、面白絕言語候、寄妙、

、仍奧書乍斟酌書付候、外見其憚多事候、心事尚重而

可申述候也、狀如件、

正月七日 (花押15)

嶋津相模入道殿(鬼)

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二五一〇號文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二二二六號文書ト同文ナリ)

「御文庫二番箱中|粉 」「仝公御譜中ニ在リ」

雖近年不申通侯、用一翰侯、北原久兼無二被仰談、

申合事、本望候、餘者期後喜之時候、恐ゝ謹言、

卯月七日

可水(花押73)

嶋津相模守殿 ^(忠良)

箭爲勝利由、其聞候、大慶之至候、向後篇目之時者互可

745

748

中 去年差下左大辨宰相候處、 ·無事之段、 於家門本望候、

懇意由申候、祝着此事候、 將名造作之事、旣貴久令領

國

「御文庫二番箱日新公一卷中」

(本文書ハ『舊記雑録前編二』二五一一號文書・二五一四號文書ト同文ナリ)

半松齋

「宗養法印ハ日新公伊呂波哥ヲ評セシ人也」按5」 野村兵部少輔殿 宗養

庫助可被申入候、何樣不圖罷下、 若輩御教訓御詠拜見仕候處、 雖未能申馴儀候、春成下國之條難過好便、(吳庫助久正) 趣可然之樣御披露所希候、 御奥書申調候、 恐ゃ謹言、 則被成 餘金言就難打置、 御禮可申述候、 宗養(花押版) 御書候、 令啓上候、 委曲之趣兵 此等之 近衞家) 仍

樣備上覽、

野村兵部少輔殿 正月十六日

> 749 御文庫二番箱日新公

兼又當年中御新詠共承度[尤]候、 後音被誂下候者、

可爲本望候、

見、寔數年遂大望、快然此一事、 春成兵庫助下國之時節、 乍聊尔捧愚札候之處、 抑彼御新作之御詠、 則貴報拜 於

出所候、就御奧書之儀、爲御禮沈香三斤御進上、尤御祝 爰元各寫留、老后教訓無他事候、 御家門様にも常々被仰(近衞稙家)

まて令申候條、不能詳候、 八月廿九日 恐∠謹言、

阿多但馬守殿

着之由候、

將亦拙者二一斤拜受、過分之至候、心事春兵

宗養(花押版)

狀上者、

747

「御文庫二番箱日新公一卷中」

二月廿九日 (花押師) 「稙家公御判」

嶋津相模入道殿 (忠良)

(本文書ハ「舊記雑錄前編二」二五二一號文書ト同文ナリ)

急度調候樣、 芳言肝要候、 **猶期後便候也、**

穴賢

半松齋

日新尊君賜高書於野村兵部與久友、

記左、

阿多但馬守殿

宗養

(本文書ハ『舊記雑録前編二』二五三七號文書ト同文ナリ)

久正

750

春成氏系圖

兵庫助

我所由賴之宗主相模守忠良公、治國家、有閑暇、 則嗜敷

島道、 由是以伊呂波四十七字、冠每首頭有四十七吟詠也、

當時之花本穪宗養法師、忠良公俾久正爲使節帶件詠歌赴 京都矣、旣到于洛陽、獻詠歌於宗養、 則每首書佳言於其

以遺子孫也、

側

以見畀于豫、

且復賜書簡於久正、

爲家珍、

深藏遺所

「伊集院氏支流飛松系圖抄」

751

久友

富松 長松 彌八 左京亮

752

「正文在野村太郎左衞門」

當弓箭從最前一段被抽忠勤之事、

神妙大慶之至侯、

至向

讒臣、 具可遂相談候、爰以貴久同篇候、

後茂尚以可憑存事實也、

聊互不可有犯心候、

若此義於違背者 縱自然雖有

任天道所也、仍狀如件、

五月十三日

日新(花押18)

富松左京亮殿

野村兵部少輔殿

死 市來氏刺違共死、兩士之墓在城門之左右、稱之冨松猿渡 衞門尉實久之旗下有稱大山宮內少輔之勇士、 日新君欲陷加世田城、其三日已前進加世田、 又十二月廿九日陷加世田城之時、猿渡氏與加世田之 與之刺違共 島津八郎左

墓也、 法名久林道昌居士

「右加世田城攻玉フハ天文七年十二月二十九日ナリ、右ノ御書ハ其以

謹上

嶋津相模入道殿(忠良) 九月廿三日

一永稼中ナラン

754

其後久閣筆候、尤細~可申之處、依遠路無音背本意候、 「御文庫二番箱日新公一卷中」

珎重候、委曲猶進藤左衞門大夫可申候也、狀如件、 仍修理大夫受領并又三郎官途之事、公武之儀申調下候、(資久)

三月十三日

日新齋

(本文書ハー舊記雑録後編一」二八〇號文書ト同文ナリ)

753

「御文庫二番箱日新公一卷中」「日新公御譜中ニ在リ」

意得可申旨候、猶期後音入存計候、恐惶謹言、 仰侯、向後弥京都之儀、御馳走可爲肝要之由、 就今度伊地知備前守上洛、御音信御祝着之旨、 爲拙者相 以御書被

左衞門大夫長治(在押間)

「御文庫三番箱資鑑中」

756

久不申通候、疎遠之至候、日野町上洛以來無音、(資料) 心元思給候、其後切~可申心底候處、兎角無沙汰遺恨候、 如何無

尚期來信候也、 狀如件、 九月三日 (花押18)

嶋津外

(本文書ハ「舊記雑錄前編二」二五四九號文書ト同文ナリ)

前ナルコト明ケシ」

(本文書へ『舊記雑録前編二』二〇九〇號文書ト同文ナリ)

755 「御文庫三番箱寳鑑中」

過候、 其後遙久閣筆候、遺恨候、 口惜候、仍連、申候儀、 細、可及短札之處、依遠路打 別而馳走賴入計、

猶進藤

筑後守可申候也、狀如件(長英)

二月十九日 (花押師)

嶋津三郎左衞門尉殿 [貴久公]

(本文書ハ「舊記雑錄前編二」二四〇七號文書ト同文ナリ)

「御文庫三番箱蜜鑑中」

757

將亦逍遙院哥書、 榮雅詩哥、只今不尋得候之間、以(飛鳥井)

候

後便可進候、 かやう『申候へ共、逍遙院・榮雅短尺ま

つ進候

久不能音問、 御床敷思給候處、 芳札本望候、 御分國亂劇

抑世上之風波不靜之條、在京難叶候、 無等閑之間、一段祝着候、來春急度御馳走可爲喜悅候、 之由驚入候、 雖然屬無事之條、珎重候、殊內、令申候儀、 併賴芳助計候、 兼

比興候、 又唐木机・同硯箱、近比之見事驚目、 一帖進之候、猶を申含使僧候之間、令省略候也、 秘藏無極候、 仍雖

狀如件、

十一月廿八日 嶋津修理太夫殿(勝久) ○(花押)「近衞尚通公」

(本文書へ「舊記雑録前編二」二六九六號文書ト同文ナリ)

「御文庫三番箱寳鑑中」

758

越前守上洛、不寄思對面候、 古市長門守下向之砌、 委曲令申候、定可相達候、 祝着候、 將又雖左道之至 仍小河

> 扇子三本進之候、 (天文廿一年カ) 九月朔日 ◎(花押)「近衛稙家公御判也」 **尚期後音、令省略候也、**

嶋津修理大夫殿(貴久)

感悅候、 猶任尚可申候也、 以法流敬信之儀、

759

少兒上洛事、

可屬當門之由、

懇情之至

九月二日 (花押64)

嶋津修理大夫殿

(本文書ハ「舊記雑録前編二」二六八八號文書ト同文ナリ)

760 「御文庫三番箱寳鑑中」

就醫道之儀、意溫齋令下國候、 **爱元存知之者候條、染筆**

可悅入候也、

狀如件、

自然之砌者可被加芳言事、 三月十五日 〔判〕
○(花押)「確家公御判」

嶋津陸奥守殿

(花押)

県津陸奥守殿∇◎

Δ

狀如件、

(本文書ハ「舊記雑錄前編二」二〇四三號文書ト同文ナリ)

(本文書ハ『舊記雑録後編一』三一二號文書ト同文ナリ)

762 「日新公御譜中」

「正文在伊作天德寺日新御自筆」

嘉辰令月無歡極、萬歲千秋樂未央、

花さく春に成にける哉

三千とせになるてふ桃のことしより

763 「日新公御譜中」

「寫有之」

世間何と可成得候哉

□用村之內

浮免

高七拾五石三斗四升四合五夕 外六石ハ大中様御寄進

日新寺領

大浦村之內

長田之門

高九拾八石五斗六升

常潤院領

327

相模守殿(島津忠良)

「此書日新公御譜中ニアリ、判ナシ」

菊月廿五日

(肝付)

其堺通路輙候者、以使節可申入之條、令省略候、

候キ、乍去無動轉候之處、案中靜候、

滿足候、

恐惶

新納殿此方不相替申承候、此前申良・救仁鄉堺目雜說 伊東衆迺頃越山之由風聞候、

哉と存計候、

「口切ル、敷」

「御文庫三番箱中」

761

北鄕殿・新納殿御間爲和[[__]]調儀、

去六日到末吉、

如何候

豐州御越、于今逗留候、

無爲難成候由風說候、

763-2

「全御譜中」

其後寄附大浦村柴內門・津貫村川牀門也、

「日新記ニ有之

復招請一百餘口僧侶於營中、配分一百餘部・卷軸於每口 彫刻於法華經一部、 其板旣成、 則摺一千部授與諸宗、

部眞讀旣終、 則各惠其經卷矣、 彫刻之板寄附常潤院者

也

764

「日新公御譜中」

766

丰 皆依日新之敎訓、 文質之妾 非成佛之法器、 參于俊安和尚、 所以來世之得值遇也、

之姉 女體垢穢之身、

于成佛直道之願、

宛如渴者飲湯水飢者飯疏食、

而參于祥山和尚三關透得、

稱山居庵 是以天津

號庵主、

是

于本覺寂光城都、

示曠劫多生之得樂、

故善男善女所以入

「日新記有之」

且

又曰、

人皆不除胸中魔賊、而不明本覺之理、縛煩惱之紲、

若不知所絕此紲之有智專利劔者、以念佛力、宜至佛果菩

勿項刻之有間斷、 不別士農工商老輩嬰兒、貫千遍年珠於腕、念佛三昧、 是則在喜見城、不饉不寒歡樂之基也、

765 「日新記ニ有之」

是上自貴族下至庶人敎誨曰、 信敬釋尊參得佛法、 左視右視一念法界萬法一心住矣、由 百年榮華風前之塵、迷于風

心死後燈也、覓得心燈性火、慕佛法參禪道一念之間、至

塵妄執、

纒七情羈六欲、忘多生、

曠劫之受苦、夫一念發

767 「日新記ニ有之」

日新有設奇教、

彫刻阿彌陀佛尊像、

鑿八萬四千毛竅於其

全體、又鑿八萬四千毫穴於地水火風空之五輪、摺此二相

之念佛、塞一穴八萬四千毫穴、勿一穴之不塞者、令領土 於白紙、封內男女無一人之漏焉、各界一副、 曰唱一萬遍 十五流於今和泉寺也

之難得、 人民以公事勤之、是亦凡夫迷于五塵七情、 辟如行遠必自近登高必自畀乎、 故以之示焉、 未知二世安樂

771 「日新記有之」

加世田五社有小壞、

則加修理、

爲國家興隆專祭祀矣、

768 「日新公御譜中」

日新存生之間、 行事悉記左方、其次序雖不正、而不能漏

脫也、 後視者有考其前後、 是幸也

769

「日新記ニ有之」

772 「日新記ニ有之」

不可勝言、且四時數度祭祀之料各寄進田園曰、 同所益山八幡莊嚴社頭裝飾神飾、 飾神輿、 而神威嚴重、 號元三祭

祀園於元三田、二月朔日於二月田、三月三日於三月田、

五月端午於五月田、六月夏越於夏越田、十一月朔日於霜

月田、八月彼岸有大般若轉讀、 九月廿五日大祭禮、

膳也、 隨分寄與領地、 令無不足也、 四時祭祀御供所以獻四十八

「日新記ニ有之」

裟二依矣、其裏書曰、島津相模入道日新齋寄進也:

頓證菩提、

高野山根來寺入於日牌月牌、

且各寄進金襴袈

故父越山超公・故養父大年登公・故母堂梅窻妙芳大姉爲

770

薩州加世田今泉寺建立六坊及佛堂、 而請巡禮觀音大士千

手三十三體於京師、爲點眼安座供養、 且復寄金襴之幡二

> 773 「日新記ニ有之」

同所宗廟鷹屋大明神寄進宮原十二町於神領、

畏敬奉承四

時十二ヶ月共有祭祠也、

774 「日新記ニ有之」

同所野間大權現、 每年正月廿日有大祭禮、 營新社於加世

田庭前國君之 終日音樂非言之

請之祭焉之際奇妙多矣、

坊津一乘院改佛具、寄進金襴幡廿五流、及塔頭悉以再興、 「日新記有之」

775

可伸、

日新所以白銀之祈進幣帛也、

且復兩津之佛寺神社創建再興、 敢無怠矣,

「日新記ニ有之」

776

田布施諏方大明神及神社佛寺、 金峯山三社再興美麗不可勝言、 **祈進白銀之幣二流也、** 悉加修補無所漏矣、 就中

777 「日新記有之」

阿多之五社亦修補敢不怠、 敬信異于他矣、

「日新記有之」

慶島福昌寺釋尊八相畫像加修復、

表絹以金襴、

且復寄進

778

781

伊集院佛閣神社寺觀悉爲修造、 「日新記ニ有之」

隨其分寄附田園也、

782 「日新記ニ有之」

伊作諸寺社再興之中、

八幡宮美麗非筆舌之所演說、其上

無量壽如來、 十六羅漢畵圖十六幅矣、 而寄水田三町、 同塔頭造立於花舜軒、 同所創建如來堂、 安置本尊

779 彌陀三尊矣、

「日新記ニ有之」

同所諏方大明神再興於社頭改易於神物、

且寄進黃金之幣

流

此外神社佛閣莫不加修補矣、

「日新記ニ有之」

780

蒲生八幡宮兼爲再與之祈願、 蒲生入手裏、 則起工旣終土 盛

786

「日新記ニ有之」

飾 神輿以金銀、 隨五社之大小、 寄附田園也、

783 「日新記ニ有之」

即行賞罸、 日新所領之州郡、 若有無緣地、 三年一差巡檢使、 則寄附田地有贍之矣、 糾明堂社寺觀敗立、

784 「日新記ニ有之」

寄附捨田五町矣、「噫歟「*マ、」 **創建梵字於伊集院、而稱梅岳寺、彫刻於日新之影安置之、**

尙 故使三枝和尙當寺之爲住持、此法窟亦菩薩之爲正脈、

日新參於曹洞大事了、而嗣法於三枝和

「日新記ニ有之

785

加世田保泉寺欲改客殿、日新自入山田山、 使數十杣人代

楩楠木、 々焉,也等義、而所以改保泉寺、稱日新寺也 十有六日此間假構草盧、 故 一族家臣悉到于此、

788 「日新記ニ有之」

每年七月盆中、 上、次諸臣戰死精靈亦異於平常、且復每年兩夜或爲千燈、 先祖禮奠如在日式、 威儀細行崇敬如在其

而況於保泉寺常潤院乎、 或爲萬燈、自犬馬場四方至來巢通道、無間隙列掛于左右、 貴賤見之者亦不知幾千萬也

勢強而競進、 阿多與加世田對敵之際、臨萬瀨川鎭守之渡、 故退屯於阿多地、 乘勢彌進來、 於是我軍盡 既有箭軍敵

部左衞門・宮、人・井尻四郎左衞門遂戰死矣、不忘渠等之。◎原華 筋力防戰、 移數刻得勝利、 強敵斬獲於數十人、時肥後掃

忠節、 造立六地藏於死地、

爲冥途之燈、

所以不愛身命不

怠忠功之爲報謝也、

787

燒香奠水、爲後世安樂頓證菩提、 「日新記ニ有之」 族家臣所以戰死者、 自死期至後々不減惻怛之情、 撫育子孫、 以畀領地矣、

感其仁愛恩賜也、群衆宛如父母、愛我不亦悅乎、

寫過去帳三幅、

臣奴僕悉記名字、 置之於慶島福昌寺、 令弔頓證菩提、

「日新記有之」

上檀圖畫阿彌陀三體、 下檀戰亡士卒及陪

之寄水田三町、 介來每朝行事時々供養綿々不止者也。

790

「日新記ニ有之」

酌盆水、

每七月盆中爲供養施餓鬼、

更無斷絕焉、

加世田保泉寺書戰亡帳、

加水田三町寄附之、以使之日々

793 「日新記ニ有之」

於領土海岸、有爲風波破郤乘船沈愁淚者、

而不忍聞其愁情、乃新造立於唐船與之、惠粮料勸歸帆矣、

加

翌年從琉球國使船至矣、持一封之書、來開緘誦焉曰、

新春之吉慶千祥萬端珎重~~、

抑去年初夏之比、

分國 御造 御 表

794

太平嶋之百姓、 依難防逆浪、其津於片浦破船候、

作罷成候、殊以被下渡船安着舊里、

懇切不及是非候, 仍使節差建善寺、令致渡海候、 恐悅不些之旨、

微禮雖爲不腆之方物、

791

「日新記有之」

二十斤 三十端

三十兩

三十斤

眞南蠻香

黄金

綿織物

一三十斤

二十斤

五色 紅絲

白絲

委細月泉長老可被達臺聽者也、 白布 此外蜜砂糖綠醑種。萬方進上之、 萬緒多幸、 恐惶不備

五十端

嶋津日新齋臺閣下

進星

矣

爲論議法談、試學得淺深、 每年招領地僧侶於私宅、

令行佛法使曹洞爲法門說禪眞言

隨分畀寺地、增其位各有贍之

792

「日新記ニ有之」

法事無懈怠矣、

田布施常珠寺亦造立塔頭、

寄於水田二町號戰亡領、

時々

未知何國人、

797

「日新記有之」

795

「日新記ニ有之」

鵙舌之人有三百餘員、所以積來之貨物不知幾千萬、 不計南蠻大船不得風波之遁急難、 寄小湊海濱來、 旣破損 以舊

> 世誣民、 薄稅歛、

則上諸侯大夫不保社稷宗廟、下士庶人不保四體、

所以使之冤飢寒之情、

不可頃刻不存懷不仁而惑

豈可不敬乎、

來 規之不可違得之、 而區々爲山、 敢非奪以取焉、 而後僧俗親疎遠近士卒無一人之所漏 使民庶牛馬夜以日次運

施與之矣、先寄附神社佛寺、 錦繡紅絲或木綿白布或團扇々子・薬種等、 以沈香法衣、其餘隨分以或 不亦快乎、

> 798 「日新記ニ有之」

舉義兵所以向之敵城莫不入于手裏、當此之時、敵慈之遂

戦死者、 衆生、皆是吾子、我非背佛說好死亡、不得已而用兵革也、 聞其訃音、 則拭雙淚濡襟袖曰、 夫佛說云、

埋死骸於一坑、 亦到于其場、 碎肝膽奠盆水、 築大塚於其上、請諸僧修大施餓鬼、 爲周遍法界圓備供養也、

日新

一切

「日新記:有之」

796

加 生青葉矣、 世田犬馬場并松悉凋衰枯槁、 于時日新日、 請宜爲之、由是半押其札、 吾聞誦千手陀羅尼、 怪之以使諸宗祈滅災害生 而後凋葉已零落、 押其札、 則枯木

其綠漸繁茂、 不亦奇乎、

再生青葉、

甚矣、 諸士等有厚年貢行殘虐者、則收公所帶放于島嶼、 且曰、夫人仰崇敬於三寶、俯愛惠於人民、 省刑罸 教戒旣

> 799 「日新記有之」

大乘妙典十三部書寫之、

以阿多郡・入來・田原十三所築

奉納於妙經十三部、 宗 戰亡士卒、各所以仰冀頓悟成佛也: 經墳納此經、爲供養請于濟家・洞 **令讀誦于法華一部、** 置於土塔十三基、 又加世田與川邊之疆大當原、 家・眞言・天臺之諸 供養功勛同上、 以 亦

「日新記有之」

博奕之戒甚以不輕、 於其本人者非沙汰之限、寄宿之主人

餘黨等分罪之淺深、 或斬罪或流罪、又有士之與馬者、則

財貨、惡逆無道莫不爲焉、爲人見虜掠而無一錢之可畀者、 沒收所帶、若無所帶、則處遠流者也、夫博奕者賺人虜掠

則爲僭踰之企所以失身體之基也、不可深加敎戒厚不禁 衆人亦宜鑑矣.

803 「日新記有之」

催紫藤之花見、招呼緇素、爲一日之安慰、

各賦詩歌、

予

亦綴三十一文字矣、

ちらぬ色を松にくらへよ藤の花

みとりはるけき今日の明暮

難受具於佛體、

難得

804 「日新記有之」

有明月之詠

年ことに月は見しかとみち~~て

こよひのかけにます影そなき

すゑよしの名におふ月もみるハかり

千里をかけて君しすめれは

「日新記ニ有之」

年々請諸寺貴僧高僧、

眞讀法華千部大般若、

法華萬部會

802

「日新記ニ有之」

801

學於佛心、背父母命、爲搖慾所蔽、還俗者速可去他邦、 領土僧侶禁無故而還俗、吾倩以爲、

頃刻亦不許有父母之國、雖然嫡子戰死早世、而無可連續

其家之子、則達予之聞、

而後宜許之、何措實子闕家之血

334

亦有之、萬部開卷之日、

詠於

觀波久遠猶如今日之意、

遠き世の妙なる法の色香をも

けふまた鷲の深山邊の花

神祇和歌

神かきやいふことの葉もしらま弓

よるひるとなき家のかことに

音に聞野山の雪の明ほのも

かゝるときにやすたれまきけん

「日新記ニ有之」

806

吟遺

809

「日新公御譜中」 "御自筆正在指宿助左衞門_

詠白毛十首之和歌

發らねとそら道心ももやしとて

鏡におふるしらかおそみる

日新

也七十有餘而再見之、綴一首曰、

807

遊于伊作本坊、 「日新記ニ有之」

而當初兒童之際、

朝暮所見籬中菊花、

今

墨染の衣きすともひけ白毛

おとろふる身そはつかしきくれなゐの はなはむかしの色ときくにも

かくれ所はおふらすもあれ

めにかゝる白毛ハそれと脇のた「ホマ゙」

心をかけてそりおとせかし

死へきハたゝ今なりとつけのくし

335

805

「日新記ニ有之」

808

「日新記ニ有之」

之催焉、是以詠子期去後白牙絕絃之意、

たハふれを聞につけてもをく絶し

ことの葉ことに露けかりけり

聞酒宴樂舞、則一枝曇秀居士先于我已早世、

追悼之淚依

愛寺鐘歌枕聽、 遊常潤院之日、 高爐峯雪捲簾看之古詩、詠其意曰 俄然白雪積山埋谷、其景欲比無物、

さして白毛の身をおもへかし

若かりし心のまゝにしらかおひ

おとろゑ行におとろきもせて

白毛おひて慰ゞぬると大方に

あまの見るめもはつかしき哉

にくけれとこらへて居るヲしらすして

耳も目も白毛のことくかわれるヲ「ホマヾ」 白毛頭の若衆ましハり

よるとしもうち願るゝ老の浪「本マ、」 雪ヲあらそふ髮のしらかに

何とてかくハおふる成らん

分別のいたるをしらのゆへなりと しらてや人のおひヲいとわむ「ホマヾ」

活計もはてしある世と慰ミの うちにもしらの老人ハしれ

法樂之詠冠於大悲權現七首和歌

たゝたのめうき世なれハや神慮

まよへる世をも神はまもれは

光りをは世にやハらけてをろかなる

こゝろのやミをてらすとをしれ

こゝこそハ極樂なれと御熊野の 神のひかりもあひに會つゝ

村雲にやとりてこそハ月の名の

きよくものほる此神も神

たちくたりける神の御心

けにさそとたうとくおもへ世の爲に

むかしとてとをくハあらし千早振

神ハけふこそ御幸なりけれ

いのれるを直なる道はさそなあらむ かたしけなくも塵にましりし

811

「日新記ニ有之」

佛法參得之詠

もとくひをうちおとされて落もせす

この心にかたちなけれいはからひよ きられさりけりきる人もなし

うたかひハはれたる空にそことなく つもらはつもれ塵もほこりも

すまさんとおもふ心へにこりけり 雲のおこれは雨のふるなり

よにたゝありの水の蓮葉「ハイ」

てらすへきくまのなけれい月も日も たゝ白妙の雪のあけほの

ここふよりよろほひ出てみし夢の 旅のまくらにはやさめにけり

尋こしそのいにしへの音つれは

聞ゆともなくかもなかりけり

髮をそり袈裟かけたるを知事は

しらぬをいまはしるとこそしれ

812

「日新記ニ有之」

六字和歌

なからへもおもへハ嬉しいきす玉の おハりたゝしき法にあふ世は

月しろは梅の内にもしるけれは おのかしょそのまゝ~~のいろ~~に か」るときにや紙もさきけん

柳も花もさきもからすも

さとれるとおもひしこそハをろかなれ

けんもひけんも我ひとりかは

三界の外まてつゝむけさころも

きえぬれとつゐに消せぬ縁の火は うちのすみには一物もなし

大慈大悲のひかりなりけり

むねんにも念佛こそハまさりけれ

生ハ無生にこゆるわうしやう

「日新公御譜中」

814

「日新記ニ有之」

中山國王渡貢船以上表曰春頭之慶賀、

珎重曼福,

813

於松島舟遊之時

立かへりまたや來て見むまつしまに

うちおとろかすおひのしら波

佛菩薩ときをく法の數なれと

よくの心と色にかへなは

世に越たるハ四十八くわん

「日新記ニ有之」

一五十兩黃金 海攄祝釐於麂府、 調飾文船爲使節、

御名にこもる萬の佛神かせの

拂ハ、あくまちりも残らし

あくこうの山とつもりし雪の上に

815

暴國之都督御封內干戈偃息千秋萬歲、 多幸~~、(< ▽)

あたる日影やみたの名から

たれとてもなけかさらめや後の世を

五十端五色絲

進呈之、委細月泉長老可被達

一五十斤眞南蠻香此外蜜砂糖

一五十端白布 臺聽者也、萬緒多幸恐

惶不備

琉球國中山王

進星

右之進物定行列之次序、來格之路程殆十町、 嶋津日新齋 臺閣下 緩然步行

衆聲和順管弦、驚貴賤之耳目矣、其後件之貢物、充佛

閣神社橋梁之修補者也、

816 「日新公御譜中」

每年大明南蠻渡船或入貢或破船貨物納之、則畀鰥寡孤獨 「日新記有之」

無告、 將向餓莩與回國行者貧人也

338

差天界寺長老、並世名城主良仲令渡

固尊府雖爲徵少之方物、

819

「御文庫三番箱中」

綉花五色之趣令披見侯、 如御意未馴申處二預音問候、

殊

南方無爲無事之由承及候、肝要存候、 今春之御慶重疊申籠候之早、易心萬幸〈\、 實久・澁谷之間和 抑去年以來 817

「御文庫三番箱中」「日新公御譜中ニ在リ」

覺悟之外得勝利所之落去候、 千臺邊モ靜候之由、其聞得候、目出候、 其謂委細金吾江申入候、 定

仍此堺弓矢

融

而可被達候哉、其方御進退承度候、慶事、恐々謹言、

相模入道殿(島津忠良) 二月廿一日

謹上

忠朝〔判〕

「日新公御譜中ニ正文有之トアリ」

818

葛袴沓事、 雖有子細事候、 御懇望上者、 以別儀冤申候、

821

「御文庫廿二番箱一卷中」

「御書案文」

可有着用候也、 八月廿日 恐ょ謹言、

嶋津相模入道殿 (忠良)

事 就細子之儀、德永次郞三郞指遣之候、 可爲祝着候、仍太刀一腰進之候、

と謹言

五月三日 種子嶋殿

聊表嘉例計候、

如先例可得叮嚀之

十端・素糸十斤進獻仕候、 武具之兩種芳物誠以齊太易清濁者也、 只表御禮而已、 仍雖輕薄候、 以此旨披露 北絹

恐、謹言、

嶋津相模守殿

八月朔

琉球國

世主

Δ

(本文書ハ「舊記雑錄前編二」二〇三八號文書・二〇五七號文書ト同文ナリ)

820 「御文庫廿二番箱一卷中」

(本文書ハ八〇九號文書ト同文ニツキ省略ス)

六月廿七日

貴久

又六郎殿

822

「御文庫廿二番箱一卷中」

國家御相續之儀、千秋萬歲候、早~可啓候之處、依當國 非本意候、自今以後者如代~何樣可申承 追而正八滿領之事、民部左衞門尉かくこハ及申さす

當時醫骨之人無之候、 進之候、聊表嘉祥計候、將又貴國醫者之事承及候、 下向之儀預下知度候、猶年寄共可 此方 候

御同前所仰候、仍太刀一腰龜覆輪・嶋織物五端綸子

亂劇令遲滯候、

申候、 恐ゃ謹言、

「山口へ之御書案文」

823 「左衞門督歲久譜中」

天文年間嚴親貴久主賜黃金於歲久、 用自筆貴簡、

記左方

矣

824

わさと捻をもちひ候、

有あひ由候まゝ、きん一まいしん

し候、御用ニ立申候ハ、、滿足たるへく候、恐とかしく、

825

「左衞門督歲久譜中_

く候、

候

かの神領ハ七八反のやうに承候、

尙を尋あるへ

御狀之趣得其心候、仍所領之侘可有候哉、 まかせて見つくのひ候ハ、、義久校量有さらに存候、 不及申候、

我 打

て候、談合あるへき之由、返事承候、帖佐・山田ハ淸水 等か分別候了、おこほりへゆたん被成候ハぬやうにと申

二月十一日

貴久

くりかへに成さうに聞え候、

萬吉、恐≧かしく、

左衞門尉殿

「左衞門督歲久譜中」

826

尚と御得心にて候ハ、、其より仰付候て給へく候、

言

新春之御慶、重~仍前よりそと如申候、弥七左衞門尉一

仕候て以後ハ、其方之義次第可進候、たゝし當時用ニ立 篇やとい申度候、 ひかしさま召仕たる者にて候まゝ、召

事共か候ニて、承候てさし並可申候、萬吉、恐ゝ謹言、

正月廿九日 貴久

追而明後日者早朝御越侯樣賴入存侯、

左衞門大夫殿

828

「御文庫四拾八番箱中」

從

公方樣若大鷹就御所望、

馳走、大一進上之仕候、

別而一被仰付候之條、雖憚多候、 御書之旨謹拜披仕及意、

827

「御文庫四拾八番箱中」

其堺かハる事なき之由、 目出度候、仕役者よく~~御し

誠恐誠惶敬白、

到私繫置候、大一爪白奉致進上之候、此旨宜預御披露候、

有と申候、庄內へ人被遣候歟、この比はかの堺も指義ハ らへ專一に候、うらないともさせ申候、春之せつ勝利可

候 候ハしと存候、 栗野へ御越之[__]し聞。て、おひの衆よろこひと申 御鬮ハ談合候てうちつめ候、 御申可有

ぬと聞得候、 日取之事將監被申候つらん、萬吉、 恐ょ謹

さゝか尾一定かまへ申候、今之分にてハいたミ候ハ

霜月廿二日

(宛所欠) 人 ≥ 御中

修理大夫

貴久

八月

陸奥守貴久[御判]

進上 進藤左衞門大夫殿

入魂、祝着此事候、 對當家多年之懇志、 「御文庫三番箱中」

其聞候、

太以感心候、

就中北原境之

829

言

弥以賴母敷候、

猶期後喜候、

恐~謹

(永祿六年カ)

貴久(花押!!)

勝軍坊

勝軍坊

830

一御文庫三番箱中

修理大夫

貴久

講堂造曅之由、尤可然覺候、於此時者急御下向之儀、待

833

「正文在鹿屋衆三浦勘左衞門」

併故鄉之以御舊好、與風思立給候之者、分國眉目不可過 入存之外無他候、爰元爲躰、強而申事者非無其斟酌候、

832

(本文書ハ八三五號文書ト同文ニツキ省略ス)

「ロ切ル、」

之候、猶伊集院大和守可申候條、閣筆候、恐〃謹言、 貴久〔御判〕 ◎ (花押)

[「・」)ハ打留候、か様之邪僞成者を召仕候てハ、國家之®(ナシ)

寸善尺魔にて候へハ、我上をも能と御用心肝要候、

當

禍亂うたかいあるましく候、

(永祿三年力) 學校侍衣禪師(九華玉崗)

831

「御文庫三番箱中」

御在國之刻、此境之干戈一入火急之條、無沙汰罷過候事、 れも内魔よりこそ生候覽、只理法=任身而、爲候人に 家にハ國魔とて、本トより有様ニ古き者共申置候、そ

ハをかすへき外魔もあらしとこそ存候へ、

于今口惜候、隨而古今集切紙七通被差下候、 忝頂戴仕、

(本文書ハ「舊記雑録後編一」三○○號文書ト同文ナリ)

陸奥守貴久〔御判〕

之候、聊表志計候、恐惶謹言、

八月五日 不斷光院

可然之樣御取合所希候、仍乍輕微[__]六斤、紅糸一斤進 偏以御故實多年之本望此時成就、尤祝着候、此等之御禮

に候、恐ょ謹言

時義を仰つめられ候事も、國之[爲]家之ため、又ハせ ®ため めて自身のために〔と〕成やうの事ならハ、一理も候

御得菓分もいかゝ候哉、もし無のけんにや墮候覽、趙 抄之無と計返答候も、無非無ニ、 ところを示されたる も、方便之くとくと成事も候、又善もかくのことし、 歟、此度之子細ハ、いつれにもはつれ候、一旦惡を成て

三ヶ國悉と靡旌旗ニ候事、當家之高運御一身之名譽、 歟、滿氣なとの御覺悟も專一:存候、大平記:、 六本 - 落シ候する事、敷てもかなし < ても餘有子細 < 候 京・鎌倉迄も無其隱侯處ニ引替て、惡名を天下之人口

しやとやらんにて御座候得、御一人ニ諸僧萬民を召思 杉之天狗之やくたく此時と存合候、當福天なにきちし

九牛之一毛にても候ハね共、 御承引も不存候、又ハ諸

人之物わらひすいさつ仕候、然共申留にて候間、如此

かへ、殊ニ我不義惡名を御おほへなく候、ケ樣之申事、

「年間不考」

日新(花押18)

貴久參人~御中

838、1今度就虎壽丸登山候、種、入魂被加御尊意候之通承及 可申述候〈哉、萬端期來喜之時候之條、閣筆候、〈佳事、 候、誠過分之儀大慶不可過之候、 何樣自身以參上、恐等

恐惶謹言、

とこそ見えて候へ、

臘月五日

三郞左衞門尉

進上

御同宿中

上包

一乘院御同宿中進上

三郎左衞門尉忠良

(本文書ハ「舊記雑録前編二」二〇四四號文書ト同文ナリ)

「此書御譜中ニアリ、御判ナシ」

「正文有之」「義久公御譜中ニ永祿二年敷トアリ、考ヘシ」

343

836

「`」雖未申通候、以書次令啓候、抑就由緒之儀、連~匠作®(メーシ) へ令申候ぉ、 可然樣被申談、合力候者可爲本意候、仍 雖左道之至候、扇三本進之《、猶筑後守可申候之間。 ◎阕 (漢聲)

令省略候也,

八月廿八日 (花押川)「大永年間カ」 『近衛尚通公』

嶋津三郎左衞門尉殿 (忠良)

(本文書ハ「舊記雑録前編二」二七〇九號文書ト同文ナリ)

猶、珍物五斤賞翫無他候、何樣可申入候!

御音問祝着此事候、就御瘧病之義從是可申入候之處、當

式部太輔殿 十月十二日

日新(花押18)

御返報

時者如何樣御平愈候哉與存延候*、 未甲斐、敷之由示給 無勿躰存候、拋何條をも御養性肝要候、少も御快氣

之節者御越、 御雜談所希候、何樣從是可申入候、 萬端、

恐ゃ謹言

式部太輔殿 御返報

菊月廿五日

日新(花押18)

837 兼續今日此方へ來着候、御快氣候者、涯分御會尺可憑存 四賞翫仕候、萬端、恐ゝ謹言、 何樣明隙候而可申入候、次二當時一段之節辛螺海老之籠 大部大輔殿 御返報 候處『、無其分候、口惜候、拋諸事遮而御養性專一候、 式部大輔殿「上包」 「此御書喜入式部太輔忠俊譜中正文在當家トアリ」 「此御書喜入氏式部大輔忠俊譜中正文在當家ト有リ」

相模入道

日新

881、1就唐之船着岸之儀、先日者預御懇調之儀候、喜悅不少 候、其刻御禮可申入侯之處、兎角延、侯、心外之至侯、

相模入道

「忠俊也」 御宿所

仍雖不珎物:侯、 水母卷令進入候、萬期後晉之時候、

恐ゃ謹言

八月十日

「忠俊」御宿所

840

誠歲暮之御慶萬祥雖申舊候、

尚以重疊不可際限候、

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ」

日新(花押18)

他滿足兼而可申加候、慶事、

恐ゃ謹言、

抑爲如此之祝言賀札目出度候、

何樣明春候、

最前自 幸甚

相模入道

日新

攝州

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ」

先日於伊集院へ約束申候、川野へ千句之時宜、來七日よ り興行可申候、月五日之比御越候ハ、、六日より談合可

839

將又發句之事此度出來候ハ、、可示預候、 心事期

申候、

再會之時候、恐、謹言、 十二月四日

日新(花押級)

相模守

日新齋

841

桃山安藝守殿

十二月廿五日 日新(花押38)

追而岩切可樂急を其方へ參上申へく候、又補との船(፪頻)

戦之とうほねを能とすへ候ハてハにて候、下知に隨ハさ 可參之由、得其心候、何さま以二三日可存立候、各之合 殊〈正宮御くし目出候之通、一段大慶に候、@M/m/字〉 我と其方迄

御書細、令披見候、仍陳取相定候之由、千勝萬歲候、

之事、早ヶ廻させ申へく候、

五月廿三日

らん者を堅御成敗之義、定肝要候、萬吉、恐ぇ謹言、

日新〔御判〕

候、自然和讒凶害之子細候共、以面談可互開候、此條『』就此度之弓箭、一段被抽忠懃侯、永と不可有忘却之儀	会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、会のでは、<	又三郎般 日新「上包」 愚谷軒	又三郎殿	霜月十六日 日新〔御判〕 ◎ (花押) ● (花押)	84 就實名下<字改替、 使者賀札其外種 × 慶喜不少候、仍從®>	又三郎殿 日新 愚谷軒
845				7	844	
尚と以安父子無餘義あつかい、「正文在垂水邸」	本田殿 御報	本田殿	四月廿三日	談候哉、專一候、珍物之羚『』就無音之儀、懇書祝着此事	「日新公御譜中」「正文在本田作左衞門宜親	上原長門守殿
かい、たのもしくこそ候	「聚 ^二 有之」 入道		日新(在押188)	專一候、珍物之羚羊是又賞翫無他候事候、恐之儀、懇書祝着此事候、連丶伊集院大和守被仰	們宜親」	日新御判

۲

諸軍神モ御證覽、

爲有間敷候、心事謹言、

取候、まして能としめ候ハて、やふれ候する事ハ、 へ、加治木、※そへ敵にて候つる時さへ、弓矢ハ被 846

「喜入氏忠俊譜中」

其上にとうを、此方ハすへ候ハてハとこそ申て候 いく かゝにもしふやのものとも、しにきれ候ほとに、

へ、若衆なとにも談合きかせられ候へかし、おんゞ

つの條こそ候へと申事に候、

正興寺へ誂申候句出來、 被持せ候、 祝着候、 禮可然樣

事無明破こいする事ハいかゝと、いつもの申事に候、 賴入候、仍加治木堺亂、さらに此方へ遠州もて承候、 返

之由、令申候、其後も以大年寺、敵方へも賀治木之事す て有間敷通、度と被仕賦候、 ※ち御校量肝要候、先方とへ如此之子細被仰渡候て可然 彼是御座候て可然之由、 か

[上] 上

攝津守殿

日新

(本文書へ『舊記雑録前編二』二一四九號文書ト同文ナリ)御返報

こしまへ申候、恐ヶ謹言、

七月四日

日新〔御書判〕

愚谷軒

| ® ®

右馬頭 □ 返事

日[₹] 新 Δ

847

被成下 「正文在文庫」 義御字、忝以

誠面目

計候、 之至候、 馬一疋目出候、 賀事、 仍祝儀預賀書候、 恐ゃ謹言、 自是亦太刀一腰・馬一疋進之候、 上意被相定實名候之事、 **千秋萬歲候、** 殊更太刀 | 腰

「正文在當家」

昨日卅朝、市來衆〔到〕串木野現形候、五ヶ所御同前候間、 度候、此等之趣進入使僧候間、 御滿足察存候、於爰其堺之御立柄者如何候哉、 閣筆候、萬期來喜之時候, 委細預示

恐ゃ謹言、

攝津守殿(喜入忠誉) 六月一日

御宿所

相模入道

日新(御判)

聊祝儀

三月十三日

修理大夫貴久(花押四)

謹上 又三郎殿(義久)

(本文書ハ「舊記雑錄前編二」二七○七號文書ト同文ナリ)

「正文在文庫」

之由、 度存候、隨而御鳥帽子大口裏打并御扇・匂袋等被進之候、 貴札之旨致披露候、仍御進物共如目錄請取申候、御喜悅 被成御書候、 將又、御官途之儀、 被仰調候、 目出

爲拙者得其意、可令申旨候、恐惶謹言、 左衞門尉長治(花押四)

謹上 嶋津修理大夫殿(義久)

(本文書ハ『舊記雑録後編一』二九八號文書ト同文ナリ)

今度琉球渡海勘合之儀令申候處、 仍太刀一腰左・馬一疋送給候、爲悅之至候、殊使者 御同心之旨、本望此事

> **猶永興寺可有御演說候、** 恐ゃ謹言、

七月廿三日

左衞門督義景(花押3)

謹上 嶋津修理大夫殿

850 「正文在文庫」「貴久公御譜中」「永祿二年歟ト朱ヵキ有リ」

追而令申候、 些少至─ □線織物九端令進覽候、

表

]儀計候、

就好便用一書候、仍當年者唐案士來臨必定候之間、乍恐 申入候、自然從貴邦商船共罷下候ハ、、先年如申上候、

任先例武具腰刀等、從那覇請取收置候而、出船刻可渡進

是等趣堅固諸船ニ被仰付候ハ、、可爲祝着候、萬一

ハ、、可致其成敗候、可有御心得候、於此方難成事等者、 無御印判船者、申合候樣用申間敷候、 就其無理子細共候

三月初三日

—那 主覇 部 中

348

「正文在文庫」「貴久公御譜中ニアリ」

848

六月廿八日

849

在國中種、御懇切之由、御入魂之故候、必期渡船之刻候、

河上將監樣

以一通可申入候、於向後仰恩下外無他候、 恐惶謹言

852

「義久公御譜中」

「正文在文庫」

追而此狀之趣、

加世田へ申上られ候て可然候

態筆を染候、仍三郎太郎殿よりの使者のいしゆ、 入來院

より申され候儀、たいもくにて候おもむきハ、しふやの

(本文書ハ「舊記雑録後編一」一二六號文書ト同文ナリ)

村田越前守殿 伊集院掃部助殿(忠倉)

くつれ程有ましく候、入來院か家をのこして給候へ、賴

つとうにさたまり候ハ、、東郷・祁答院・菱苅まてハ馬

存候と申され候、しかれ者河內をあけさせへく候、

しゆ

「正文在文庫」「貴久公御譜ニ永祿三年ト朱書アリ」

851

叡覽候處、 被聞召候、懇志大功之由、 神妙思食候、 綸旨如此候、 內、被仰下之狀、 殊檀那貴久馳走之 如件、

大隅國桑原郡正八幡宮三所大菩薩神躰九躰被造立候、

備

九月十一日 智定坊 (花押級)

間

かゝ校量可有候やと存候、天道にまかする弓箭にて候

(本文書ハ『舊記雑錄後編一』一五一號文書ト同文ナリ)

良方をたのまれ候奉公として、入來院をしつめ候するに 又彼使者申侯、東鄕・祁答院よりは此方へ出頭之事、相 て候、就其三、相良方より使者近日くたりのよし候、い のさきに立、さうさ有間敷由、入來院被申候と聞得候、

太刀のつかにこそ相定め候へ、 就中肝付殿でまた逗留候 て、奉公心かけられ候、條ヶ爲御心得令申候、萬吉、 候間、めしいたすへき調法仕候、 かやうの事も出合へく候か、北原方へさし出度被存 蒲生ハさしのけ候て、 恐

五月朔日

貴久(花押江)

貴久

又三郎殿「上書」

尚、先日之合戦、弓にて御はたらきのよし、一たん

以可然候人、

先日佐佐五ヶ瀬川合戦之勝利、ひたすら其ミはたらきに(ママン

候、然ハ北原より返事候事、

遺候て、てうはうなされ候ハヽ、可目出候

今度之合戰ゆへと存候、此きハさしよせ、使僧なとも被

是非以きたはらハ召出し度存候、恐ょ謹言、

貴久〔御書判〕

八月七日

∇ 貴 久 Δ

右馬頭殿「忠將」

「正文在垂水邸」

854

り無事之いけん度と承候、大もく今月まてハ神りよ然と 禮使者以申入候、仍此方はたらき延引、口惜候、尾州よ 八月廿九日、其方人衆於か治木辛勞之よしきこえ候、御

候てとこそ存候へ、延々候間、

なく候、乍去か治木堺きふく成候上ハ、神りよをハこい

ゆたんにあらす候、恐ょ謹言、

九月一日

貴久〔御判〕 (花押)

右馬頭殿

85 、」歲暮之御慶重疊雖事舊候、猶更不可有盡期候、珎重

抑就此等之祝儀、任先例用慶書候、

年內者如此、

明春者必と自他之滿足倍可申承候、恐と謹言、 修理太夫貴久花押

北鄉左衞門尉殿 十二月十五日

謹上

北鄉左衞門尉殿

修理大夫貴久 A

856 『在曾木廣德寺』

無御心元候らん、心底之

山家梅

ぬしハとて事とひきなは山さとのかきほの梅といかゝ

ら雪

をしなへてミなあら玉の春なからしハしも残るミねのし

かな

餘寒雪

『`』上洛已來無音心外〔=〕覺候、就學文=粉骨之儀、令推量(サッシ) 早~御下向待入存計候、 仍雖些少候、 **麝臍**二進之

しへむ

浦春月

恐、謹言、

五月廿七日

天理禪師

(本文書へ「舊記雜録後編一」二六號文書ト同文ナリ)

857

『末吉木原某藏』

詠十五首和歌

伯囿

行路霞

貴久御判

くれ

我こゝろつくしはつともいかゝせむ難波の春の月のあけ

歸雁遙

いえかすみ隔てゆけともかりかねにわかれぬものはこゝ

ろ成けり

「是より末ナシ、十五首とアレハ、末ニ十首爲有之筈也、可惜くし、

次目より切て無之よし也」

長閑かなる比にとおもひ立日よりかすミにあかし暮す旅

858

尚と如此之意見併藝州私之儀迄候、我等より非內儀

等候、よく~~可令內談子細候之間、

自今遙と之儀

たるへき覺悟に候、爲御存知候、

仍其砌粗內談候ッ、福昌寺進退之事、此比藝州以越之儀、 先日大隅渡海、寒中長、越無申計候、其後疎遠非本意候、

過半者先年就和尚御住之砌、 妙谷寺へ爲私之義意見候、其趣者福昌寺及荒廢候之事、 爲始妙谷門中違亂之故候

見得候與、 之事者、誰人にも檀那之可有御前社候へ、此茂無御承引 見納得候、さ候ハ、、龍さま妙谷寺之儀、可有純熟候、 何様龍さま御再住之儀、 昌興隆之基者、龍さま之御間窕候て、甚深會合候ハヽ、 妙之御事他國可然候、 再三諫被申候哉、 可事成候歟、 如此被居候條、 妙谷寺御返答之儀、 さ様:候ハ、其續 檀方之扱成筈 藝州意

不入是非者、檀方之非御爲候之事、

言語道斷候、

然者福

領掌有間敷候、其謂者旣恕岳和尙及末期可被渡守之由候 汰候て龍より守等可被侍之由候する歟、於其儀者、 つれ共、天祐和尚御法渡者、義理相背、外聞不可然候由、 曾而

就其定而御歸寺可事成候歟、其時者自然福昌寺後代之沙

堅辭退候歟、于今其覺悟同前にて候、 不可有障之儀候、後代之儀自然龍さま御弟子なとハ不可 龍御住之處、 聊以

へ と、 有信用候、次之事者、只平更檀那之御一言ニ社有へく候 分別者、畢竟者門衆之結構迄たるへき由、 返事候、其方御得心共如何候哉、哀龍さま之御奧旨分 無覆藏聞得候、先以指向之申事者如此妙之處、「喜ろ氏譜中へ此間落字アリ、考照三記置也」 我等より藝州

> 調法所仰候、 明二聞得分、 而歲暮之御慶重~雖事舊候、 萬事可被添御心之事、 御卽今之趣不被相殘、 **猶無窮限明春者、** 憑存之外無他候、 一途被仰出候樣、 早~自他 御 隨

事期來喜候條、 先閣筆候、 恐ゃ謹言 之滿足可申合候、

就中佳例之千句發句起相副進之候、

十二月廿四日

貴久(花押17)

「御アテナシ」

「喜入氏譜中末紙如左」

十二月廿四日

貴久御判

攝津守殿

謹記上

三郎左衞門尉

藤原貴久

「○龍和尙、按福昌寺十六世喜冠和尙ノ諱、龍慶ト云、俗姓樺山氏、 弘治二年丁巳ヨリ住持ニテ、永祿二年退院シテ華舜軒ニ隱居トア 此人ならん

○藝州、樺山安藝守善久入道玄佐也」

「月日闕」

859 『〉』尙〃此方珎物之蛉羊預荒卷候、祝着候; 如承候、 從此方も依無題目、 無沙汰罷過候處、

信候、畏入候、厥方無何事候哉、 可然候、 此方無吴儀

萬端期後音之時候、 恐∠謹言、

潤六月十五日 本田紀伊守殿(意親)

貴久御判

「天文八年ニ入、重復ニナレリ」

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二三六四號文書ト同文ナリ)

『、』今年者度、御越候、祝着之至、 細と參會申候、可然御見え候、 仍三郎四郎殿此度こそ 大慶此事候、 偽ハ申間

860

敷候、つゝミハ一向覺不申候、 しく候、就中此方にて貴所之名立候よし、御物語候ッ、 中にもはしらかしおか

名之立候ハいまた賴母敷事たるへくとわらひ申候、

御

862

尚、預御狀候、畏悅之至候、

殊肴送給候、

則賞翫申

[/]

候

歸宅之後ハ存やりたる計候、恐とかしく、

[上カキ]

貴久

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ、正文在當家トアリ」

預御音

候、多幸と、

861、訓誡年甫之御慶賀、

重疊雖申事舊候、猶更不可有盡期

抑如此侯、御祝言遮而承侯、大悅侯、何樣追而御慶倍

祝儀計候、賀書、恐ゝ謹言、

候

と可申加候、

仍五明二本預候、畏入存候、

從是モ進獻

二月廿八日

藤原貴久(花押印)

謹上 攝津介殿

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ」

不存寄御芳問、畏入存候、如仰前月者參會種、申承候、

來月者必致參會、積念可令謝候、萬端、恐ゝ謹言、 其已後者此方祭禮取亂候て、連哥なとも興行不申候

文月十九日

貴久(花押!!)

攝津介殿

三郎さ衞門尉

貴久

攝津介殿「上包」

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ、正文在當家トアリ」

868 『』其後何條御事候哉、朝暮御床敷申候、先日以參會卅六

攝津守殿

貴久

「此御書喜入氏忠俊譜中ニ在リ、正文在當家トアリ」

尚と御歸以後者何等事共候之哉、

此方之事長逗留候

之間、心底之分可有御察候、

『ヘ』先日者長 ヘ 御滯留、細 ヘ 申承候、本悅此事候、其後徒

躰こそ候へ、每~御床敷存計候、於于今者、舞をおほ

え候て、其慰の氵候、將又、龍雲寺いまた其方御逗留

候ハぬ躰とこそ聞得て候へ、恐ゝ謹言、 し事、いまほとハ腹中損候て、福昌寺御奉公さへ申得 候之哉、是又別紙雖可申入候、 可預御心得候、

又弥も

貴久(花押江)

三月三日

攝津介殿 「^{鬼俊」}

「此御書喜入忠俊譜中ニ在リ」

貴久

354

三郎さ衞門

864

そへ進入申候事候、恐ょ謹言、

三月十四日

貴久(花押!!)

度御越待爲申へく候、懷紙御披見之ためニ、 書狀ニ 相 候、御越候様ニとしきりニ被存候、御越可畏入候、急 こそ申候へ、仍村田方今月廿壹日より千句企可被申[經図] た候處『、其方てんかす御多候、勿論なから了簡なく 先、拙者はつれ申候、口惜候、其外はつれ候人衆あま 句仕候、軈而守全江つかハし候、頃付墨候て被遣候、 866

正文在鎌田盛右衞門 喜入氏攝津介忠俊譜中

「喜入氏攝津介忠俊譜中」 「正文在當家」

865

尚々此方之事、菖蒲之比者加世田へ可存立覺悟に社

置候、今度藝州凡物語之趣者、從其御望間敷被思通候之 先日伊地知より來候市來野之栗毛之事、此間以秘藏雖立

取て社候へ、事々期來信候之條、閣筆候、恐々謹言、 將又、此程堺目細と敵相働候、雖然於串木野敵十人計討 間、只今引せ進之候、爲父馬被差置候者、可爲祝着候、

五月二日

貴久(花押ほ)

867

「正文在當家」 「喜入氏忠俊譜中」

明日喜入へ思召立候よし、可然候、仍御[方]身上事、先ョ 重而申へく候、

猶御捻畏入存候、子細可申候へ共、 ちと虫氣に候間、

(本文書ハ『舊記雑録前編二』二一四八號文書ト同文ナリ)

貴久

より僧[之]可參候由心得申候、又鹿兒嶋へ廿日比存可立。 日承候間、我等も申候キ、于今其分かハらす候、就中泉 此度は御越有間敷之由、 細、得心申候、恐、謹言、

けはゝをこしらへ申候、哀ゝ頃、ふと御越候へかし、參 候へ、前日之御傳言細ゝらけ賜候、畏入存候、又かさか 今程何事御座候哉、此方者意進ゐられ候て、唄をこそ申

會申度存計候、恐ゃ謹言、

八月十一日

貴久〔御判〕

貴久

「右裏有」

| 上書| | 一番|| | 一番|| | 一番|| | 一番|| | 一番|| | 一番||

(本文書ハ八二五號文書ト同文ニツキ省略ス)

三郎左衞門尉

「上カキ」 龍雲寺

貴久

(本文書ハ『舊記雑錄前編二』二六五六號文書ト同文ナリ)

868

「喜入氏忠俊譜中」

「正文在當家」

此度就出張之儀、同心御馳走之由、最御賴母敷覺候、然 處色~奇瑞共多候之條、今度動之事存留候、旣中途邊及

被打出候哉、勞煩之儀不及申候、恐ゝ謹言、

六月廿三日 攝津介殿

貴久御判

貴久

攝津介殿

(本文書へ「舊記雑錄前編二」二三六二號文書ト同文ナリ)

870

「貴久公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ六四三號文書ト同文ニツキ省略ス)

871

「貴久公御譜中」

「寫有之」

雖未申通候令啓上候、抑先年備中州蓮嶋三宅和泉守 方樣以御下知、琉球國へ就可罷下到其表下國候、不慮生

公

類共、對薩州御芳含遺恨候、蓮嶋事、我等申付、在所候 涯候、然間薩摩三ヶ國御芳以御張行被仰付候條、彼等一

之條、同心之覺悟候、然處、同名三郞兵衞其表下向之處、

御芳〔到〕彼仁、被仰聞之段、琉球國爲武略、三宅和泉守

國江一警固申付度所存候、以無別義、筋目被御同心候者、 被爲生涯者、御存加候通令承知候、於無御等閑者、琉求

可爲祝着侯、於無左樣者、 津浦之儀被借下候者、可爲恐

申入候、恐ゃ謹言、

悅候、依御報、重疊可得貴意候、

猶巨細同名三郞兵衞可

十一月五日

安來殿參御宿所 德永隼人佐殿

(本文書ハ「舊記雑鍒前編二」二二二八號文書ト同文ナリ)

今岡民部大輔

通詮

謹上

嶋津殿

874

「貴久公御譜中」

「正文在蒲生新十郎」

(本文書ハ五二二號文書ト同文ニツキ省略ス)

875 「貴久公御譜中」

872

「貴久公御譜中」

「正文在簗瀬六右衞門」

(本文書ハ八二九號文書ト同文ニツキ省略ス)

876 「全御譜中」

873

「貴久公御譜中」

「正文在伊作衆吉永源兵衞」

(本文書ハ八三三號文書ト同文ニツキ省略ス)

「正文在鹿屋衆三浦勘左衞門_

「御自筆敷、在木脇民部左衞門」 この春やいとゝいとまのなかるらし

春花

おほ宮人の花もかさゝす

貴久

得御意候、恐惶謹言、 三月廿日

同前可畏入候、仍戀一口明珎進覽候、 令申候之處、海路依遠方乍存延引候、 御治世之趣承及候、千秋萬歳此御事候、尤御祝儀早~可

非疎略候、

、幾日御

誠表御慶計候、

미

三郎兵衞尉家門(在押22)

877

錄附 舊 記 雜 錄 卷十

也

卯月十一日

龍伯

內大臣御在判

(本文書ハ「舊記雑録後編三」一六一五號文書ト同文ナリ)

「義久公御譜中」「慶長元年九月比ニアリ」

伊勢弥二郎、小世千兵衞尉、當時いとま得候而罷居候よ

承付候、此者、馬なと乗、

又ふせいひとも仕候間、

878

義

久

公

年

間

不 詳

候 之由申侯、 以 合點之由、 申上候、旣此もの、當所土藏ぬりに參候處、弥二郞不致 より、此中右之旨かけひき仕候へ共、 廐へ召置度之由、下向之節、大坂より本田六右衞門尉を こゝよりハ申捨候へと、六右衞門尉へ可被仰聞候、 紙御ミせ有へく候、 弥二郎へ相理候へと、申置候キ、 ケ様ニ候時者、大坂より申上せ候儀、 我等者いとま明候由、 腹立:付ぬりさし罷歸、それよりつゐに不參 聞付候故、申たる事ニ 不罷成候由、 然者、大山肥前所 不入事:候、 則此 今度

358

(表紙)

「國統新龜鑑中」

「舊御番所御文書二番箱中」

兩度使者祝着候、然者薩摩、大隅、諸縣之儀、

抱候分相違有間敷候、

日本國大小神祇別而八幡大菩薩、毛頭不可有表裏者

候

有別儀候、

兵庫頭儀者、

龍伯二無等閑候間、

異儀有間敷

少將事、

其跡被相讓事候間、

不可

此間被相

すみのほる月をよすかにひく琴の

音にもまかはぬ庭の松風

879

「義久公御譜年號不知中」

「正文有喜入休右衞門」

大王様之御懷紙、かミの長サハ壹尺四寸也、

御家門樣なとえハ壹尺三寸程也、法印樣なとハ壹尺二寸

たるへき由、飛鳥井殿御諚にて候、

和歌

詠松下納涼

法印龍伯

やまかせのをときく庭のまつかけハ

なつをほかなるすまゐなりけり

「正文有之」

詠月夜聽松風

和歌

法印龍伯

「正文有之」

「朱ニテ片書ニ當坐イ」

「正文有之」

天神社寶前詠

夏日待 聖廟社寶前

十首和歌

詠十首和歌

「此一首末ニノセタリ重複トハナレリ」修理大夫義久

立春

春たつと野への雪まにかよひなは

ねも打とけよそののうくひす

「正文在田布施二宮傳兵衞」

ワか君のゆくゑは千年萬代と

寄神祇祝

いのるこゝろや住吉の神

龍伯

龍伯

御當坐也

「義久公御譜中」

「正文在眞幸吉田天神社內」

陪天神社寶前詠十首和歌

そのかみの世も遠からてにしの海の

社頭祝言

浪にそむかふ住吉の濱

家/\の行ゑをみせて榊葉の

さかへそまさる神の御前に

「正文有之」

こよひその月のむかしを思ひ出て

露のをきそふ袖のうへかな

龍伯

「古御文書三番箱中」

陪 天神 社寶前詠

(以下同文ニツキ省略ス)

初春のけふは千里のほかまても みななひくへきあさかすみかな

やとの春をよそになしつゝみよしのゝ

花にいくかの日ををくりけむ

郭公

半天の月はいるともさとなれて かへさわすれよやまほとゝきす

萩

來る秋をしらまほしさにとひよれは

萩のした葉そそよとこたふる

かけすめる月には夜はのなかきをも

月

おほへすなかめあかしつるかな

草も木もふりしく雪の明ほのは けふりやまとのしるへなるらむ

修理大夫義久

立春

色かへぬ松のみとりもかくろひて そらに波たつ藤の花哉

881

「仝御譜中年號不知中」

「正文在國分衆小原平右衞門」

龍伯

つれなきをおもひ (~てすきこしも わきて祈るハ神そしるらん あふこよひこそうらみわするれ

足引のやまとなるより色かへぬ

山松

松のかしこきたねやまくらむ

神祇

まもるてふ八十民人のすへの世も

言の葉はあたに聞ともこゝろたに

まことのあらはたのめゆくすゑ

「在御文書方」

「當座」

むねに焼けふりは千里へたつとも

882

「義久公御譜中」「在天正十八年中」

「在御文書方」

高砂の屋上ならねとこぬ人を

待戀

まつこゝろこそひさしかりけれ

逢戀

され歌當座

花~~はねにかへるとも我宿に 残りてひとりにほへしら菊

「在御文書方」

「玉津明神法樂」

言の葉をよせ來る波も玉津嶋に

「在御文書方」

いのりかけてや立かへるらむ

雲の上にやたちのほらまし

「當座」

忘るなとかた見にいひし言の葉の

いつはりならぬ世中もかな

「在御文書方」

住吉法樂に

立かへるうら波さむし雪の松

「義久公御譜中」「在天正十八年中」

「在御文書方」

追膳のうたなり

九つの品のうへなるむらさきの

雲こそやとり南無阿弥陀佛

「仝御譜中」「在慶長二年中」

「此本在御文書方」

雪の日ある人よみてつかハされける

あさからぬなさけならすや雪にけさ

老たる人のとはれぬる宿

あさからぬなさけのゑいに白雪の

さむさの神のわすれはてけり

「義久公御譜中」「慶長三年中ニあり」

883

「正文有之」

江戸の内、大臣私宅に入御之時詩歌あり、

韻の字辰也

やしまの波もしつかなる辰

春ちかき天つ御空はふく風も

「正文有之」

ある人酒宴なかはに一首を詠せしにひかれて

玉の緒のなかきゆくゑはつりたるゝ 身さへかしこき世にあひぬらん

なかしとも何うらミけん玉の緒の

いともかしこき代にあふものを

龍伯

四方のあらし一木の松におさまりて

そらにくもらぬ月をみるかな

885

「義久公御譜中」「在慶長四年中」

· 御文書方有之」 住吉法樂に 月前松風

道といふ字を題にして歌を詠すと夢想ありて、詠之 君か代を猶よろつ代と守れとや くにつみかみにいのりかけけむ

樂連歌に南無八幡大菩薩と句の上に置て、百韻し侍りし 正八幡らちの馬場の松に虫付、かれさうに見え候時、法

道

萬代に猶よろつ代をかさねても

つきせぬ道や大和ことのは

朝日かけにほへる山の雪まこそ

當座立春

立來るはるの道しるへなれ

「御文書方有之」

夏やなを玉松か枝の深みとり

「此本在御文書方」

稻荷法樂に詠之

朝花

おく露に出るひかりのうつろへは

玉のかゝやく花とこそ見れ 盛花

咲みてる花のさかりは山かせも 「此本在御文書方」 又

884

「義久公御譜中」「慶長四年中にあり」

「御文書方有之」

空の月玉しく庭にかけ落て

こゝろもすめる夜半の松風

寄神祝

音せてはるの空のしつけさ

五月郭公

五月雨のもり來るかやか軒端をも

へたてぬこゑややよほとときす

初秋風

夕はらへしつくかへりてうた」ねの

ほともあらぬに秋風そふく

海邊月

はれくもりたるそらとみゆらむよせかへる波にた」よふ月かけハ

時雨

なかれのすゑの水まさるらんいつくよりいつれのみねに時雨して

不及戀

するかなるふしの高根にたつ雲の

恥身戀

うへに見そめし人の戀しき「本マご

886

「義久公御譜中」「在慶長六年ノ末」

「此本在御文書方」

大かたの雪にはあらすつもるこそが文字、兵庫入道夢想のつけ有ての會にをもし頭にして詠之

るりのつほくすりの袋ならへてはる文字 とよ年さそふしるしなりけれ

老せぬ門そおもいやらるゝ

身のほとを涙なからにかへり見る

こうのははいうらはこと

こゝろに袖はくちやはてなん

山鹿鳥

持て詠す

おのつからさひしき山の庵しめて

同

うきよに聞ぬ鳥の音も哉

社頭祈君

敷嶋の道のかしこき我か君の

千とせや神にかけて祈らむ

同

義久公御譜中」「在慶長七年中」

「此本在御文書方」 初多時雨に時雨をわけて日影ほのめく當座

多きぬとしくるゝ空は秋に似て

残るもみちに日影さすなり

「仝御譜中」「在慶長八年五月」

「此本在御文書方」

五月の比、藤はかまの花さきしに、人と歌よみ侍しとき

咲初て夏よりにほふ藤はかま

秋のさかりそおもひやらるゝ

當座

889

「義久公御譜中」「在慶長九年中」

ある人、千句卷頭とて所望に 「此本在御文書方」

初秋月

千代やみん松の木のまの三かの月

「此本在御文書方」

伊作之天神法樂八月廿五日 ゆかぬ我も夢ハ花野のかりね哉

觀佛と書て信し可有之との夢想あり、十一月朔夜歟、 天神之名號、如此書候てとくやりに聞及候、

天津雲ひとつにかゝる寒かな

「此本在御文書方」

二之宮大明神の御夢想ありとて、有人歌を所望いたし候

間詠之

庭の面軒はをかけてをく霜や

みやまおろしにさへまさるらん

365

「此本在御文書方」

かのやより所望に

少將殿よりユキニ觀ノ字、第三ニ佛ノ字タルベシ、天一右間

秋もよし多をやさかり宿の菊

888

「義久公御譜中」「在慶長八年中」

「仝御譜中」「在慶長十一年中」

「御文書方ニ有之」

心岳良空のために詠之

初多時雨

冬たちししるへハかりに天地も

うこかぬほとのはつ時雨かな

又

岩木まてかけふるてらに來てみれは

雪の深山そおもひやらるゝ

890

訖

抑

「御文庫三番箱中」

去年六月十六日 御內書、當年正月三日、謹跪以拜戴仕候

御賀祥、最前可申上之處、分國之逆徒依令押妨、 剩 御

御入洛之御祝儀千秋萬歲幸甚不易~~、

爲此等

謹上

請罷成相似疎意存候、殊御殿料之儀被仰付候、靜謐之刻

可奉致馳走候、以此旨宜預御披露候、恐惶敬白 七月十六日 修理大夫義久〔御判〕 ② (在押)

(本文書ハ「舊記雑録後綴一」五一六號文書ト同文ナリ)

進上

細川兵部大輔殿

891 「御文庫三番箱中」

爲去夏廻禮、今度遮而御使書、珍重候、

抑就

御入洛之

儀、東北士卒可被遂忠勤粧、尤專要候、然處大友家

意疎懷故、來春到豐・筑一戰御催、快然之儀候、幸去月

六ヶ國之凶徒、於日州表悉致誅伐之上、更~ 御歸京之

事、本悅候、仍太刀一腰・銀子祝着候、猶五戒坊可爲演

妨、不可有其甲斐侯哉、寔雖爲遼遠、混公私、倍可申談

說候、恐ょ謹言、

(天正六年) 毛利右馬頭殿(輝元)

修理大夫義久〔御判〕 ◎(花押)

毛利殿へ御返札御判在之、

「左衞門督歲久譜中」

892

返と我らか心經なとのふんにてハ成不申候、不及力

たつね候て給候ハゝ、祝着過之間敷候、いかやうにも、おほえ候事もや候ハんすらん、それより人ヲ御遣候て、

今にもたのみたく候、いつかた先とたつね候でらける(い)不申候、さら〈\、ひら田かきうりやうをうけ後亡罷居候、さら〈\、ひら田かきうりやうをうけ後亡罷居候、さら〈\、ひら田かきうりやうをうけく[ひ]不申候、この比ハ、はらニ立しかり候て、前候、犬ハくひさうニ候へ共、我らかのほり候へは、候、犬ハくひさうニ候へ共、我らかのほり候へは、

う、何れうもきゝ不申候、餘と無心元令存候、かやうのく候、狩なとにても、しゝに相さかり候、其外せつしや申候へ共、なまり候て了簡ニ不及候、犬山之事ハ申事な態用一書候、此比我等かれうの事きゝ不申候、色と分別

則山御神にて候間、もし~~何と様にも分別共候ハ、、日弥七ヲ遣し候へ共、他行にて合不申候、比良田か事ハ、事にハ、ひらたこう者にて候間、たつねへきため゠、一昨

間

以申上候へかしと、存計候、近比=所々より番衆罷立候

小勢たるへく候、其分別肝要たるへく候、清水へも

、、狩また二ツはちもたせ可申候、かれ是聞相にてうけく存候、又矢さきヲまつり候て、よかるへきよし申候ハ山神心なうせう可有子細候ハ、、きねんなともたのみた

給へく候、賴入候~~、かしく、

又六郎殿

義久

893 「左衞門督歲久譜中」

り~~としたらん、仕役ヲしか~~談合候で、典廐同前かれにて候とて、御屋遂候、御打合なく候、境目よりあらきハ、此節さらニこそ存候へ、我ら申上候分者、番つらきハ、此節さらニこそ存候へ、我ら申上候分者、番つ店は、進分やうしやう可爲肝要候、次ニハ、其境之はた態用一書候、仍此比御氣分如何おはし候哉、無音非本意

三月四日 此分令申候、恐∨謹言

又六郎殿

義久

義久(御判)

「左衞門督歲久譜中」

猶といそき候まゝ、よめましく候、すもし<~、

なく候間、御まへより御とゝめ候、さてハ諸軍兵之おほ つゝきの事、諸所へ申付候、兵庫頭殿ハむしけしか~~ 今春御慶重疊、仍只今戌時、大屋形様より蒙仰候、此度

御分別肝要候、賴入候、我らもかならす明後日中途まて えにて候、又六郎殿之事ハ、つゝき候て可然之由候、

打立可申候、次若宮之御たく共候哉、千秋萬歳目出度候、

萬吉、と、恐ょ謹言、

二月廿五日

又六郎殿

義久〔判〕

義久

895

「左衞門督歲久譜中」

其後者無音非本意候、仍手火箭之口藥入ニつけ候あせり

分さら『存候、可被所持事肝要候、將又眞幸へはしたか 候、ちとふときかのそみにて候、次弓竹之尻爾竹此比時 ツ、其方へ細工御さ候ハ、、作せ給候ハ、、可爲祝着

恐ょ謹言、

「永豫五年已前」「朱カキ」

義久〔御判〕

又六郎殿

義久

896 不可過祝着之候、御浦山敷哉と存計候、此ハ一色おもて「6々」 「左衞門督歲久譜中」

らニ多日暮事口惜存候、 謹言、 方を心かけ候へ共、さらニすき御さなき゠より、いたつ

神無月三日

又六郎殿「上書」

義久

義久

又六郎殿「豆」書」

僧之由、承候、左樣折節聞せ候て、可然候へく候、萬吉、 の有様:申候哉、內、耳聞賴入侯、念佛寺、眞幸へ御使 13:1

「左衞門督歲久譜中」

898

返ぇこの二三日前、谷山ニかりいたし候て、しょヲ

897

「左衞門尉歲久譜中」

され候ハ、、さやうのくかひ事先と肝要候、大利御返事にて、御越候へかしと存候、され共大すミへ御ふさたなく〜それよりすくに四日之日、いさくのやうニ小者一人候、然者五日、六日之間、おもてヲと心かけ候、あハれ

細、可承候、かしく、

廿九日

左衞門大夫殿

義久

899

「左衞門督歲久譜中」

之祝儀、慶書并五明二本進之候、 何様永春中自他之吉兆改年之御慶重疊、雖申事舊候、 猶以幸甚~~、 抑就此等

信可申承候、仍明後日廿二日之晚、大御屋形樣年頭之爲

尙と申候、あかねかほうせんたしなミ候らん、白靏

としたる打立にて候、然共、又四郎殿いつもいらぬ所の今度之働之事ハ、山之栫とをりヲ見せ候する、あさ~~の羽ヲ十羽計そめ候する、のそましく候こそ候へ、

事立候て、さやうニハさなきやうニ申せのよし、しかしやう氣、ますきたてをめさるゝ人にて候之間、それの

と、かしく、

<〜と仰候て可然存候、此度ハ打立候やうニ憑入候、恐

に候ハ、、いさくの八幡ニ立願候て、去月四日ニ參詣申

霜月十二日

義久〔御判〕

左衞門太輔殿

義久

左衞門太輔殿

祝儀、 可申請企候、乍辛勞御越候て御會尺之儀賴入候、「ホーマ゙」

候

犬かいこたき音聞へ候之時ハ、むね打さハく計候事

候

恐ょ謹言、

二月八日

義久〔御判〕

餘~誰人も無候て可爲無調法候間、態用壹行候、 恐~謹

言

正月廿日

左衞門大夫殿

義久〔御判〕

左衞門佐殿

義久

901 「左衞門督歲久譜中」

返と、したくの事ゆたん有ましく候、將又、先度ハ

別共いかゝ候哉、承度候、比ハ配當之所領相つまり 小山田之打替之事、しきりこおほせ候つ、其以後分 候て、領地ヲあけらるゝ人とも候時分ニ候、あハれ

~おほせなかされ候へかしと存候、當家之奉公=

相あたるへくこそ存候へく候へ、

蒙仰候、九日、十日之間ニ參上と存候、其方も御支度干 態染筆候、仍 伯囿一昨日如加せ田御歸宅にて候、然者 定拙者南方へ可致參上候歟、さてハ貴所以同道參候へと

要ニ候、可爲持聞へ候、次なからい作の馬追なともかと

尙と一ケ條之事ハ委追而談合いたすへく候、

900

「左衞門督歲久譜中」

態用一書候、仍去年之比、本田衞門尉以山田之事申儀候

ッ、 やう - 聞へ候、あはれ / 一吉田衆めしつれ、自身御立候 佐山田へくり替之由、申出すへき覺語候、先と安內令申 次者、來廿三日之番替之事、此比兵庫頭殿も歸り之 雖然、又四郎殿より被申義候て、御くしを申下、帖 「何么」

方『ハ今程いつれも < ~連歌仕計候間、外聞いかか敷存 なと丈として狩之義可有仰事者、むやくさう『存候、此

へかしと存候、賴申候、自然相替義候ハヽ、追而可申通

將又先度之御文に以橫山可承之由候ツ、此方へ丹後

902 903 同前令存候、何樣面談之時委可申承候、自然者其比忠平 誠今春之吉兆尤以目出度、 將〔又〕、其方狩江依仕合、犬疋せ登せ可申候、 存計候、 なミ候間、進之候事候、恐ょ謹言、 角之事承候、當時者、家景中切物にて候、然共一本たし 勝久御息忠吉之事、今朝不通ニ申切而候、可御心安候、 「左衞門督歲久譜中」 「左衞門督歲久譜中」 心元候、 尙と犬之事うけ給候、 恐ゃ謹言、 左衞門督殿 雪月十三日 三月廿九日 左衞門大輔殿 猶更幸甚~~、 やかて參候、 義久〔御判〕 義久〔御判〕 いかゝ候哉、 抑初狩之事御 次者水牛 無 905 904 苦候者、 入魂候、 干戈、時宜不任所存無念至極候、何樣靜謐之砌、可奉致 城院御下向候、尤珎重候、所及意可令馳走候處、 就御宣命之儀被成下 御書候、謹以頂戴仕候、爲御使花 於越候八、可爲本望候、 「古御文書三番箱中」 「古御文書三番箱中」 謹上山門三院 左衞門督殿 仍雖左道之到候、 御機嫌御取合所仰候、恐ょ謹言、 謹上 四月十三日 左衞門佐殿 正月拾一日 嗣三院 修理大夫義久 萬吉、 沈香參百兩令致進上候、 恐ょ謹言、 義久 義久〔御判〕 修理大夫義久

依當國

到祝、慶書并舊例之規式尤珎重候、倍萬嘉可申承候、恐誠年甫之御吉兆、千祥不易、 猶更幸甚 * ^ 、 抑爲此等之

く 謹言、

卯月十五日

修理大夫義久

謹上 種子嶋三郞次郞殿

「御文庫三番箱中」

906

藤原義辰

にむきて□いんヲ□尻源□か見付候て、我等に見□んと夢相之事、いつとハしらす午之時計『有所』、とひの日天文十九年庚戌七月廿一日玉丑之夜、明レハ廿二日甲寅之

こむきて、舞を見候へは、よのつねの目出度事にハあら

の夢也、さて源二郎ヲ、我等かほめんやうは、とひの日

やうのとひ也、尾羽ハけんなり、羽ノむきもよ□とひっかて向はしのとひ也、□くかなとにて、ミかきたてたるぬと云テ、打□ると存シ、夢さめぬ、其□やうたいへや

ちかひ候也、

得テゐ候に、其上いかほとも可有とさうたん共あると見候よしを、三河守『物語候へハ、返事』先ソレヲ□と心天文廿至予正月四日之夜已亥夢之事、軍神勸請ヲつたヘ

て、夢さめ候也、

御指出候ニ向テ、しゝノいんにて九字ノ文ヲとなへ、お天文廿四年乙卯四月十五日夜夢相之事、 目之きり <\と

ん申候、日吉ヲたのミ□成(しゆめ候や、是帖佐ニてのかむと見て、夢さめぬ、自其九字ノらくしやヲ立、くわ

をおかミ候と見申候、殊勝ニ[_____ 事也、同九月廿八日之夜庚申之夢相之事、 日月星之三光

ノ御時ニ當れり」「義辰ハ義久公初ノ御名ニテ、天文二年御生ナレハ、十九年、十八歳

907 「二番箱義久公一軸中」

成御朱印候、猶相心得可申上旨候、恐惶謹言、今度油蠣之儀、唐人被召上成就、一段御氣色珎重候、被

卷11 909 「御文庫三番箱寳鑑中」 猶と申候、 嶋津修理大夫殿 いまもたゝならす候、日 彼若衆只今參候、 本國大小神祇 非僞侯 かさも無之候、 見事さ 910 「御文庫三番箱寳鑑中」 已下刻 五月廿一日 龍伯

東入道

大藏卿法印 ② (花押)

「慶長三年」 嶋津修理大夫入道殿

談、盃可給候間、向後不可有御恨候、無御返事間ハ、

へく候、但御屆ハ此分候、於無御出者、意高兩人申

八幡之さかつきのミ不申候、相流申候、

]可承

早ヶ御出候へく候、於御由斷者、沙汰之かきりたる

908

「御文庫三番箱寶鑑中」

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」四四六號文書ト同文ナリ)

「別ニ寫書載置候也」

候

心事猶花城院可申候也、

恐ょ謹言

十二月廿三日

種、芳情之儀共、不忘失候、何樣御逗留中遂面謁可申述 雖御上洛之由候、依無其便不申、頗背本意候、抑先年者、

及沙汰候、可被懸御意候、 念者之ある若衆にて候間、 刻早馬にめし候て、小者一人之躰にて、早~可有御出候、 弥若衆あかり申候、盃きこしめし度候ハヽ、只今不移時 今至當所來候、かさもこれなく、こと (\ くなをり申候、 追而令申候、仍昨日內と御物語申候かさかきの若衆、只 路次遲候てハと、乍聊尔以飛脚申候、恐ょ謹言、 候、此者[__]工候、御出可然候、かしく、 爲其令啓候、以使者可申候處 承候ハ、、如何候之條、不被

中二 見物申度候、又一日住付候て進之候、餌飼ハ、雀二ツ 候 すくなく候へく候、こへ申候雀可然候、爲御分別令 ツとうちかへ~~被飼へく候、それもやせたる雀ハ とかき候ところを、四ツ可然候、それよりハ三ツ四 籠を被出候ハ、、やかて~~うつらにとり被飼可然 いちもつにて候間、手間不可入候、此とりくち 猶といへ可申候間、 これハ籠いたし候事延引ニ付、令申候事ニ候、 日數參候程よく候へく候、

御札本望之至候、 ちりうせぬ 發句尤珎重存候、 ゝあそはし被付、 神無月 三ツなから紹巴ニ御談合可然存候 仍來九日、於今出川連歌興行二付、 三ツなからいつれも殊勝ニ存候、 残りきて 執、御作意奇妙"存 此ま 御

以上 中候、

てには如此三候ハん哉、 残りきて多もやさかりの庭の菊「ホノマトヒ 御内談之處を、とかく不申候へ

候

存寄候趣を申候、 難定事にて候、 但趣向ハめん~~の氣あひ~~ 此御發句ハ、三□な

猶

►御鷹ハ二三日も四五日も御延引可然候、炙治其 (灸)

仕候歟、乍去あしく候とも、 三まて候間、貴老之御興行之後ハ、われら四五人にて可 可參候、 外あまりたる御發句にて、一座可有御興行候、 へと、 せはき座敷にてハ候へとも、小人敷にて尤存候、幸發句 から愚意にハ、可打捨發句ニあらすと存候、紹巴合點之 なるものにて候間、 京都にてなりとも、 句をハ可仕候振舞ハ難成候 東山にて成とも可然存候、 御人數

可有御出京候條、連歌以後、十一日・十二日之比、 承九日之連歌 - さし合、 ハん間、へんたう御もたせあるへく候、又八日ニハ、如 一順再返も如何候、定八日より 貴老

由御慰被存候、 次第二可參候、 將〔又〕、禁裏御惱、 明日澁屋對馬入道振舞申候故、 細、被御尋申候事、一 御出京之

之由候間、可御心安候、先日重而給候御札も、懸御目候、 段御祝着之由侯、只今も御使如見申、女御まて見廻申侯 御りハさにて、事外御感之由候、 昨今ハ少よき御事

せう魂之法被仰付、則御祈禱候、可御心安之由可申旨候!

曲倉光主水佐可申候、恐ょ謹言、 唯今以參御禮申度[候之]條、旁如此候、 912

御文庫三番箱寶鑑中」

及深更:令察候、將〔又〕彼長老、◎ホ 昨日者御句犱~殊勝~、乍勿論寄特存候、 夜前御歸路可

911

申候、

御用候者、可承候、

已上、

龍伯

十月廿八日

十月四日 伯老

|山衛龍山公也]

御返事

旁明日御出京候者、其節可申候、

われらも明日ハ在京可

「御文庫三番箱寶鑑中」

久不能向顏候條、 期御出京之時候、かしく、 かたぬきの口を被切候とて、極袋一、近比承悅之至候、

季秋廿三日

三木

「近衞信尹公也」

914

御文庫三番箱寶鑑中」

J

龍伯

913 「御文庫三番箱寶鑑中」

猶以小袖十進之候、已上、

至候、將又、庄內之儀侘言申筋目就相違、 御使札、令得其意候、仍爲御音信卷物二色送給、 重而山口勘兵

祝着之

十一月廿七日

家康(花押頭)

衞差下候、

諸事口上申含候間、

令省略候,

恐ょ謹言、

龍伯

垬 相屆候やらに、御書中ニ相見候、 猶≥申候、 元不審千萬候、 道正かたへ遣候へハ、慥相居候由申候、 いまた不相屆候やうに、相見、驚入候き、 預御札候其便宜二、 御ミせ候歌書抄物令再覽候て、 則度と御返事申候處、不 如何候哉、 其以後御書 扨ヾ無御心 去年夏之 又歌の

昨日御出座畏存候由、

猶期面謁候、委

事翌日ニ令申候故、いそき候、無正躰候、猶期後音候、申候、去正月三日之御札、昨日二月九日ニ相屆候、御返日中ニ返事とていそき申候間、とりあへす今日十日ニ令にて申候、それも屆たるとも御書中ニ無之候、返と無御てには御ふしんとも、御發句以下の御返事も、度と永文てには御ふしんとも、御發句以下の御返事も、度と永文

二月十日 山 「甑山公也」

已上、

「義久公御譜下卷末年號不知內也」

伯老御返事(義久)

「御文庫三番箱寳鑑中」

915

人の左樣に可申候、され〔ハ〕誠に似たるうそ。て候、後中候哉、對我等幸侃無比類馳走人にて候つる間、推っも幸侃か內儀へ、我等懇仕由、委被聞及候との、龍伯之書

候てよく候ハんそと申候間、源次郎、又八郎へしたかひ、たより、折々使ニも參、自分ニも參候て、身上之儀如何三月上旬に、北鄕與右衞門尉と申候者、幸侃後家子共か

やうに、二三度與右衞門[へ]申きかせ候つるか、後三月間、至眷屬まてもわろき事ハ不可有之候と、うけこひ候即時に可相果候、亦し[な]ひ候ハ、、武庫之むこにて侯即時に可相果候、少もたてつき候ハ、、源夾郞身上

之存分:成事、近代別而のやうに候間、自今以後、

申覺悟もち肝要候、君臣之間『てハ、理非『不立入、主

不參候、右之段と、友枕を以武庫へも申屆候事候、其上中旬よりへ與右衞門尉も其外之者も、はたと我と所へへ中旬よりへ與右衞門尉も其外之者も、はたと我と所へへやうに「三萬與右衞門」へ「申きかも修べるか」後三月

我とハ無二ニしたかひ申候へと、とれ〈\ニも申聞候間、を分別候て、 したかひ申候覺悟候へと申越候、當座より源次郎かたへ幸侃はて申候二日已後之狀にも、君臣之道

七月四日

自然に聞え可申候、

4 月 日 日

「近衞信尹公ノ御狀ニテ御名モ宛モナシ」

917

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」七八二號文書ト同文ナリ) 「義久公御譜中ニ寫ノせ置候也」

916 「御文庫三番箱寳鑑中」

寒天『候之條、御養生之儀肝要候、拙者も夏已來以外相 再發ニ付、無其儀由、以面可申と存候處、 芳札本望之至候、抑內、可有御上洛候之處、 御殘多候、 持病之御虫 漸

令祝着候、 上洛之由、尤目出度候、 次二歌書加一覽候上、再三披見申候、 將亦、公用之黃金十兩御上候、 一段可

煩、于今無快氣、令迷惑候、俄老耄無正躰候、扨ゝ少將

又事外相煩、此書中漸申躰候、 下申候き、 可有御秘藏候、道正かたより便冝在之由申候 相屆候哉、 猶委可申候へとも、 猶期後音候、恐 ~ 謹言、 昨日

然抄物候、

つる間、

伯老

九月廿一日

判「龍山公御判」

分無疎意候、 朝野・小寺・伊達其外歴との衆、 一段 < 〜 馳走無如在候、可御心安候、書中當座ニ火 殊ニ今程福嶋左衞門太夫・加藤主計 沙汰之限之由申、

猶、、

われら事、去年已來のやうとも、

悉諸大名聞

中人

一白木之文箱之事、愚狀ニモ何とも無之由、 病中故、書落申候哉、無是非候、伊勢國一身田專修寺 以外相煩申

去三月二日之御札、卯月廿一日相居、披見本望候、

れらしきをかしき物:候へ共、文箱上手之由申候間! と申候寺ゟくれ申候間、拙者より貴老へ進之候キ、こ

御心さしはかりにて候、一唉~~、

さ五とらハつゝミにハ候て、文の內ふと候かき付ハ、 信尹・女御なと母にて候と存候、則以主水尋候へハ、

可爲其趣候歟

不相屆仕合之由申候、定而進藤かたゟ、猶可申由候間、

友枕そへ狀仕候て可下候由申候間、

さやり:存候へい

鷄羽虫之養生藥之事、先書ニくハしく申候キ、 不相屆

猶以只今も申候、 候哉、餘々くとき程ニ申候と存候、 御合點不行候歟、

しゝのあかりかね候ハ、病ニより申候、とうけにてし

ゝひけ、あかりかね候も候、

のすりと申候病にて、しゝやせ、あかりかね申候も候、

うちもちあしく候てのも候

かれきと申候病により候てのも候、非一樣候、 やうともこ、 別紙二注進之候、拙者以外相煩、 于今無 そのミ

快氣候間、人にうつさせ候て進之候、

河原毛御馬、扨、ためしすくなき事候、一目見申度候、 不可成候と存候、鴾毛駮のたけ四歳なと候に、さやうニ 是非共令下向、一覽申度と存候へ共、如此相煩候て、

可申候、くれ~~一覽申度候、さ樣の馬よきハ上方に 大たけなる駒まれなる事にて候、 猶とたけハ大ニなり

て候、先年御上洛之刻、以意齋われらへ給候御國之馬 ハ無之候、惣別馬形のミ事なるハ、御國の牧の馬共に

段~~馬形よく候つる、

乗

氣

ハすくれ

不申候

望申候間、 くれ~~見申度候、 無了簡遺候つる、

こゝもと當時何とも~~女房公事さゝへ事おほく、 氣

遣諸人申候、我等も去年さたの限之事共候故、こりは

候つる、相屆候哉、 て申、ちとのんきかたく、三罷下、 **乍去相煩候間、** たのミ申度之由申 心はかりと存候、

唐扇二本給候、こゝもとめつらしく、一入秘藏申度候、

折~の御音信、 祝着申侯

稅所罷上候時、公用之金之事、貴老よりも可被仰候間、 又八郎殿へ、われらゟも申候へとの事ニて候へ共、終

候、乍御六借いまゝてのことく、貴老より御上候て可 - こゝもとへハ無御出候、 又可申間も無之候故不申

申候へ共、猶~申候、

鷹之病多事候、下國申、さやうの療治得御意候て仕度

鷹の養生、

羽虫羽ミたれのやう共、くハかしく先書ニ

給候

さりとてハ見事之馬形候

其馬輝元家中三浦兵庫と申候者、無理ニ以意齋所

「御文庫寶鑑中」

伯老床下

Щ

追而申侯、

猶期後音候、恐〃謹言、 て、此書狀もわけみえ候ましく候、ふせりなから申候、 返とくハしく申度候[得]共、于今散~~ニ相煩候®^ 卯月廿五日 山 「龍山公也」

> 其刻羽虫之藥ノ方をも注下申候キ、 候、平田弓兵衞尉ニ渡申候キ、

御用之事、毛頭、、不可存疎意候;

をそろしきまなこのつきやう、こしまへのつよく見事

なる事、かしらの見事なる事、鷹つねよりも大ニ侯、

扨、見事なる大鷹見申候、若鷹にて、つらのふすほり、

り、わしすり。て尾よしもましり候、少あいきと申候 くまたかのせうなとゝ可申躰゠て、これも尾の符かわ

病氣候を、われらをたのむよし申候ほとに、炙治を仕、

藥七日計飼申候へハ、こと < ~ く直申候、主一段 < ~ 人にかくし候て、令所持候、乍去、拙者執心:存候ハヽ、

くれ候ハん様゠申候へ共、今程われら相煩候故、 いつ

れも自是可申候由申候キ、扨と御めこかけ度候、御懇望

靏の事ハ不及申候、白鳥も可取候鷹の大さにて候、乍去 候ハヽ、何やうニも可令馳走ものと心ニ存候事候、鴈

以おもしろき事と存候、百居、二百居の内ニ珍敷候鷹 いまたあらたか若鷹ニてとり飼不申候由候、其儀ハ猶 申候、 相屆申候哉、

羽虫ノ養生藥并羽亂之藥、其外鷹之藥共、調合候て下

御返事終『無之、 御心もとなく候事宗古『渡申候#、

此方へ御ミせ候歌書、令再覽、下申候、相屆申候哉、

歌連歌の事、御ふしん共、大形注進之候キ、

愚意憚多

先日又御一書にて承候事共注候て、愚老覺申候分下申 候つれ共、應御意候+、 是又相屆候哉

懸御目度候、以外相煩候へ共、いにしへすきのくちと にて候、大黑符にて候、尾すけまて符を切つめ申候、

て、ふせりなからねむしろのうへより令申候、書中火

中~~、今度少將御下國之刻、御鷹まいり候、 相叶御

候、扨ゝ参あい候て、馬鷹の事御物語申度候、書中火 來候、無用と可申心中□いまた無便冝候て、返事不申 意候哉、此比われらかたへも、大鷹從東國可上之由申

卯月廿五日

山「龍山公也」

伯老床下

御不審之條

歌之題、 如仰珎敷存候、 明題集并題畵共引合見申、こ

れより可申候、

をしかふす夏のゝ鹿の道をなゞしけき戀路にまよふこ

ころ哉

此みちをなミハ道なきと申詞にて候、をしかの夏のゝ

草のみちもなき中を、つまをたつねまとふやうこ、 れも戀路:まよふとの心をよぇたる歌:て候、

わかのうらにしほみちくれはかたをなぇあしへをさし

てたつなきわたる

このかたをなぇも、

かたもなくにて候、

しほのみちく

るまゝに、いつくもみちくるしほに、方もみえす候に

より、田鶴かしたにはえすハり候ハて、たちいてゝあ

しへをさして、とひらかれなきて行さまにて候、かた

をなき、みちをなき、いつれもおなしてにをはにて候、

いまよりハつきてふらなん我やとのすゝきをしなゞふ

れる白雪

なミてふれるしら雪、いまよりハつきてふれ、さても 此をしなミの御ふしん、これ又心かハり申侯、 薄をし

すゝきにふりかゝりたるうす雪、はつ雪のおもしろき

事をつきてふれ、見たきよしの趣向也、ふらなん、此 なんハ下知の詞にて候、つきてふれと申心にて候、

此

なんといふ詞も、ところによりかはり申侯、

わ

920

尾ノ薬

雀を丸なからくろやき゠仕、なへすミとうふんに合、

わか屋との花みかてらにくる人ハちりなん後そこひし

かるへき

ちらふするのちそ戀しかるへきにて候、 花見かてらハ

花見のついてといふ詞にて候、

921

をりかたまり候、

ましく候、これを此まゝめしをかれ候へく候、 **猶と、此一册御氣に入候ハ、、御らつし候まても候**

うち御ふしんも候ハ、可承候、かたのことく相傳申 **〈\こゝろしるしにうつし書付一候册にて候、**

叉此 われ

かた先年注進之候五形にて候、 **猶其外にも聊習申候** 候間、覺申候分ハ可申候、早馬ハ又各別にて候、大

間御尋候ハ、可申候

922 「御文庫三番箱實鑑中」

之至、尤喜悅秘藏候、 遙久不申通疎遠之處、 別而無御疎意由、 芳札殊唐鐘金、 臺銀 被上候、 本望此事候、 懇志 誠

信長令分別、義昭不謂御存分無是非候、早、可令歸洛之 不思寄依倭人之所行、京都令退座、無念之至侯、然共、 再三雖申越候、 一旦失面目候間、 至于今者、不及覺

电

悟由申放侯、然者、江州南北・越州・四國衆悉令一味候

くつすりの薬

にもよく候、又友馬にくハれ候疵にもよく候、

馬のせをとりたるにもよく候、すりむきかハめきれ候

こわかし、しほを入候て、あらひてつけ申候、此樂ハ 候、日に二度も三度も可付候、つけさま゠しろ水を湯 けもやかてなかく成申候、

毎日七日ほとつけらるへく

わけすり入候やらに仕候へハ、はやく尾を出候て、た こまかにして、せゝなけのとろにをしあわせて、尾を

うへをふきの葉にてまきてをき候へハ、やかて ⟨<u></u>な からしをすりて、すりむきたるうへにつけ申候、その

呵 近日拙身も令出張候、則可遂本意候、 可御心安候、

猶進藤左衞門大夫可申下候也、 (元亀元年) (近衞前久) 狀如件、

嶋津陸奥守入道殿

923

「御文庫三番箱寳鑑中」

好便之條令啓候、仍去年豐・薩兩國和睦之事、

以御朱印

儀共祝着申侯、猶追而可申侯、恐∠謹言、 (天正十年) 六月十七日 (近衞前久)◎(花押)

若鷹事、右之趣候間、

御無用候、次沈香百兩、

御懇志之

修理大夫殿

修理大夫殿

前久

(本文書ハ「舊記雑錄後編一」一二七八號文書ト同文ナリ)

925 去年指下柳澤之處、 「御文庫三番箱寶鑑中」 別而馳走、殊大鷹一本、黃金百兩、

併被對天下可爲支候條、

御分別專一候、委曲申含伊勢因

幡守候き、

猶道叱可申侯、

恐∼謹言、 (近衢前久)

修理大夫殿

三月二日

候、其故者、到藝州不圖可被及行之由候間、於相滯者、 被申下上者、從雖御存分候、被差置意趣、無事之段可然

度懇意段、祝着此事候、 猶昭光·昭秀可申候也、 馬三疋到來、令悅喜候、

重而太刀一腰・黄金拾兩、

寔每

三月十四日

嶋津修理大夫殿

924 「御文庫三番箱寳鑑中」

芳札披見候、抑天下之樣子、不可有隱間、不及是非候、

拙者事、其已後先令蟄居躰候、於自然之儀者、可賴入候、

926 「御文庫三番箱中」

謹令致言上候、抑改年之御大慶、千秋萬歲、 重疊雖申上 |義久公御譜中卷末年號不知也、案文有之トアリ|

事舊候、猶以不可有休期候、 珎重幸甚~~、隨而被任修

理大夫之由、忝蒙仰候之條、 態捧慶書候、仍御太刀一腰・御馬一疋、奉致進上之 相定官途候、 就此等之祝

候、何樣永日中、御賀瑞倍可申上加候、此旨以宜預御披

佳事恐惶敬白、 (永祿八年) 進上 大野駿河守殿

修理大夫義久(在押記

单

(本文書ハ『푴記雑錄後編一』三一○號文書ト同文ナリ)

熟談、祝着此事候、當時御聢之由承及候條、啓達候、熟談、祝着此事候、當時御聢之由承及候條、啓達候、 連ヶ無音罷過、 · 諶非本懷候、到宗誾者、節 ≥ 於京都茂遂 《��『鑑賞》 927

「古御文書三番箱中」

無違易可申通段所希候、 仍荒駒一疋萧毛印令進之候、 聊 俉

表心緒計候、恐々謹言、

五月十一日 秋月三郎殿

龍伯

929 「御文庫三番箱中」

敬白 起請文之事

今度關白殿 則關白殿高野之御栖にて相濟候由、 大閤様へ逆心被思召立由、 其聞候へとも 大閤樣被聞召

付、

928 「御文庫三番箱中」

勞候事、從是旦夕祭存計候、然者梅北慮外逆心を企候之 依遠國、 渡海已後無音罷過候、 誠非本意候、

夜白被成辛

故、某事モ於名護屋及折角候處、 大閣様 上意忝候て、

寄持二進退指遁候、此等之儀二付、「本マー」 被仰出、爲 上使幽齋老下向候、 薩・隅之置目可被改 拙者 年 案内者仕候

へと承候間、當時在國候、將又御檢地之事、淺野彈入殿

御當にて、一揆成敗之由候て、肥州八城へ逗留候、從彼

方直可有下着樣、聞得候、返~高麗之直說無之候間、

心元令存候、便宜之節、 懇 - 可示預事大望候、恐 ~ 謹言、

七月廿三日

又一郎殿(島津久保)

ちへ如在を存ましく候、 若何事か出來候て、亂ニ罷成候共、一圓ニ もし到其時、 右之とをり相違っ 大閤様御す

おゐてハ

「末女ナシ」

930 一三番箱卷二中」

旁神妙候、春日・八幡・天滿天神茂御照覽、 今度三ヶ條、以神載深甚被顯心底、誠爲當家之、爲我等、 何樣同心之

毛頭不可有忘却者也,

(文韓四年 二月廿八日

龍伯

新納武藏入道殿

(本文書ハ『崔記雑録後編二』八三○號文書・一四六八號文書ト同文ナリ)

「御文書三番箱卷二ノ中」

931

白坂七右衞門尉を以、 加治木御藏入、去年之收納進上遲

ν、不可然之由承候、尤"候、然者下代曲事"候之間; 途可噯之由申付候處二、 般若院へ被仰下候趣者、急速

> 御藏入之儀者、幸侃存知之儀候間、右之借銀返辨并利平 付候、さてハ於其元被遂糺明、 何篇可被仰濟候、 惣別彼

先以治少老御氣色惡故、御墨付等停止可有之由承、迷惑 之儀等、書面之旨、具幸侃へ申聞候、定油斷有間敷候、

自然之時者、御取合所希候、將又高麗上米返辨之儀申付 千萬:候之處:、 此度寶泉坊へ御傳書到來、令祝着候、

每篇白七用口上候條、 不能詳候、恐ょ謹言、

龍伯(在押話)

候

(島津養弘) 八月廿九日

932 「古御文畫三番箱中」

やうニ令口能候、曾別なる儀ヲ不申入、不承候 家康へ參候事、又私宅へ入御之儀、少モ僞なく、 條 v 有

被申上候、恐〃謹言、

八幡・春日・愛宕山モ御照覧、

僞無之候、以此趣ヲ委可

正月三日

龍伯(花押品)

伊宮內少可差上之由承侯間、任其意、近日中可罷登由申

られ、

934

「古御文書三番箱中」

謹上

兵庫頭殿

正月六日

追而申候、

おくうり知行まいらせられ候、さやうの御禮

へ共、何かとさし合、漸今度被遣候、於樣子者、かの者 義として、河上七郎次郎さしこされへきにて、被仰付候

可申候、兼又本源右衞門尉、 治少老より神文血判ヲさせ

何そ被仰出たる由、つたへ承及候、我とへハとか

く不申候、無心元ふしん深重候、御心得のためニ令申候、

「古御文書三番箱中」

933

賀可申加候、 抑爲此等之祝儀、任舊例五明貳本令進之候、 改年之御吉兆、 慶事、 千喜萬祥、 恐ゃ謹言、 **猶更不可有休期、**

修理大夫入道龍伯(島津家久)

倍永春中諸 935 御出船之儀何分候哉、 「古御文書中在三番箱卷二」

多幸、、、

く候、同者鎌田左京亮、別にも御用候而、 然者東山へ御用之儀候而、 書狀進上候、 可致祗侯之由 御持せ有へ

其後御左右無之間、

爲可承用飛札

方樣御上着之由風聞候間、『家康》 申付候條、彼者へ持せられ候而可然候する、 其通申越候き、 然處頃罷下候 次先日

申分如斯侯、恐ょ謹言、

定頃者御光着候らんと申、

先申越者虛說:候、

此段爲可

者之申者、三月十五日上方罷出候、其まて者無御上着候、

少將殿 卯月五日

參

龍伯〔御判〕

又八郎殿(島津家久)

兵庫頭殿(島津義弘)

他言有間敷候、

恐门

かしく

六月二 日卯刻

龍伯「御判アリ」

又八郎殿

龍伯

百姓をあいれひ憲法たるへき事、民の飢寒をおもひ、 「御文庫三番箱中」

苦惱貧富をしるへし、

屋作をけつこうする事、いにしへの賢王ふかく是をき んす、一治罰をうすからしめて、勸賞をあつくすへき

民のかうさくのいとまをまもつて、めしつかふへき

君の利を本として、わたくしの利をたしなむへからさ

民の利をさきとして、をのれの利を次にすへき事、

ほしいまゝに、たゞの物を取へからす、民まつしき時 君の財也、忽緒すへからさる也、一人の心をやしなう ハ、君財なし、たとへは枯たる木の本のことし、民ハ

す、正直をもつて民を隨ゆる時ハ、身命をかろんして

つて人を竟時、其身をしたかゆれとも心へしたかハ をもつて情とす、眷屬をかへりミるへき事、一威勢も

心をそむく事有へからさる也、

下らうのとかをいふへからす、下﨟の無禮をいふへか 信用すへからさる事、一我あひする者なりといふと らす、一さんけんと讒訴とを用へからす、虚言中言を

君に忠あらは賞を行へき也、一家をおさむるほとの者 も、科あらは罸すへし、我にくむ者なりといふとも、

ハ、國を治めへし、たゝ民を憐む者をもつて、君の器

となすへき也、一人ハ罵詈誹謗するとも、うけとりて

これをとかむへからす、

隱密してはつかしき事、是をなすへからす、人の眼天

にかゝる事、

獨言なりといふとも、比與のことはハつかうへから

す、人の耳壁につく事、

す、人の文を〔並〕を取て、これを見へからす、

一利口を云へからさる事、一ふるきほうくよむへから

あしき若たう是をつからへからさる事、一あしき友に

ましハるへからさる事、い上廿ヶ條、此旨を守て、殊

「御文書四拾八番箱中」「義久公卷中」

937

(本文書ハ『舊記雑錄後編一』八五七號文畫ト同文ナリ)

「右義久公御文書中ニあり、御名年月等なし」

に人を成敗人也、

覺

大佛御造立:付而、 からかね、 地かね被仰付候事、

右のからかね、 定而國役二可被仰付と存候、

木食上人へ談合申候事、

所御供衆ハ可被相殘事、

りニ被申候事、 付朽網平六事、

事

以上

斷有間敷事、

伏見御城番ニ付て、 人數可被召上由申下候き、

然者貴

大刑少殿內閑齋と申仁弟、貴所へ奉公させ度由、 しき

出水瀨崎父馬之事、付母駄給候由、 六右申上候御禮之

さいしやうとのさかしく候事、

「御文庫四拾八番箱中」「義久公卷中」

938

無人笑止:候事、

境目ノ小城、、くりいれらるゝ由、

尤候事、

付

豹皮御禮之事、

何も御由

馬之事、 被仰付御道具之事、

家康一段御ねんころの事、

すぐニ御歸朝にて候ハ、、

御つほ二ッ下候する哉之

事

こゝもと何事で此間に相替候事、

忠長・抱節・作さへもん各とへ相心得へきノ事、

又八郎殿へ御音信御禮義之事、

五月十日

(本文書ハ「舊記雑録後編二」七五九號文書ト同文ナリ)

人と物さたの事

御藏米いまた無上着事、付何事を國元曖遅といたし、

今程無事ニ候事、

笑止:候事、

又唐船之事.

天子御惱之事、

以[©] 上

(本文書ハ「舊記雑錄後編二」一四九八號文書ト同文ナリ)

「御文庫四拾八番箱中」

939

之儀御入魂所仰候、仍御太刀一腰・馬一疋・緞子五端! 爲當年之御祝儀、以使者申入候、陸奧守罷上之條 御前

致進入候、表御慶詞計候、恐惶謹言、 龍伯〔御判〕

三月十八日

本田上野守殿

人ҳ御中

龍伯 鳴津修理入道

本田上野守殿

人×御中

940 「御文庫四拾八番箱中」

門尉事者、藏入糺明ニ罷居候ハて、不叶儀候間、召留候、 就御能、 山田彌九郎、 本田與左衞門尉被召寄候、與左衞

此旨彌六を以申越候キ、 彌九郎事者、昨日此元弓場始之

振舞御座侯、客之大將ニ而候故、留置侯 于今者可爲遲

▽候へとも、先被差遣候、將[又]頃京都へ早打可被差登 ◎*

之由、先日承候ツ、就其、書狀等調置候へとも、とかく

音なしに候、急度罷上候哉、又被差延儀候哉承度候、

恐

七月廿日

龍伯〔御判〕

又八郎殿

941 「御文庫四拾八番箱中」

- 御佗申候へ共、頻 - 申付候條、領掌仕候、さてハ出水 存松・抱節へ被仰付儀、具ニ申聞候、然者難成之由、深重

應御下知、御奉公可仕由、抱節申事に候、自然御座所な 之事、御置目:慥:被仰付、乍勿論武庫於被成御座候者、 943

「全上」

年頭之御慶不易珎重~~、

喜入大炊助差渡候、

仍五明三本・道服二茶之綾令進之候、

抑此等之祝儀彼是爲可申談、

猶巨細者此者可申達候、 佳事、 恐ょ謹言、

正月十一日

龍伯〔御判〕

942

「御文庫四拾八番箱中」

抑爲此等之儀、使書并太刀一腰・馬一疋遣之候、寔表祝

改年之御慶重疊雖申事舊候、猶更不可有休期、多喜不易、

言計候、

猶永日中、諸吉可申承候、

謹上

又八郎殿

正月廿三日

修理大夫入道龍伯[御判] ◎(花押)

佳事、恐∨謹言、

又八郎殿 三月廿五日

龍伯(御判)

944

「御文庫四拾八番箱中」

申候つれ共、さして申事ハ無之候キ、 然處ニ當年八朔ノ 其方ヨリ出候目錄之事、 檀紙ニ被書候、

いかゝの由度

۲

目錄モ多と檀紙見之申候、

伊勢向庵へたつね申、聞書如

此仕置候、御目ニかけヘキタメニ、書うつし進之候、今 度平田弓兵衞尉ニ承候モ同前ニ候、其元へモ向庵下知に 人の傳にても候哉そと承度候、ヶ様ナルふしんの儀ハ、 てか候らん、我と承ちかへ候敷、不審:存候、たゝし別

候

存候、

無腹藏はれ合候て、猶モ不審候ハ、、後便ニたつね申度

兵部なと「御たつね候てきこしめし候へかしと存

別にならひ有事ハ、うけ給及ハす候、もろゆかけノ右ノ 又的ゆかけの事、うけ給候キ、的ゆかけのこしらへとて、

方へをと矢さす穴ヲあけられ候て、御事かけ候ハ、、先 よく候する、あけやうこなとならひ候、 追而可申候、

又八郎殿

と程遠様:候ハヽ、

圓ニ罷成ましき由、

申候、

爲御心

恐ゃ謹言、

ケ條候、 此者申え候ましく候條、老筆をわなゝかし候、

かしく、

八月七日

龍伯「御判ナシ」

少將殿

「家久公御譜中、年間不知ニ在リ」

「御文庫四拾八番箱中」

945

不能詳候、恐ょ謹言、

御書中委遂披見候、於樣子野村才右衞門尉へ申含差越候

□月十六日□月十六日

龍伯〔判〕

「家久公御譜中、年間不知ニ在之」

「全上」

946

猶 ~ 可致判候へ共、別儀有ましく候條、 如此候、

日之間、罷越候て、可致見物候、定日可承候、御報待入 其許御能之儀、此十九日必定候之哉、左候ハ、、拾七八

候、恐 ~ 謹言、

六月十一日

龍伯「御判ナシ」

少將殿

「家久公御譜中、年間不知ニ在之」

947 「全上」

入へ明日御たて候哉、是よりも用談候、こなたへ御遣し 今日の鷹かりハ不罷成候、鷹衆モはや返し申候、新もく

なれやらてこそ居候へ、かしく、

候へく候、拙子ハさむく候へは、うつミ火のもとを、は

貳月廿二日

龍伯

又八郎殿

948 「御文庫四拾八番箱中」

角御越候て可然候之條、 昨日之書狀も〔多〕部令披見候、從是以書札申候樣:、 萬爲御存知候、恐惶謹言、

薎

五月廿四日

龍伯〔御判〕

致了簡、

發句書付進入候、

明日者、

先百歌可有之と存

又八郎殿

「全上」

949

付、預御狀候、 誠年首之御慶珎重~、 何れ今日者、 然者、 可有御越之間、 先日以高崎彌六申談候儀二 以面可致御

先~發句令進之候、

恐ょ謹言、

正月十五日「慶長中」

龍伯〔御判〕

順再返未無之儀候間、

明日之事二者、

可難成候へ共、

發句なとハ、兼日心靜ニ案し候ハてハ、不成事候、

候處、發句之事、急ニ承候、何事もヶ様ニ俄ニ被仰付候、

談合候條、 不祥候、恐、謹言、

正月九日

少將殿

龍伯〔御判〕

家久公御譜中年間不知ニ在リ」

「御文庫四拾八番箱中」

950

猶 故、一段不出來候間、慰畋・玄與なとへ、被成御尋、 ٤, 明日者被差延之由、 承候而、 致由斷候、 俄之

可被取直候、

年首之御慶不易珎重と、仍明日之千句發句之事承候、種 案候へ共、はや老衰仕不罷成候、乍去、 抱節・大炊助

又八郎殿

951 「御文庫四拾八番箱中」

京都任 幸便之條、用一書候、 御下知、分國中所替 - 相定候、就其知行等茂相

不道行候、殊幸侃腫物、 かハり候之故、諸人之知行も皆ゝ支配仕直候間、 彌此比令再癈侯之條、唉止候、 一向

各、返地等、今度之御檢地之上を以、令配分候之まゝ、 併談合最中候之間、可相濟かと存候事

我、上洛之事、 不可有存分候へとも、不及料簡候事 可爲年內之由、

中之置目:諸篇隙入候之間、 爲使者平田新左衞門尉指 於京都出合候へ共、 391

上せ候儘、其御返事次第二可致其分別事、

頃者、菟角之説も無之候、何分ニ相濟候哉、無心元令 高麗和平之噯、此表へハまち~~に相聞得候、 圓二

京都屋敷之儀、 凡家作等、門なとも如形可致造畢之樣

洛中可被見合之由、玄以法印・增田殿・石田殿・長束 - 候ツ、然處ニ 大閤様御假屋許『可罷成在所を、於

殿、此御人衆へ被仰付候へハ、此方之屋敷并家居等モ、

御假屋。可然之由、被仰定候、

因茲、御談合共候哉、

茂祝着不可過之候、仍其方うもしの事も、伏見へーツ 聚樂之內ニ御殿を餘多被下候、誠外聞と申、世上之覺

日被成移之由、相聞得候、爲御心得候事、

柳と申仁之在所、明合候を、被下候、依其、先月十七

拙者大口へ可罷移之通、於京都申入候へ共、餘々住居 難成在所候之間、大隅之濱之市近所ニ、屋敷を構候て、

武庫者蒲生を可爲居城と申上候、雖然、鹿兒嶋へ移候 年內必可罷移之企にて候事、

> 將[又]武庫者年內上洛ニ相定候へ共、とし明候するか。 と、相存候事、 へと承候、乍去、先以中宿として、帖佐へ被成移候事、 **猶追而可申通候之間、不能細筆候、** 恐

> 謹言、

霜月十二日

龍伯〔御判〕

又八郎殿

(本文書ハ「舊記雑錄後編二」一六二九號文書ト同文ナリ)

952 「御文庫二番箱義久公一軸中」

泰平寺法印被 仰出之趣、忝候、殊御太刀一腰・馬一疋、 御書畏而頂戴仕候早、抑去夏已來言上之旨候、 然者、以

致拜領候、眞面目之至候、仍至伯耆家和融之段、被成御

下知候、存其旨候、細砕右法印可爲上聞候、此謂宜預御

取合候、恐惶謹言、

七月十日

伊集院右衞門大夫殿

其段委曲彼使僧『申聞候之間、

不能審候、

可得御意候、

同前令進覽候、於此上者、

可然之樣御分別最可目出候、

其御返事、

態捧啓書候、仍去秋時分、被對相良義陽、御神文到來候、

飜寶印之裏、覺悟之旨被申顯候條、

城親賢以

954

一御文庫箱中_

953 去年以來者無音罷過候、 仰聞者、 秋月方、以使僧被申達之趣、被成御分別、彼者共江於被 恐惶謹言 然者御內意之段承、 可爲恐悅候、 嶋津殿 卯月六日 參人△御中 猶用口狀候、此之由可得御意候、 仍貴國江龍造守方今程不通之由 御和睦之儀、致媒介度之旨、從 舜有〔判〕

恐ゃ謹言、

十二月十三日

嶋津殿御宿所

伯耆

參御宿所

顯孝

(本文書ハ「舊記雑錄後編一」一一八七號文書ト同文ナリ)

955

彦山座主

舜有

Δ

0

嶋津殿

參人ҳ御中

「御文庫御寶鑑中」

今度之仕合、武庫無人故、對內府不被任心中、逆心と諸 此紙面、龍伯へも、又八郞へも可被入見參侯、

の沙汰、無其隱候間、弥以其旨、急度被差上使者、可被 人令推察事候、然〔三〕、龍伯・又八郎ハ、前後咲止かり

內府御內證無異儀候間、是又可心安候、

かしく、

嶋津圖書頭殿

中理事肝要候、次敗軍之時之衆數人、我、所にて置候!

十月七日

(本文書ハ「舊記雑錄前編二」二七○○號文書ト同文ナリ)

嶋津殿

宗麟

元巢

伊勢兵部少輔殿

利庵

本田六右衞門尉殿

「御文庫二番箱一軸中」

956

其堺之儀、弥無事之由承候、尤肝要候、然者、飫肥表未

落着候哉、任御入魂、重、至日州可申遣候、仍太刀一腰・ 織筋五端送給候、祝着候、猶妙圓寺可有演說候、恐丷謹

(本文書ハ「舊記雜錄後編一」四二七號文書ト同文ナリ)

嶋津入道殿

麟泉 志岐兵部少將入道

言

宗麟(花押69)

嶋津殿

十二月十三日

958

「御文庫二番箱一軸中」

今春之御賀祥千喜萬悅、 猶以不可有際限候、 多幸 ^ ^ 、

抑此等之爲御祝儀、太刀一腰・織筋ニ端令進獻候、誠補

二月八日

謹上嶋津殿御宿所

佳例計候、諸吉永日中可得御意候、恐×謹言、

修理大夫賴房〔判〕 (相良義陽) ◎ (花押)

併奉表御吉例計候、宜預御披露候、恐惶謹言、 由、承及候、千勝萬勢目出訖、此等之義言上候、義俊代 申談候、旁以同心忠貞不可有餘義候、仍弓五張進上侯、

今年之御慶不易萬幸^^、 抑 舊多以菱苅御知行御在軍之

頂月廿二日

嶋津入道殿(貴久)

御奉行中

(志岐諸經)

謹上 嶋津殿御宿所

修理大夫賴房相良

(本文書ハ「舊記雑録後編一」三六五號文書ト同文ナリ)

「御文庫二番箱一軸中」

959

態以一翰令申候、仍去夏伊東方眞幸江被取懸候處二、以

御案中候、被得御大利候、御悅則雖申上度候、遠國之故、 御加勢之儀、伊東宗徒之衆數百人戰死仕候之由、承及候、

不及申候、 殊更當時者通路難成候條、延引之樣候、弥御堅慮之御行 隨此口之儀、豐州可任御下知之覺悟候間、 聊

無油斷候、御察之前候、將又於與州表、近日兵船被差渡

是又御退治程有間敷候、爲御存知之候、 恐惶謹言、 **猶追而可致**

言上候趣、可然樣御披露所仰候、 八月十二日 麟松〔判〕
◎(花押)

伊集院衞門大夫殿

脇刀一腰令進覽侯、表御祝儀計侯

土持右馬頭入道

960

「御文庫二番箱一軸中」

(本文書ハ「舊記雑録後編一」 六八四號文書ト同文ナリ)

伊集院衞門大夫殿

麟松

無音非疎意候、當時御行等細、承度候、委悉猶定泉坊可 至肝付表、長ゝ御着陳御軍勞之儀、察存候、遠方故每事

九月十一日

相達候、

重疊可得御意候、

恐ゃ謹言、

賴房〔判〕 (相良義陽)◎ (花押)

嶋津殿 御宿所

相良

賴房

嶋津殿 御宿所

(本文書ハ『舊記雑錄後編一』六八六號文書ト同文ナリ)

「御文庫二番箱義久公一軸中」

將〔又〕日向巢鷹□武庫有、

御相談一ツェよらす、

御

961

差上尤候、於此方切、被仰出儀:候之間、不可有御

由斷候、

「御文庫二番箱義久公一軸中」

筆候、 様:思召候へ者、 被成御添、 并檢地爲被仰付、 奥守も可被加御成敗候、國侍之儀者、可被成御赦免様ニ 明隙有り、 雖御內意候、佐陸手前之儀も、御氣色相直候、 □到來候、貴邊御下候砌者、殿下樣御腹立候て、佐々陸 切不可有御構候、 令申候、 一旦不致言上も企逆心候段、 恐ヾ謹□、 被差遺候、 上國義久御出之儀等、 正月十六日 仍肥後國有勘所へ貴所御折紙被遺候、 如何候而、 淺野彈正少弼・加藤主計頭ニ、 諸篇於御指出者、 其上肥後之儀、 能~御得心專一候、其元被 曲事 石田治部少輔 ◎(花押) 御相談尤候、爲其□□ 長岡兵部 結句押領も有之候 悉屬御本意候條、 思召、 肥州諸侍 左樣之掟 四國衆 安國

> 勿論、自今以後、 藥角一、被懸御意候、 致無調法候之處、 如貴札、 去夏就御上洛、此表被成御通候、 遠方之在所爲御禮、 連丶〈尊意事、所仰候、 ^{©可得} 御懇志忝之躰、 恐惶謹言、 **蒐角不及申侯、** 御使僧殊銃并南蠻 其砌、 心緒猶用口上 依御急

乍

態可令啓達所存:候之處:、從山伏殿使者被相下之由候

卯月三日

鎭胤(花押25)

候之條、

定而可被相達候、

嶋津殿

参貴報

星野中務太輔

嶋津殿

参貴報

鎭胤

猶心、 上樣御渡海、 四五月之比たるへく候、先一 963

「御文庫二番箱義久公一軸中」

舟無御座候間、如此之衆、渡海候て以後之儀候間、 羽飛・淺左京・羽大しら・羽下州、 被相越候、

番

渡海有度儀候へ共、 御渡海御延可申候、 御舟まいり次第候、 貴老様之御事ハ、少もはやく御 いかに候て

も不被任御心中義候、

此段者

公儀御存候、以上、

豐後國爲御改罷越候、

然處、

如此被 可爲本

成御朱印候、

急度有御請、

百姓等被送返候ハ、、 百姓等悉明走付て、 964

義久樣

人≈御中

「御文庫二番箱義久公一軸中」

以上

御目見之事、未御透無御座付て、 ||三日者不得御意候、

何共不被仰候、

幽齋

恐ゃ謹言、

遣なさるましく候、 と申談、やかて被成御出候樣可仕候、少遲候儀、 御き

高麗表之儀、小西攝津守、平安道と申所ニ居陣候處、 朝鮮大明者相集、去月五日及一戦、小西方を初て、其

在之、江陰と申所まて、取退候事、

外之人數打果申由、注進候、然候間、

都より二日路程

兵庫頭殿御座候所、 何事無御座候、 可御心安候、

も懸御目可承候、恐惶謹言、 二月十五日 (石田) 何事

嶋津義 御留守居御中

六月廿八日

山口玄番頭◎(セ押)

望候、今雜石物成共、 作毛時分候間、不可有御由斷儀候、

(表紙) 錄附 義 舊 久公 記 雜 年間不詳 錄 卷十二

966 「正文當家有之」 「川上武藏守經久譜中」

河上十郎左衞門尉日記持候て可有參上之事、

十郎さへもんさし合事候ハ、、十郎へくハしく申聞ら

矢ごたへの日記、 御當家御代とノ御手くミの日記 れ參上可有之候、

965

「正文當家有之」 「川上經久譜中」

犬はなしの所作之日記、

むか〔は〕きしたて候日記

候、就夫極意不殘之趣、 今度以、神載被達之事、誠感懷。(屬等)

當家弓馬之儀、到父貴久傳受之外、細密之條と連と相尋

之〔到〕候、此道不淺儀候間、⑩至

於無執心方者、聊不可致他

言候、事々、恐々謹言、

先此分ハ必持候て可有參候、其外ノ日記ハ其方心次第

たるへく候、御失念候所可有御談合候

二月十八日

龍伯(花押品)

川上武藏入道殿

「上書」川上武藏入道殿「朱ヵキ」

龍伯

事よくとゝのをり候へく候、

我らハーかううけ給ハらす

幸侃の事、

候間存せす候、

かの使モ先下候と申候間、返事申候へく

「龍伯樣御自筆」「上書」

已上

候、心もとなく候、又うたか事此間ハ色々あたき殿ヲた

ゝし候歟、あたきとのよりたゝされ候歟、

武庫ヲ申くつ

し候すると仕候もの天道つもり候敷、安宅殿はてられ

袈裟菊丸常久譜中_

967

共、より拾わけさん。入へく候、文もしのしるしは

かりニ候、

みのよしらけ給候、 とうりう申候間、 返事ちゝ申候、けさ菊身上の儀、 おほせまても候ハぬよきなき事にて たの 去年九月十七日の御文、十一月五日ニ罷着候、それより

更この度ハ何事モ幸侃をたのみ、京儀ヲとゝのへ候と聞 別儀なく候、然共此比ハ武庫しなんにて候、こと 京儀あん内者の事にて候ほとに、 定て

猶々袈裟菊治少へ御れいの儀、事の外安三いそきに

て候キ、ゆたん有ましく候、又めつらしからす候へ

Ł

幸侃所より申くたし候へと申付候、しせんくらミ候

間、其分:申くたし候、能々たしかに覺悟させられ候へ するかと存候、北鄕殿へ覺悟させ申せと安宅殿申られ候 候、さてハたのむ所有間敷候ほとにうたハ一定はしり候

候、それよりモ北鄕殿へ覺悟よく仕候へと仰られ候て、 やう、候てハ、むつかしき事ハけさ菊前、參さう、存

しかるへく候する、ゆたんにてハくせ事たるへく候、晴

存候、 る事、なけきの上のなけきにて候する、よく~~氣遣尤三 蓑かくのことく成候て、きとく゠けさ菊かやう゠身躰つ ゝき、さう:候處:、 うたゆへに又々めいわく:成候す 世間の理法ニもそむき、君臣の道ニモちかい侯、

かさねてめてたくかしく、

さたのかきりの事にて候、

一大事ニおほし候へく候、

猶

三月廿一日

りう伯

けさ菊うは

·義久公御譜卷末年號不知中」

968

「案文有之」

急度以飛札申入候、其地御城二之丸火事出來候由、 得候、誠々驚奉存候、遠國之故遲承付、此中延引迷惑仕 其聞

樣御取合所仰候、恐惶、 候、先々此等之旨爲可申述、貴老迄如此候、御前可然之

三月十三日

人々御中

970

「義久公御譜卷末年號不知中」

本佐州老人《御中

三月十三日

昨日町田ぬいヲもて申候齋藤源介か事、 「御自筆正文在山田彌九郎有盛」

候、自然名字名なとのまがいもかと存、

一筆如此:候、 油斷不可有之

かしく、

二月三日

龍伯御判

利安

利安

濱之市にて

如何

八代ゟ

400

恐惶、

片桐東市正殿

969

「全上」

「案文有之」

樣之御樣子御座候哉、千萬無御心元奉存候、遠國之儀候 急度以使札申入候、若君樣被成御煩候由、承付候、

故、遲承付早々不申上、相似疎意迷惑仕候、此等之旨爲

可申入、先と此者申付候、委細御報可被仰知事所仰候、

封力

「御自筆正文在山田彌九郎有盛」

971

「全上

道具、此中さしあたりこてとゝのへ、則彼之者ニ持參さ 幸便之條染筆候、仍齋藤源介、高麗より仰付られ候武者 せられ候、さてハほとのぶべく候、其間之おんミつ肝要

にて候、よく~~かたく其分別あるへく候、猶追而可申

竜〔御判〕 〇 (花押)

三月廿六日

利安

973

「全上」

「案文有之」

追而申候、白密一壺、はりの瓶一双、內花水山枡入申候、

御取合候、恐ゃ、

山枡者當國へ御座侯、

珎樣子候間進上仕候、可然樣可預

卯月十二日

五大力菩薩五大力菩薩

1

龍伯

大す…にて はまの市

... まいる 利安

近藤三郎左衞門殿

「正文在山田彌九郎有盛」 義久公御譜中卷末年號不知中」

974

「正文在國分衆南雲壹岐」

仍結袈裟之儀構芳意候之由本懷

401

猶期後音不能詳候、謹言、 至極候、將又紅糸一斤并硯一面送給候、御懇意難申謝候、 芳染之趣具遂披閱候訖、

四月三日

嶋津修理大夫殿(義久)

就出物之儀、去年以來其表『堪忍精を入之由、其聞得候、

辛勞之至候、未進糺明之儀、治少老稠敷被仰候、尤同心

一存候、弥、可申付事可爲肝要、寔連々奉公無疎意之段、

神妙候也、 謹言、

山田越前入道殿

卯月十七日

龍伯〔御判〕

976

「義久公御譜卷尾年號不知中」

「正文有之」

山田越前入道殿

山田越前入道殿「上包」

975

「全上」

肝要候、謹言、 先日內意之一儀、

五月十八日

家久〔御判〕

利安

龍伯

歸國間委曲可被申候也、穴賢〈\、

八月廿七日

候、仍扇子二本進之候、將又道舟長々此方堪忍候、

御執心由連々承及候、與風罷下候而、金玉共聽聞申度望

候間、令馳走候樣被申付候者、尤可爲祝着候、

就中歌道

先度寶西堂下國砌馳筆候、抑當門跡先祖寺、貴國在之事

嶋津修理太夫殿

龍伯様へ御伺候哉、可然やうに被申調

977 「義久御譜卷尾年號不知中」

「正文在高山瑞光寺」

先年依京儀、寺領悉致勘落、瑞光寺事茂久無緣之儀候之

間、

少分之地附之早、右目錄在別幅、

將又此度於門派大

「上包」

利安

家久

979

「義久公御譜中年號不知中」 正文在國分衆高橋辰左衞門

978

正文有之御自筆」

御夢想

「仝上年號不知中」

龍伯

進上 修理太夫殿

「仝上年號不知中」

「正文有之」

980

いろもかもかせの身にしむたもとかな

九月十一日之夜之曉、まきゑシタル御器一ツニ ツ、書之、との夢想也、色も香もノもの字ヲ、

字 かさ

> 至過分令存候、隨而雖左道候、 就伊地知備前守上洛、 拙者江白糸五斤拜受候、御懇志之 春日野百返令進覽候、猶

期後音可得御意候、恐惶謹言、

九月廿三日

謹上

左衞門大夫長治〔判〕

嶋津修理大夫殿(義久)

一義久公御譜卷尾年號不知中」 "正文在本田助之丞親長」

981

龍伯

ノ五器ノチイサキニ、書タルト見ル也、

403

光被上置候、慥以相屆申候、如御尊愈、當院永々可申傳 御書謹而拜見仕候、仍於大峯御祈禱之儀付、

御刀一腰盛

龍伯〔御判〕

切之一話相傳之儀、近來感悅之至候也、恐ゝ謹言、

長月廿五日

瑞光寺

候、 彌、御家門繁榮、御武運長久之丹祈無之、不可存疎

冝預御心得候、 恐惶謹言、

八月一日

賴惠〔判〕
○(花押)

「義久公御譜年號不知中」

雖可申入候、依遼遠之儀乍存候、仍上意之續、至國、面 上國刻、種、預御入魂候之趣、御憑敷存候、其以後節、 と宿老中、銘と申展候之處、各以得心被達上聞候、爰元

公私共申調候條、寔令滿足[に]、早ゃ於日州表一勢雖可@@

然共彼弓箭茂急度可事行之由候間、豐州・肥州之諸勢不 被差向候、當時豐前目之弓箭聊相支候之故、延引之樣候、

何茂御噂耳之由候、旁等從可被申候、恐ゃ謹言、 代未聞候、將又霜臺御事、此方御知人中江致物語候之處、 相殘、可被差立通承候、如此嚴重之請御內、候之事、前

本田彈正忠殿 參御宿所 源宗綱〔判〕

十月廿一日

本田彈正忠殿「上包」

(本文書ハ「舊記雑録後編一」二六三の一號文書ト同文ナリ)

佐と木越後入道

源宗綱

「案文有之」

猶ゝ任見來繻子三端令進之候、補書面計候、

候處、頓而被成御快氣候由目出候、依遠方此中御無音罷 其已後申隔候、心外候、然者御病氣之由相聞得無心許存

十月二日

過候間、

彼是爲可申入用使書候、

餘者期後信候、恐ゃ、

秋月長門守殿

983 「仝上年號不知中」

「正文在本田助之丞親長」

被添心候之條、重々被成、御書等、 御祝着之段被仰達 追而從戶次山城守方御具足一領被致進上候、於爰元別而

御肝要存候、此謂冝預御披露候、恐惶謹言、 源宗綱〔判〕

本田彈正忠殿

十月廿一日

(本文書ハ「舊記雑録後編一」二六三の二號文書ト同文ナリ)

984

義久公御譜年號不知中」

到陣中茂被相添候、同豐州へも親類衆同心差被連候、 追而戶次伯耆守方兩郡八人惣連署等、以後張行被相調、

是

入候、無案內之儀候間、

被成御談合可然之樣御取合賴存

將又乍輕薄黑絹二卷令進入之候、

誠補書面計候、

其已來無晉罷過候、然者照高院殿就御逝去、菊之坊迄申

又御書等重而親方可爲同前候、 恐~、

十一月廿一日

(本文書へ「舊記雜錄後編一」二六三の三號文書ト同文ナリ)

源宗綱〔判〕

٤,

十月廿六日

987 「義久公御譜年號不知中」

「正文有之」

祈念之事無由斷之様ニ憑入候、仍雖不珎候、任求得、仁 上洛已後無音:罷過候、爰元無相替儀彌靜謐候、

然者御

恐ゃ謹言、 如何『存候へ共、 王經二部 進之候、 口柄細。可被聞屆候、猶期後音之節候 巨細者彼者申含候、若輩之事候之間、

十一月廿六日

龍伯〔御判〕

986 「全年號不知中」

「案文有之

405

985

「義久公御譜年號不知中」

「正文有之」

到義久御札并扇子・杉原・織物・畏悅之由候、 仍沈香ニ

斤書載寔些少之儀候、隨而就御本尊像造加銀百兩、將〔又〕 ○亦 爲愛宕山領水田五町·門二被致奇進候、彼是被表微志耳 委細對秀存坊申達候之間不能重翰候、恐惶謹言、

九月五日

(伊集院) 〇 (花押)

愛宕山長床坊

988

「義久公御譜年號不知中」

以上

正文在山田彌九郎有盛

普請之儀『付、村田雅樂助急差下候、利安劫者之儀候間、(3四有信)(功) 肝付高山之內二田地二可成所在之由、其聞得候、然者彼

寄々之人數召寄可致首尾、樣々肝煎肝要たるへく候、猶 早~彼地へ罷越、 巨細之儀者、幸侃前より可申候、 雅樂助へ談合を以、普譜之様子見合、 恐ゃ謹言、

山田越前入道殿(有信) 十二月廿六日

龍伯〔御判〕

989

「義久公御譜年號不知中」

「正文有之」

向後者細と可申承候、

猶此者可申入候、今日者定可

(島津義久)

無正躰故令延引候、

かしく、

義性

「義久公御譜年號不知一冊中」

990

「正文」

以後、自然之時者、奉憑候外無他候、輕微之至候へ共、 渡海仕候、殊之外御懇に被懸御意候、大慶不少候、自今 去年不慮にわんおきてへの船、「ホーマ゙」 風ニあひ候て、それまて

一三たんしゆす、一四たんくわんきんす令進覽侯、 可然

|「此所朱甲」 |株二 15||御披露候|者、所仰候、恐ヶ謹言、

たくし里ぬし

(那覇里主)

爲御見物候、返酬迄もあるましく候、かしく、

御奉行所と 御中

餘醉

昨日者御立寄之段、人目實滿足此事候、殊御酒寄持參候

是又大慶不淺侯、早、以使者成共可申述侯處、

991 「義久公御譜年號不知一冊中」 993 「此本蒲生衆小山田種兵衞在之」 義久公御譜年號不知一冊中」

從 御門跡樣尊札謹令拜受候、如蒙仰先年上洛之刻、 別

而忝條と于今恐悅無極候、尤節と可申上之儀、任遠邦乍 剩御筆之三躰和歌被差下候、寔難覃愚意候、仍

雖乏少候沈香卅兩令進上之候、宜預御披露候、恐惶謹言、

御使衆壹人

田代甚介

御狩御鷹野御出之御供衆がり「本マ、」

澁谷次郎左衞門

御小者衆十二人 御兵具衆壹人 御小性衆十二人

御をうほう衆二人御茶湯御笠ノ役

御馬奉行衆一人

十一人內一人手替

御弓十張

御鑓十本

十一人內一人右同

十一人右同

御鐵炮十挺

壹人 手付 替衆 人

三人

壹人手替

一人手替 - **、」

壹人

一引目三ツ

野太刀ニッ

三人

御手鑓二本

御長刀

同弓 壹挺

同

御馬二ツ

六人

おもて口の御馬一ツ但ふたのしつか成馬也

407

案文有之

存候處、

月日

慶忠坊宛所

聖護院殿様へ

義久公御譜年號不知冊中」

992

「正文在國分衆伊地知作左衞門」

先度者御懇札欣悅侯、明日秀賴へ諸禮侯、 然者明晩に御出候て御あそひ候へく候、明日無出京候ハ

御出京候哉、

、、いつなり共其方之御隙次第待申候、委曲宗虎に申候、

かしく

「宛カキナシ」

「義久公御譜卷末年號不知、正文在松山衆養毛七右衞門トアリ」

「此所アキタリ」

御鷹衆

十二人

御犬付衆

志和知形部小輔(刑) 川上上野守

祁答院川內入道同私/鷹一もと 六人

氷吉采女正 年間一もと

「御文庫四拾九番箱中」

指通、昨日漸歸來候之間、追付今日美濃のことく、

尚以彼使者廿七日二上着仕候條、

翌日廿八二龜山へ

和田玄番助相添遣申候、如何樣返事可相聞候之條

巨細之段追而可申候、

就南蠻船之儀、使僧被差上候間、卽彼者龜山へ差越候、 以上、

兵被成一覽、無合點之段被仰書狀貳通到來候之間、爲御 治少事ハ濃州ヘ爲御檢地御下向候之條、先と日記之趣三

[二]被仰候、幸侃茂亦述懷之樣相聞候、 @* 被仰事候、殊幸侃へ一書、 存知進之候、就中船元江貴所然與無滯留之儀、不屆之由 無御登儀一段不可然旨、三兵 此旨納得候て被

入御念尤肝要候、恐ょ謹言、

十一月二日

龍伯御判ナシ

兵庫頭殿

寺澤志摩守殿

408

995

幸便之條用愚札候、 「御文庫四拾九番箱二卷中」

03

秀賴樣就御煩氣爲御見廻、

不圖

994

刻天草迄以飛脚申候つれ共、右之式候條、不及是非候、 此地駒追御見物有度由承候間、被成御越候へかしと、先 被成上洛候由、其聞得候、御辛勞之[到]無申計候、次者

寔殘多存計候、猶重而可得芳意候、恐~謹言、

三月廿六日

鳴津修理入 ◎(花押)

996

「御文庫四拾九番箱中」

依無指題目、其後者御無音罷過心外候、

仍巢鷹之儀從京

「義久公御譜中卷年號不知ノ內也」

點候、 都被仰付候間、 就夫如阿蘇表兩人差通度候、 通道之儀求麻へ度と雖申理候、 儅者路次等之儀、 曾以無合 無

等於有之者互可申承候、 恐ゃ謹言、 其煩樣可被仰付事所仰候、

兼又隣所之儀候條、

何篇御用

卯月十七日

加藤主計頭殿

嶋津入道 龍伯〔御判〕 ○(花押)

(本文書ハ「舊記雑錄後編二」七五一號文書ト同文ナリ)

「御文庫四拾九番箱中」「義久公御譜中卷末年號不知ノ內也」

997

當年之御慶珎重、、、、 方かかへも心得有へく候、 日中可致上洛用意候之間、 仍節、音信之儀令祝着候、 乍乏少鹿皮五枚進入候、 上着之刻何篇可申侯、 此旨其 然者近

誠祝

言之驗計候、 一月廿九日 恐ゃ謹言

龍伯〔御判〕

998 御文庫四拾九番箱中」

節、可令啓之處、遠境故無其儀候、仍舊多以兩使如申登

大友家連、懇望候之哉、引卒他邦被執懸之由、

顯 然

之條、分國覃折角日向堺迄致出張、爲防矢軍衆差向候、 然者千石殿、長宗我部殿、義統被爲一致之段、其聞得侯 到右兩〔所〕今度出馬儀、 縱

之間、 不慮之一戰得勝利、 肝要之旨、決而雖申渡候、 從當家對京都聊不存疎隔上者、何條可有御遺恨歟、用捨 殊豐之衆依敗北亂、 無承引被相懸候、不及實儀、 關白殿雖御下知候 千・長諸勢之不(千石)(長曾牧部)

分差異、數千騎討果候、案外之[到]今更無是非候、然共

隱候、 弟中務少輔爲噯大船三四艘堅固被遂出船侯、 (島華家久) 深重爲申入筋者、京都四州之士卒、於府內表無爲方砌、 旁以御遠慮時と可預取合事、所庶幾候、恐と謹言、 正月拾九日 義久一御判ナシ」 不可有其

宰相殿 御宿所

「御文庫廿二番箱二卷中」

御返札ニハ

改年之御吉兆千喜萬悅重疊雖申事舊侯、猶更不可有休期 薩州計御二二 寔改年、豐州・北郷殿・新納殿・典厩・金吾・皆御之字 ハーツ、

中諸慶可申加候、恐々謹言、

多幸ヾヾ、

抑爲此等之御祝儀五明貳本令進之候、

倍永日

謹上 薩摩守殿

正月十一日

修理大夫義久

御書ハ御案文也」

「御文庫四拾九番箱中」

1000

猶 × 今度於筑州立者、 示預可得其心候、

可被成自身出張候之歟、

是又

預披露候、恐ゃ謹言、

厥後無音之躰心外之[到]侯、仍頃從忠棟所注進之趣、筑 ◎蚤

1001

「御文庫四拾九番箱中一卷中」

從〈御家門樣到相良方、 ©(醫字)

壹張可申組之由被仰下候、

大菩薩照覽、 顯神名互雖非疎隔候、 弥可爲深重事、 御意之上者、猶春日大明神・八幡 聊不可有異儀候、以此旨宜

拾月廿日 「宛切ル、」

義久〔御判〕 ⑥(花押)

承候而可得其心候、將又巢本之儀何分相聞得候之歟、京 未申付候、儅者可伺御神慮哉、菟角御存分之通有之儘、 急速雖可差登由候、巨細以稅所新介可相達之段、就到來 紫進退之事、構逆儀候之條、可討果依談合、內端之軍衆、

御入魂所希候、彼是爲納得染筆候、 恐╭謹言、 都へ申登子細候之間、是非以今年者鷹數多見來候之樣!

參月廿三日

義久〔御判〕 ● (花押)

義久

兵庫頭殿

(本文書ハ「舊記雑錄後編二」一二九號文書ト同文ナリ)

1004

寔先年就不慮之儀申通候、 「御文庫四拾九番箱一卷中」 爲其首尾兩使渡海珎重候、

去春八城及遂發足、到其境軍衆少、差向候之刻、 「御文庫四拾九番箱中」

委細年寄可申候、恐ょ謹言、

書并太刀、織筋到來珍重候、

於弥向後不可有疎意候、

猶

當邦之可爲幕下段、尤以肝心候之處、爲右之御祝詞、

八月四日

義久「御判ナシ」

內空閑備前守殿

1003

修理大夫義久

謹言、

五月十五日

馬・甲冑進之候、補嘉禮計候、

餘者年寄可達之候、恐と

之可爲幕下由、今度口能之條弥不可有緩疎候、仍太刀・ 散鬱念候、此等之〔到〕祝彼是御懇切欣悅候、殊向後當家◎至 者到日向表、自豐州覃邪路之于戈候之處、舊冬得勝利、

義久「御判ナシ」

宇久次郎殿

無異儀 使

> 1005 全上

旨、互神文之上、聊非別義侯、 心元候、縱對此方雖有被疑儀於度と、 今度其境依雜說到已下等騷動之由、 **猶諸神茂御照覽、** 風聞如何候之哉、 向後不可有隔心之 從是弥

無

候、恐~謹言、

不可存疎欝侯、

可爲御納得事肝要候、

委細南林寺へ申含

拾月十五日

義久「御野ナシ」

北鄕左衞門入道殿

(本文書ハ「舊記雑錄後編一」一〇〇七號文書ト同文ナリ)

然

411

1002

抑就此等之

猶更萬幸~~、

儀、恒例之用佳札候、明春者最前自他之御祝言可申承候、

拾二月十六日

謹上 薩摩守殿

慶事恐~謹言、

歲暮之御吉詳重疊雖事舊候、

「仝上二卷中」

「御文庫四拾九番箱中」

今度條、申出候之處、被令納得之由喜悅候、

殊更向後被

細龍聞藤七兵衞尉可被申之條、

不能詳侯、恐、謹言、

九月三日

忠元〔判〕 兼盛〔判〕

從是永と不可有違變候、恐と謹言 任下知、可爲無二之忠勤之段、具誓紙到來尤以神妙候

十二月十三日

兵庫頭殿

義久〔御判〕 ◎ (花押)

(本文書ハ『舊記雑錄後編三』一五五號文書ト同文ナリ)

「御文庫拾六番箱壹卷中」

1007

之由、先以目出度候、何樣御滯留中遂參會、年來之愚意

依慮外之弓箭、遙久敷不通罷過候之處、不思議之御越山

1008

「御文庫拾六番箱壹卷中」

可申展候、仍內村八兵衞尉子、二人共如內手之被召越候、 爲其返報相當候人質相留、雖可申理由候、我~此等之分

時者、 若於無尓と者、 以御調法、貴所御逗留中ニ御返遣候ハ、、 無分別者共、□さる爲何儀出來申候 可目出

申閇目可差遺候之由、申候て押置候、是非如此御和平之

てハ、可爲曲事候、

爱元之被成御遠慮御入魂專一候、

巨

勝軍坊 御同宿中

勝軍坊

肝付彈正忠

新納刑部大輔

誠今歲之嘉祥千喜萬悅自他以不可有濟限候、抑去署月、

無極抃躍有餘者也、最往昔以降會盟之辻曾無愀違永~弥 爲報禮、 貴國之浦船〔到〕當邦着津候、則差加船致渡海之處、今度 尊使剩對大守〉勅書被令拜受候、感聞之段歡喜 ◎(डॉ)

卯月三日

進獻之候、

聊表心緒計候、恐ょ謹言、

可爲甚深事本悅候、

隨而綿九斤祝着候、

從是茂中紙九束

被差渡船之段有存知、

1009

三司官

「義久公御譜年號不知中ニ此同文アレトモ月日名宛ナシ、文字二三字

異同アルノミ故寫サス」

之條、

以御遠慮示預候者祝着可被申候、獨期來喜候、

恐

被申越侯處、萬一御得心於相滯者、

大國迄之覺如⟨⟨

八月廿五日

親賢〔判〕 ◎ (花押)

親度[判] (志賀) ②(花押) (百杵) ②(花押)

河上、野入道殿

村田越前守殿 嶋津攝津守殿

平田美濃守殿

伊集院源介殿

御宿所

伊集院右衞門大夫殿

志賀安房守 佐伯紀伊介

413

琉球國

「御文庫拾六番箱三卷中」

遲滯之條、衆中申談重疊用連署候、爲御心得候、 追而到伊集院右衞門尉殿、

鑑速雖用先書候、

御返事

今度到南蠻被差渡候船令歸朝、於御領中繫置候之處、去

侯之處、未御返事候之事無御心許候、 大風之砌、少過之子細有之由依到來、

方御代、被得御意候之處、以聊之儀可被及御隔心事、 邦之嘲自他不可然之條、速ニ可被成御分別事、尤可目出

如御存知、

貴家當

他

到貴殿以使節被申

候、然者彼船於南蠻國茂、如此節少難之儀雖有之、從宗麟

彼國守以相談廉直之扱、

剩以使節

伊集院殿

田原近江守

伊集院右衞門大夫殿 親賢

河上~野入道殿

(本文書ハ『舊記雑録後編一』六八五號文書ト同文ナリ)

「御文庫拾六番箱三卷中」

1010

被聞召被成、御納得候樣「御取成所仰候、 貴家義陽御和融之儀、 疊重爲可申入態以書狀被申候、 委細依御返事 具

尤連 ~ 雖可申入候、遠方故乍存候、非疎略之儀候、 仍頃者無音罷過候、 何條御事共候之哉、 幾日

可被得其意候、

不通候共弥御同意可目出候、 定可相達候之條不能細書候、 然者此方行等之儀用口上 萬端可預御入魂事所希

猶重と可申承候、恐と謹言

候

平田殿

村田殿

(鍋島直茂)◎ (花押)

四月廿一日

1011 「御文庫拾六番箱三卷中」

御間成下之事、

公儀御名乘之御字、其外御入魂次第□□

]御相違之事、

大阪二御座之刻、御間御扱之様子之事、

三好家阿州衆并佐、木朝倉言上之次第、

付誓紙進上之

至越州御下向之次第之事、 御返事之樣子條、之事、 付還御之次第

其以後至丹州御下向之事、

織田彈正忠與御扱之次第、 付無御入眼次第

今度御上洛之事、

去。年以來公儀御懇望之次第、

從甲州御間御扱之次第、 對信長御入魂之上者無二之御覺悟之事、 付無御許容次第、

御敵方不可有御許容事、

公儀備前國雖御賴候同心不申次第、

1013 「拾六番箱卷中」

爲今歲之至祝、御使節尤珍重候、殊到拙者、 芳書并太刀

鞦·被懸御意候、畏悅此事候、然者過春之比、就弓箭之行、

1012

| 并壹通年月ナシ」

日向之國之事

以上

貴久爲御弔御使僧之事、

就 「御文庫拾六番箱四卷中」 御入洛御調略之儀、

加惶多令存知候、 仍沈香拾斤段金一端 致進上之候、 可然

被成下

御內書候、

謹頂戴誠冥

樣宜預洩御披露候、誠惶誠恐謹言 攝津守季久〔判〕 (喜入) ◎(花押)

十一月十二日

眞木嶋玄**蕃**頭殿 (昭光)

色式部少輔入道殿(藤長)

(本文書ハ「舊記雑録後編一」七六三號文書ト同文ナリ)

心候て御引廻奉賴外無御座候、若キ者之御事候間、

茂不可有疎遠候、 仍任見來鷲羽一尻令進覽之候、 城之一着候、

被遂御熟談、

諸口御賢慮不申及候、

補嘉瑞 從爰許 兩使下着候、其筋聊以無油斷候、

因茲忠平去月已來在八

計候、恐ゃ謹言、 七月十二日

(本田)

(本文書ハ「舊記雑錄後編二」五四號文書ト同文ナリ) 秋月殿参

1014

「御文庫拾六番箱四卷中」 猶 ~ 萬事於貴國ハ奉賴計候、

以上、

今度大坊爲御使御上洛候、 御國之樣子承候而目出度奉

乍恐令啓上候、

小四郎爲御見廻罷下度由申候間、差下申候、萬被添御 存候、京都之儀共具ニ御下衆可被仰候間、不及申上候、

圓二屆申間敷候、 無心許存計候

武庫樣御在京候、 御內衆之御衆、 何も何事無御座候、

段各御馳走候、御心安可被思召候、御屋敷御ふしん

共、又我等存儀共候間、 不被申分候、 御用意御心つかい可成候、 御國衆ハ何共なく我等不屆樣被仰候へ 小四郎。其分申候、 萬笑止成儀に候、 無理道理 何共〈

幾重も返い賴侯、 之事御德心奉賴侯、 龍伯樣御前御取合を奉賴候、 世上

萬侯、以後:相濟可申候間天道迄候、

之仁口を存、

萬不入御意事申樣、

可達

上聞事迷惑千

宗易御成敗、女房子供ハ一人宛御預りにて御糺明候、 宗易女房ハ石田殿、もすや宗安女房ハ小西殿一人、 玄

1015

「御文庫拾六番箱四卷中」

二法印是ハ紹悅とやらんか女はうと申候、今一人ハ又 福原殿と哉らん、御預り候て萬御糺明之由候、 其故者

く候、 紫野和尚達皆、御走候、 關白樣御道理と申さぬ人な

近比指出たる申上事にて候へ共、 油断様専一ニ 存奉候、 武庫様ハ秋迄『御意候、 又一様御上洛も無御 左様で

可在御座候へ共世上からハ何も~~かゞさま達御在京

返 ~ []預御知せ候共、 而如此候、 候ハヽ、又一樣何も左樣無御座候事如何申候、 無用と思召候ハ、御沙汰なさるましく候、 他言ハゆめ~~仕間敷候、

賴候事候、恐惶謹言、 三月廿八日

宗固〔判〕

拜上 御同宿御中 本坊様

> 道正 宗固

大閤樣御藏入收納分量之事、 付治少藏入分量之事、

般若寺之事、 高麗平戶川內二被食置上米始末之事

恕參寺之事、

龍伯樣 義弘 忠恒、 上洛供衆つもりの事、

忠恒越年所調之事

濱之市并蒲生へ被食移人衆付之事、

奉

承儀候

察候、

候ハ、可承候、

不慮之亂逆候者不及是非候、

御氣遣奉

里村五郎八事、

昌叱ともむつましからす候、心たけく「ホマ゙ニ

御文庫拾六番箱四卷中」

伏見御屋形作之事 澤原野牧之別當之事、 諸地頭分私領ニ被食成、 福永宮內少へ知行遣候事、 藤次郎殿母へ知行遣候事、 之事、 「年號知レス」 各へ被下候由候、

御軍役御談合之事、

京都之事靜謐候、 近日御連歌共候

共、去年正月臥見にての事申出候、 只、御上洛ハある 罷下候、老身無正躰草臥候、うたひなと醉中ニハ候へ 政所樣御夢想なと候て、昨日迄ハ間韻連歌臥見兩三度

ましく候、別而御床しく奉存候、

表祝儀迄候、此旨御取成所仰候、

扇壹本進上候、

恐惶

謹言、

正月廿三日

臨江齋判

勝たる

龍伯尊前御番衆中

1017 「御文庫拾六番箱五卷中」

琉球御勘合之儀、 的便之條啓達候、 依御取成、 先年以使者被申候處、 義久樣御領掌之段、畏悅 公私御懇情、 たくさの事、

しか

~~不覺候、

一句承度候、

重而承度

必定□ 候哉

候て戦死本望たるへく候、昌叱さのミ心にもかゝるま

しく候、手前無比類せめてにて候歟

假名遣屆申候者本望候、筆者誤あるへく候、重而御不審

分之御儀候、宗運志之木二相違候、

改年之御慶可被任尊意候、

伽羅沈香三兩送被下候、 則試申候、

過

香にて候、

裏書之儀御理、兩使 = 被仰含由候條、 渡船有遠慮之筋遲引候、一兩年中可有其企候之旨候、 各江相心得□申由候、判形被相替候間、御不審有間敷候、 之旨、永興寺御歸國之刻、先書『被申候、猶一札如此候、 被應尊意候、其後 此

明宗〔判〕

伊集院右衞門大夫殿

1019 「御文庫拾六番箱五卷中」

猶、御祈念之儀共可奉抽丹誠候、

乍恐令啓上侯、披俄·入峯可仕覺悟侯、幸之儀候間、

御祈禱可申侯條、懇二此者ニ可被仰下候、隨而當山之炭 祈念之事可被仰付候、於峯中今啜精誠別而如意御成就、

貳荷進上候、誠表御祝儀迄候、 **猶追而可得御意候、** 恐惶

八月吉日

盛雅〔判〕

嶋津入道殿 参人 く御中

鞍馬寺「シレス」

嶋津入道殿

「義久公御譜卷尾年號不知中正文有之トアリ」

418

五月吉日

元昌〔判〕

進上 御奉行所

「義久公御譜卷末年號不知中正文有之トアリ」

等之趣御披露肝用候、恐ょ謹言、

卯月廿八日

村田越前守殿

川上左近將監殿

「義久公御譜卷末年號不知中正文有之トアリ」

1018 「御文庫拾六番箱五卷中」

畏言上 抑御祈禱一萬度、御祓大麻并土產進上仕候、致

祗候、雖數年之御禮可申上候第門者、召違之候、然者大

國預御下知候者、

自何以御神忠數代御師且都鄙之外聞

忝可畏存候、

此旨宜預御披露候、

恐惶謹言、

神宮御造營、諸國以御奉加可事調侯、

一廉被仰付、

御領

祝儀候、

此謂冝預御披露候、

恐惶敬白、

隨而織筋一段誠奉表御

俉

御

1021

武運長久御國家安全之抽悃祈侯、

奉任御嘉例、

抑御祈禱卷數并牛王寶印致進上候、

御文庫拾六番五卷中」

薩摩守修理大夫殿 人~御中 鞍馬寺 妙法坊

客全

「義久公御譜卷尾年號不知中正文有之トアリ」

惶謹言、 抽精誠之間、

薩摩守修理太夫殿

人ヾ御中

八月三日

1020

「御文庫拾六番箱五卷中」

客全〔判〕

像并御札薄板物壹疋令進覽候、猶以御武運長久御祈禱奉 鞍馬寺本堂爲御修理、勸進差下使僧令申侯、仍毘沙門尊

萬端可爲御滿足候、

尚追而可得**貴意候**、

恐

「義久公御譜卷尾年號不知ノ中ニ在リ」

伊集院右衞門大夫殿

九月吉日

1022

「御文庫拾六番箱五卷中」

尚以貴國致滯留候儀、**御**厚恩忝奉存候、

之條、捧一書候、此方致逗留候處、御留主役人衆被入御 乍恐令啓上候、仍當國八十嶋助左衞門尉事、下着之儀候

念候而御心付候、忝次第『候、愚身事此躰『御座候へと 爰元一日<\と續命候儀、御厚恩と奉存慮候、何様

\$

御下國之刻可申上候、恐惶頓首、 九月七日

宗句〔判〕

進上 龍伯樣人~御中

勢田掃部入道

J

進上

1023 「御文庫四拾九番箱中」

兵庫頭殿へ申入候へハ、右馬頭殿より一人被相渡候、 則

电

御同名又四郎被申候間、

何より~~肝要:目出度令

一段息災ニ 御入候

未當年者不申承候、 朝暮御床敷存候、

可成候かと無念候、

態令啓上候、今度大明與御無事付て、於朝鮮都通詞候事、

親弟『夫役地下之役儀申懸侯付て、致迷惑侯由申侯、定 其者勅使ニ被付置、近日釜山浦へ罷渡候、 彼在所二而

而過分之儀『てハ不可在之候之條、已後ゟ諸事用捨候樣

相調進入候條、被引直候て可被遺候、 彼代官中へ御墨付、急度被遣、 可下候、乍推參案書 爲其如此候、 恐惶

六月十九日

石田杢頭

正澄

J

龍伯公

人≈御中

正澄(在押20)

皆と所望申持〔續〕候、給候鷄于今秘藏申候、如御書中よ おかしき躰御推量之外候、よき鷹共令所持候をも難去、 物申候、馬をハひかせ申候躰はかりにて、籠をハ不出候、

へとも、鷹ハ執心不止、自然ハ山へも野へも籠にて出見 立かね行步不自由候、一町とも步候事不成候、此躰ニ候 滿足候、扨、我等年寄病者:成申無正躰候、筋相煩、

腰

く取申候、京廻ニハ鶉まれニ候て、物數ハ中~~不成候、 もし取損候へハ、わたりかね殊更立はしり候間、 一をと

くし不申候、此鷹のなんハきつく候て氣遺候、并給候犬 く事いかゝとかたく申付候、京都ハ鷹すへあけ候へハか

くれ候へ共、給候犬ニまさりたるハ無之候、奥州より四 段よくかミ候て秘藏申候、大數ハ十はかりも方とより

420

猶、依無好便久不能書信候、扨、今一度懸御目度念

願迄候、年寄病者ニ成申候躰にてハ可令下國事ハ不 猶吉事可申下候,

候、大鷹にてもなく、兄鷹にてもなきハ、半子とも、は か したいとも申候歟、はしたいハ少秘事之やう゠承候、 も度とうちおとされ候由候、殊半子去年之鷹被打落候由 之犬よくみえ候、大鷹も御國ニ出來家康へ被進候、以來 ハ存たる者無之候、兄鷹ハ御嫌之由候つる、弟鷹ハ中 **殘多候、然而又四郎、犬二疋給令祝着候、菟角御國** 野も山もよくかミ申候つるか、相煩候て當年春死申 今

1025

五年以前:男犬つかれ一給候、一段人くらひにて候つる

「御文庫四拾九番箱中」

ての繪圖をも被仰付候て、可被成御上旨御諚ニ候、 其方として惣之しまりを被相究可被上由候、一郡あ 尙以大隅・薩摩兩國之帳之分、其代官給人へ被仰付、

以上、

旨 爲御意急度申入候、御國之御知行御前帳調上可被申之 被仰出候、則御帳之調樣一書別紙進之候、來十月以

御手前不可有御油斷候、 恐ゃ謹言、 煎

被仰付可有御進上旨候、諸國へ如此何も被仰出候條、

五月三日

西國鷹各

別候、

東國鷹御用ニ者令馳走下可申候、馬ハ珍敷ハ無之

兄鷹かおとし候ハ、、拙老命之中:見申度候、

⟨∼望も不成候事□候、若明年にても、さ明年にても、

候、次此筆十對・油煙二、當時一興ニ候、誠空書を補候

猶追×可申候、 五月三日

已上

〔判〕「龍山公御判也」 〇 (花押)

候歟、拙者も只今一二疋如形之若馬令所持候、

懸御目度

長東大藏大輔@(花押)

增田右衞門尉@ (花押)

石田治部少輔◎ (花押)

民部卿法印 ◎(花押)

薩摩待從殿 人~御中

421

] 老「離伯老ナルヘシ」

御文庫四拾九番箱中」

下二て候間、 申てくれ候へと申候へ共、旣明日、大坂のことく御 ても可有御出候由被仰候とて、七日八日兩日之中と 又内~新造御振廻申入度と申候事、以勝吉郎何時ニ 御上候節、これも可令張行候由、 相心

得可申旨候、客來故令省略候、

申 御札令披見候、仍昨日者賀茂競馬足汰爲御見物御出之 御慰與存候、拙者も御跡より可參とたく見申候處、

難去事俄ニ候て打過申候、就其御再返一段殊勝ニ存候、

向候之由、御苦勞。存候、大黑可牽候趣尤之被仰付樣。 則書付禪林寺へ遣侯、將又節供爲御禮、如大坂明日御下 惣別馬鷹ハ二□おしめと申習候、當時ハ大名之馬所

1027

「御文庫四拾九番箱中」

沙汰にて候、 之大守もよき馬をハ人と「遣かね候て、おしゞ惡馬、 てハくせ馬の用ニ不立思所のあるならてハ不遣候由、 御意。入たる馬にて候ハ、、たれ~~縱申 さ 申

> 候、長老も、貴老を申入度との會興行まてにて、御發句

を御沙汰候やうとの念にて候れ、 いつにても御歸京之刻

乗・友枕なとこれへ來臨にて候、 たるへく候、猶期其節候、今日ハ聖門師弟子一條殿・祐 旁追而可申入候、

かし

山「龍山公ノ事也」

乃刻

ζ,

伯老

御返事

其方御心底之通、今度以莊嚴寺、 細と示給候、 祝着此事

節被申候、彼依旨意趣、 候、然者則北原方へ談合候之間、以得心般若寺別當爲使 其方之相談可爲肝要候、 此方之

可被申之條不能審候、 恐ゃ謹言、

事弥以其之父子憑存候、

覺悟之外更無他候、細碎莊嚴寺

相模守殿

文月廿五日

御上洛候ましきかのよし、いつにても貴老御歸京次第二 請候共、御同心候ましく候、次禪林寺之連歌十日比ニ侯、 左馬助可申之間不能巨細候、

恐ゃ謹言、

1030

雖無指儀候、

御文庫四拾九番箱一卷中」

之至候、爰元無外方躰候間、 仍去年差下進藤筑後守侯處、 的便之間染筆候、 諸事預馳走旨其聞侯、 萬端引立賴入計候、 其元弥無異儀由珍重候、 **猶**顥娃 喜悅

1029

「御文庫四拾九番箱中一ノ卷

承候、 巨細獨筑後守可申候、每事期後音候也、狀如件, 珍札本望侯、京都未靜謐侯條迷惑邊推察侯、 一段祝着候、弥可然樣賴入候、兼又各手詠進候 十月十九日 (花押!!!) 抑彼間事懇

1032

「御文庫四拾九番箱中」

嶋津修理大夫殿

「尙通公」

1028

(本文書ハ八七三號文書ト同文ニツキ省略ス)

御文庫四拾九番箱中」

(本文書ハ「舊記雑録前編二」二二八二號文書ト同文ナリ)

候 其後者疎遠之至背本意候、 尤珍重候、就中短册十枚雖憚多候、 仍官途事遅 ~ 如何之間申調 染惡筆進之候、

修理大夫殿 八月十四日

(花押間)「尚通公」

1031

尚進藤左衞門大夫可申候也、狀如件、

三月十三日 [5] 「竹內御門跡」

嶋津修理大夫殿

之城、相良方依加勢相拘候之處、 屬御勝運候之由候、 依海路遼遠從是も無音押移候、 去五月晦日之貴札今月廿日到着拜見珍重候、

聊非心疎候、

仍貴國牛草 如示蒙侯、

被執詰當時者彼表悉被

申談候、 每事御入魂所仰候、 千秋萬歲候、 隨而御太刀并御馬贈給候 向後於相應之儀者、

十一月廿八日

伊集院右衞門大夫殿

誠補御禮計侯、 何樣可致秘藏候、 心緒猶伊集院善左衞門尉方可令演說給 然者太刀一帶・織物一端令進獻之候、

此旨可得御意候、 恐惶謹言

嶋津殿

十貳月廿四日

(有馬) (有馬)

河上上野入道殿

平田美濃守殿

村田越前守殿

1033

御文庫四拾九番箱中」

蒙仰候、外實忝奉存候、尤節と可申上候處、且者遠方且「**マト」

者依途中難成子細候、乍存候、

聊非疎略之儀候、

仍而去 具被

▶ 年當郡之立柄、

就中久玉落着之儀、遂言上候處、

態令啓入候、任先例之旨、

近年請上意候處、

公私御丁寧 1034 今度從豐州到南蠻國被差遣候御船、 「御文庫四拾九番箱中」

既歸帆之刻、

於御領

哉否之由、 弓箭之儀、 相及御等閑之通、甚以不可然之儀候歟、就中當時其堺御 少、風破之由絕言語候、然者就彼船之儀、 向後者到豐苻被遂御旨趣、 相存候處、覺外之御題目寔令仰天候、一者御 從此表一行被仰促 兩國可被

代、骨肉之好、于今無異儀可被仰談事、 不顧惶令言上候、笑右之船被成御調儀、 夫事、依伊東闔國近代雖違幕下候、前、之持節難忘之條、 永と於御一致者、 乍恐所希候、 拙

仰候 恐惶謹言

終可爲日州御退治之基候、

那此等之趣、

可然樣御披露所

上聞候事奉賴候、 御存知之前:候之條、不及巨細候、 **猶用口上候、恐ゝ謹言** 右以御用捨可被達 此堺同篇候、雖無申迄候、大口御靜謐之刻勵心底候事者、 拙者不閇目罷成侯、悉失面目侯、旣薩州天草際及弓箭侯、 成上意候、存其旨、到天草大夫義虎御同前彼和融之儀申

達候、彼方然與純熟被申候、然處無程以計策久玉知行候、

親成〔判〕

御〔召〕合故候、畏悅不少、殊近比見事御馬被下候、 ᅄఄఄ 今度言上仕候之處、別而御懇上意、忝面目之到候、 外聞 併各

細者、 儀被成御異見候歟、就夫被仰遣候之趣、得其意候、 之至不可有此上候、秘藏可異于他候、仍薩州當方和談之 到新納武藏守(許)申談旨候、定而可被聞召候(之)

哉、益可被添御心、之事所希候、於向後深甚可得御意候、

每時御指南可爲大慶候、恐ヶ謹言、

喜入攝津守殿(季久)

河上前上野入道殿(忠克)

平田美濃守殿 村田越前守殿(羅定)

伊集院右衞門大夫殿(忠陳)

鎮尚(判) (天草) ②(花押)

十一月六日

1037

「御文庫四拾九番箱一卷中」

厥后者杳不申承侯、遠路之條非疎意侯、仍今度於日州表、

上洛之條、執紛不及是非候、境節從愛宕好便と申候間、 存候、尤使者差下申度、乍心緒、信長殿御手遣付切ゝ御 被得大利平均被仰付候由、京都無其隱、 乍寄特難紙上盡

門大輔可被申入候、 恐ょ謹言、 乍自由令啓達候、

於爰元相應之御用可被仰上候、

1036

(本文書ハ『舊記雑録後編一』八九六號文書・九○八號文書ト同文ナリ)

御文庫四拾九番箱中」

1035

「御文庫四拾九番箱一卷中」

候、尤遂出頭御祝儀雖可申上候、先~以同名相模守令申 **急度言上仕候、仍伊東無程被成御退治候、寔ヶ千秋萬歲**

隨御鎧一領・甲一刎同毛進上候、 表御賀例計候、

此

候

等之趣可然樣御披露所仰候、 十二月廿六日 恐惶謹言、

伊集院右衞門大夫殿

親成〔判〕「土持氏也」

425

猶右衞

六月十八日

雅繼「判ナシ」

嶋津修理大夫殿

「御文庫四拾九番箱中」

1038

義久相良方間和陸之段、 每度雖申入候、 然~無一着候、

度候、我等意分、彼者含口上候、 恐ヶ謹言、

乍去重疊申入候、

此節以御納得落着候樣、

御取合可目出

隆信〔判〕

八月二日

伊集院右衞門大夫殿

御宿所

1039

「御文庫四拾九番箱中」

介來不申通候、其國之儀、弥被屬本意之由、珎重候、 抑

今度京都依不慮之錯亂家領等令相違候、殊更前相國御逼

在洛難相續趣候間、 塞之段、恐怖此事候、雖虛名當時之爲躰不及力候、 此節以憐察、 於預助成者、偏家門可 彼是

合十帖、進之候、猶進藤筑後守可申候也、恐~謹言

將又色紙三十六枚親王御筆、次板物二端・

引

1042

爲再興候、

1041 「全上」

疋河原金 誠表微志計候、 追而鎧・甲預候、

令祝着候、

自是茂 太刀 一腰弘恒・馬

恐ょ謹言、

八月廿四日

修理大夫義久(御判)

謹上 大友左衞門督入道殿

「御文庫四拾九番箱中」

猶 ~ 彼御談合忠平樣御存知之儀候間、 即時申上候、

1040

「御文庫四拾九番箱一卷中」

日向巢若鷹所望候、

於到來者可喜入候、

次小袖遣之候,

委細藤孝可申候也、

六月十六日 (花押5)

嶋津修理大夫殿

修理大夫殿 十一月廿六日

有川雅樂助殿

1043 「御文庫四拾九番箱中」

急度申入候、

日取等ハ未仕候、鹿兒嶋へ今日申上候、爲御心得候、

然者今度本田刑部少輔方以到三舟合志北目

謐 舊多企飛脚候之處、 小早川・吉川事、 委細蒙仰之通得其意候、 到大坂不圖差上之改下向候、

仍就天下靜

然者

之由候、心蓮坊被指上之由候條、 九州之儀、諸家有無事、京都被遂馳走候之樣、可致助言

關白殿御下知之趣相

一人可申談候、 正月廿五日 **猶期後音候、**

之前たるへき由被申候、又有馬境之儀も差無御行候、「*ママ゙」

無入魂者、前後心遣可仕候間、 働之事も合志殿ハ納得候、 必定可爲御敵候歟、菟角不可有御油斷由被申候、

又北目 宗運於 御存知 此

乍去宗運分別次第候, 北目働無是非候、

如此之儀無之候、其外樣子之分、本刑見及被申候之趣、 本惡口狼籍之事、不及申候、春已來度、使節雖差遺候; 働之事申越候之處、宗運返事以外無得心候、殊本刑於宿

節無仕合候者、

諸口惡事可出候歟、

恐ゃ謹言、 右馬頭輝元(花押別)

嶋津殿

謹上

今度ハ同名日向守相 去年已來忠平樣御存

萬勢、 御書拜見仕候、 「御文庫四拾九番箱中」 乍恐忰家本望此節候、 仍而今度欝憤之御弓箭御儀定之由、

何樣相應之馳走不存緩候、

先、如此候、恐、謹言

九月十三日

する哉、爰元談合衆申され事候、

爲御存知之候、

貴所迄

添、岸きハ迄忍寄候、

隙入間敷由申候、

知候、近所之事頃見せ候も不替候、

伊集院右衞門大夫

謹言、

Ŧ

427

此由可得貴意候、

彼意分稅所新介

忠棟

1044

然者彼行可然候

殿迄申入候條、 然者被仰出候趣慥致承知、 定而可有言上候、 到兩家申渡、

三月二日

嶋津 殿参 貴報人×御中

「御文庫四拾九番箱中」

1045

謹言上仕候早、抑今年之御祝儀重疊不可有休期侯、 邦被任尊慮候、 殊諸

縮五端令進上候、 御靜謐千秋萬歲候、 隨而御太刀一腰金覆 表御祝儀計候、此等之趣宜預御披

露候、 恐惶謹言、

本田下野守殿剣

進上

1046

謹而致言上候、

抑先日者眞蓮坊就被差上、我等式迄被成

御書、

御丁寧之儀忝候、

隨而今度

關白殿被遂御對談、

候

鎌田殿御歸國尤珍重候、當時之儀乍恐不可過御賢慮候、

卯月十二日

肥前守鎭信〔判〕

1047 「御文庫四拾九番箱中」

被加還附之下知候者、 筑前國箱崎八幡宮之事、往代當門跡由緒之舊領侯、 別而可爲武運長久懇祈候、

猶申含 如元

仁秀法印候也、

嶋津殿

1048

「御文庫四拾九番箱中」

便難計故無沙汰耳候、何樣明春者令下國諸事可得貴意 厥以后者久無音侯、誠以非本意侯、 抑此妻紅扇二本送進之候、 恐ゝ謹言、 切い可申述候處、

的

九月十五日 (花押服) (奪朝法親王力) 修理大夫殿

猶伊集院右衞門太夫殿可有御披露候、恐惶謹言、 左衞門佐隆景〔判〕

五月十一日

428

謹上

伊集院右衞門大夫殿

五月廿八

(本文書へ「舊記雑録前編一」一七三六號文書ト同文ナリ)

「御文庫廿二番箱二卷中」

琉球へ之老中案

戈休期、 如東恭西華北南星斗、 近年往還之商人無正躰候、 弥堪 ~ 之儀所希候、 向後不帶正印渡船之 仍此國依無干 就會盟苻改之儀、被成尊書并廣濟寺渡海候、任往古之例、

御入魂肝要候、 琉球國三司官 諸事雪岑長老可有演說候! 族者、船財物等可爲

貴國公用候、

猶於可被加制止儀者

1050

- 義久公御譜卷末年號不知ニ入」 修理大夫殿

1052

「御文庫廿二番箱七卷中」

御上洛之由、唯今承候、曾以不存候艹、 先、珍重候、 將

〔又〕先度者御懇之儀共、 難忘候、 御隙透來臨、 可爲本望

ゝ 謹言、

候、必待入候、何樣從是も可參候、

旁期面謁之時候、

恐

(天正十八年カ)

龍袋 伯冬

(本文書ハ『舊記雑錄後編二』一一一九號文書ト同文ナリ)

1053

御文庫廿二番箱十卷中」

1051

我朝之武家有一秘術、名小笠原流之書、武家之業其術者、 「御文庫廿二番箱三卷中」

1049

御文庫四拾九番箱中」

内と申候、

堀池父子只今令下國候、

拙者被官候、

別而懸念

恐ゃ謹言、

三月五日

(花押記)

「前久公也」

原正的之人、匪啻效之使其數十卷之書一、寫之、後之觀

深秘而韞之於匱幸也、

年月日

御名乘御判

往、欲觀之而未觀之者惟多矣、予也得其方術、

直招小笠

目者之事候之條、可然樣憑存候、猶貞知・宗固可申越候、

429

御文庫廿二番箱拾卷中」「義久公御譜年號不知ニ入」

義久公御譜卷末年號不知ノ內也」

岳西院僧正 二月十三日 以先札此方用軄、 於稽古者一人も無之候間、 本田與左衞

門尉へ太刀目錄樣子可被仰聞之由申入候處、

彼者不例故

不罷出由候、 有入魂者、可爲祝着候、委曲者口狀含候間不詳候、恐々、 扨者彼使平田弓兵衞尉へ得御指南、 度~於

正月十三日

友枕齋

「御譜卷末年號不知內也」

1054

依遠邦其已來御無音罷過候、本意之外候、

狀候間不詳候、

恐惶、

被添一心事所仰候、 健之由千萬目出候、

仍何と令進覽之候、委曲者彼僧含口

然今度甚堯上洛仕候、

札守預候、寔御懇意之儀難申盡候、 其已後御無音罷過候、 所存之外候、仍何×令進覽之候、 失本意候、然者度と被逐御祈念、 萬事取紛众、御禮不

申入侯、

達候間不能一二候、恐惶、 正月十三日

中性院

「義久公御譜末年號不知內也」

1056

先以一段御勇 傳受方之儀可

> 猶 ~ 綾五端預候、 珍重候

此御方爲御名代、

以勝光坊御見廻畏入存候、

連~於

觀

世音御寶前、 御懇祈之由弥御精誠所仰候、 仍舞臺爲再興

上申候間不詳候、

銀子拾貫目勝光坊へ渡進候、

作事急度被仰付度候、

猶口

清水寺

三月九日

成就院

「義久公御譜卷末年號不知ニ入案文有之トアリ」

430

委曲者彼僧申

候

細碎才丞殿可有演說候,

1057

「御文庫廿二番箱十卷中」

召立御尋之儀、存程御禮不得申候、 今度者被成御越申承、多日之本望此事候、 御歸路之刻者大雨。

誠 - 遠路被思

「朱ニテ熊野へ老中トアリ」

「義久公御譜卷末年號不知中正文有之トアリ」

堀田新次郎殿

不能其儀、千萬殘多存候、 **猶期後音候、恐ゃ、** 而御難儀察存候、今少雖抑留申度存候、

故

卯月十二日

相良左兵衞佐殿

- 義久公御譜中年號不知內也、案文有之トアリ」

老中案

∇▽無野へ

Δ

先年御戶開之儀、 神力山伏如今不及是非候、 依其謂重疊

對鈴才申理候、巨細納得之條、今度銀子一貫六百目分慥

1060 從

候

誠珎惠至極候、 御門跡樣被成下

節〃雖可申上候、

任遠國相紛疎懷候

御書候、

殊更妻紅扇二本忝令拜受

1058

然之到候、 渡進之候、 仍忠棟其外雖可爲同判候、 然間右一通之儀者聊不相殘候、 他行之儘拙者申達 互證文執替快

五月十八日

何等之珎儀無之

1059

「御文庫廿二番箱十卷中」

行心底候、 就 別而御懇祈所希候、 原房罷登候、 隨而任佳例螺貝二進覽之 乍次別護广一座可致修

五月廿四日

猶巨細者含口上候、

恐、謹言、

|義久公御譜卷末年號不知中案文有之トアリ|| |先達|

六月廿八日

事慮外候、

仍何~致進上之候、

此旨冝預披露侯、

恐、、

井關殿

431

「大覺寺殿へ御返書案」

「義久公御譜卷末年號不知中ニアリ、案文有之トアリ」

1061 「御文庫廿二番箱十卷中」

可申展候、 度、致見物驚目候、倍殘多存計候、此等之子細尤早速雖 先日者不圖被成越着遂閑談候之事、于今本懷候、殊御能 從京都重疊被仰下儀候條、 取紛遲怠之儀、 慮

外之至候、 猶萬端追而可申達候間不能詳候、恐×、

七月

秋月宗誾

「義久公御譜中年號不知ノ中也」

1062

當年之御慶珎重~~、

仍先日者我等繁昌共候、

爲祝詞種

後所存之外候、將又太刀一腰・馬一疋・生糸一丸進覽候' 御懇意之儀共畏入存候、其已後手前取紛、彼是御禮申

聊表御祝儀迄候、

猶口上申候間不祥候、

恐、、

1063

「御文庫廿二番箱十卷中_

大村殿

先日者年少相煩候處、被聞召付、遠路へ爲御見廻御使書

猶追而自是可申入候條、 不能詳候、 恐、、 段忝候、軈而快氣候而、

頃別而息災候つる、

可御心安

九月二日

秋月殿

「義久公御譜年號不知中ニアリ、案文有之トアリ」

其後者不申通候、仍先日者願成寺へ貴老より被仰達苻共

1064

給候、 儀無之候哉、珍敷儀共候〔ハ、〕可示給候: 今願成寺へ以使者申候、 誠ゝ御眞實御禮難申盡候、猶以苻之儀爲可申、 弥御入魂所仰候、 將又其表相替

只

九月十二日

相良左兵衞尉殿

「義久公御譜年號不知中ニ在リ」

1065

御文庫廿二番箱十卷中」

琉球三司官へ

老中

之儀顯然候、 下人之品滯在候歟、 以先年一翰日州商人之儀雖申渡候、 慮外不及是非候、 殊更彼等依才覺到日向、 儅者被任其筋、 于今無一途、 數年御膠染 自今已後 剩屬地

- 義久公御譜年號不知中案文有之トアリ、 琉球三司官へ老中ト朱カキ

アリ

此等故兩國可爲阻隔之基候哉事候、發展引者 期後音之時候、 恐

> 用之物件亦如所定之錢兩收買不敢私作聰明焉、 明之客衆共相參議、 兩願和同、 方可通利、

細詳干後切莫違背、

裝戴寶貨價直高低、日本之商人與大

從

如此庻諸 主君若要

也、 執照者

恐

如件、

後無憑故、 國交易之道、

立官文付、大明等處船主及諸商旅等、 時、得通而吾邦柔遠之政處、流行可

唐船着津之時所定法度之條目、 今錄干后

۶,

之事、 賣買價直高低之事、 汝唐人與日本商衆、 以相論可相定

矴頭銀事、 從 主君要買之時者、 如往古不可有斷絕、 與商買人銀兩可爲同前之事、 但 銀一千兩之貨物者、

到來之貨物、

號官買自恣買取之輩者、

令停止畢、

自然

別爲新法少不可有之事

「義久公御譜年號不知冊中正文有之トアリ」

433

有司務貪自利、

不行公正、

致令經紀、

無措近

五十兩可准之事、

不遠千里而來吾國之澳港、

1066

告諭大明各處、

船主及諸商客等、近年貨船凌鯨海之波濤、

其勞苦之條難以口陳中間

諸

寔可憫、

今悉革除前弊、

別約憲法數章、 失利商估、

共冝

商賣物抽分之事、

銀一千兩之賣買者、貳十兩可納之事、

察知之情、

遵守、此後若客船到岸之日可就本海濱之職人通報消息、

即時選差淸廉吏士、爲作主張、當國遞年或官買押買之類、

可准先例、子

但矴銀抽分之事、

嚴加禁止分毫不許妄取、

「御文庫二拾二番箱十卷中」

期、 御入洛之御祝言、最前可申上候處、分國中之鋒楯任無休 令遲∨背本意候、聊不存疎意趣、寄×御取合可畏入

入攝津介可申候、 可得御意候、恐惶謹言、

仍御太刀一腰・馬一疋、進覽之候、表祝儀候、

猶喜

候、

「月日宛ナシ」

厥后無音罷過候條令啓達候、 夕奉祭計候、殊重疊候之御利運旁御名譽難申謝候、 仍長、在陳御苦惱之段、 弥東 旦

1068

表嘉瑞而已候、 恐ゃ謹言、 國不殘可屬御手裏事、目出度令存候、次帷二進覽候、

「月日宛書ナシ」

「義久公御譜中」

1069

「案文在本田助之丞」

後無音之條被用使書候、宜預御取合候、仍而緞子雖些少 依遼遠未被申通候、 去夏之比、 最上宗檜被差下候、 其以

「上ヵキ」 首頭殿

候、

被進候、巨細此方立柄等彼使可申達候、

「御書添狀」

櫻井紹白判 經定

文書

目

録

例

言

この目録は、本巻に収められた文書・記録・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したもの

である。

した。

底本にある補筆の年紀には「 」を付し、編者の註には ()を付した。

月の異称は数字に改めたが正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

文書は、番号のほか、年月日、文書題を記載し、記録・記事は、年月日の欄に(記録又は記事)と記し、題を付

436

	角田広継書状	正月廿三日~	四一	進藤長治書状	九月廿六日	O	110
上持民津入道雲也書状	尊朝法親王書状			進藤長治書状	五	<i>)</i> L	一九
北持張津入道雲也書状 二二 四月 二日 上持張津入道雲也書状 二四 四月 五日 本田重経書状 二元 四月 五日 本田重経書状 二元 三月十三日 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津国久書状 三二 十一月廿二日 近衛信尹書状 三二 十一月廿二日 進藤長治書状 三二 十月十二日 進藤長治書状 三二 八月十七日 本藤長治書状	日野町資将書状		三九	進藤長治書状		Λ	
推藤長治書状 三二 四月 五日 建藤長治書状 三二 四月 五日 上持摂津入道雲也書状 二四 三月十三日 本田重経書状 二元 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津氏重書状 三二 十月十二日 近衛信尹書状 三二 十月廿二日 進藤長治書状 三二 十月廿二日 進藤長治書状 三二 十月十六日 進藤長治書状 三二 八月十六日 進藤長治書状 三二 八月十六日 進藤長治書状 三二 八月十六日 進藤長治書状 三二 八月十六日 本藤長治書状 三二 八月十六日	日野町資将書状		三八	進藤長治書状	三月十七日	~	_
北美覚書条書 二二 四月 五日 土持摂津入道雲也書状 二四 三月十三日 本田重経書状 二四 三月十三日 本田重経書状 二元 三月十五日 島津氏重書注文 二元 三月十五日 島津氏重書注文 二元 三月十五日 島津氏重書注文 二元 三月十五日 島津氏重書注文 二元 三月十五日 島津氏重書状 三二 十月十二日 近衛信尹書状 三二 十月十二日 近衛信尹書状 三二 十月十二日 進藤長治書状 三二 十月十六日 進藤長治書状 三二 十月十六日 進藤長治書状 三二 十月十六日 進藤長治書状 三二 十月十六日 企業長治書状 三二 十月十六日 本藤長治書状 三二 十月十二日 本藤長治書状 三二 十月十二日 本藤長治書状 三二 十月十二日 本藤長治書状 三二 十月十二日 本藤長治書	松尾頼元書状		三七	進藤長治書状		^	<u>_</u>
北持張津入道雲也書状 二二 四月 五日 土持張津入道雲也書状 二四 三月十三日 本田重経書状 二元 四月 五日 本田重経書状 二元 三月十三日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津国久書状 三〇 九月十一日 近衛信尹書状 三二 十一月廿六日 近衛信尹書状 三二 十一月廿二日 進藤長治書状 三二 十月十二日 進藤長治書状 三二 十月十二日 進藤長治書状 三二 十月十二日 進藤長治書状 三二 十月十二日 北藤長治書状 三二 十月十二日 北藤長治書状 三二 十月十二日	近衛稙家書状		三六	進藤長治書状	六月廿八日	л.	一五
北持張津入道雲也書状 二二 四月 五日 土持張津入道雲也書状 二四 三月十三日 本田重経書状 二四 三月十三日 本田重経書状 二元 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津国久書状 三〇 九月十一日 近衛信尹書状 三二 十一月廿六日 近衛信尹書状 三二 十一月廿二日	近衛稙家書状		三五.	進藤長治書状			— 四
1	飛鳥井雅庸蹴鞠伝授状		三四	進藤長治書状	四月十六日	_	<u></u>
廿六日 上持抵津入道雲也書状 二二 四月 五日 中九日 土持抵津入道雲也書状 二四 三月十三日 中九日 基連氏重書注文 二元 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 中七日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 十七日 島津町へ書状 三〇 九月十一日 十七日 島津国久書状 三〇 九月十一日 十二日 近衛信尹書状 三〇 九月十一日 十二日 近衛前久書状 三〇 九月十一日 十二日 近角市公日 三月十六日 三月十六日 十二日 近月十六日 三月十六日 三月十六日 十二日 近衛前久書状 三〇 九月十二日 十二日 近衛前久書状 三〇 九月十二日 十二日 一月十六日 三月十六日 三月十六日 十二日 一月十六日 三月十六日 三月十六日 十二日 一月十六日 三月十六日 三月十六日 1日 一月十六日 三月十六日 三月十六日 三月十六日 三月十六日 1日 一月十二日 三月十二日 三月十二日 三月十二日 三月十二日 三月十二日 三月十二日 三月十二日 三月十二	本多正純書状	日		近衛信尹書状	十二月十三日		
二日 近衛前久書状 三月十六日 十九日 土持張津入道雲也書状 二四 三月十三日 中九日 上持張津入道雲也書状 二四 三月十三日 事) 日惠津氏重書注文 二元 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 日本田重経書状 二八 三月十五日 日本田重経書社 二八 三月十五日 日本日 三月十五日	近衛信尹書状		==	近衛信尹書状	九月廿六日		<u></u>
島津国久書状 三〇 九月十一日 島津氏重書注文 二元 三月十五日 島津氏重書注文 二元 三月十五日 島津氏重書注文 二六 三月十五日 島津氏重書注文 二八 三月十五日 日馬漁洋氏重書注文 二八 三月十五日 日本田原胤綱一流系図 二八 三月十五日 四条東洞院敷地相伝系図 二八 三月十五日 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	四辻季遠書状		=	近衛前久書状		0	-10
四条東洞院敷地相伝系図 二九 三月十五日 出馬胤綱一流系図 二八 三月十日 出馬胤綱一流系図 二八 三月十日 出馬胤綱一流系図 二八 三月十日 出馬胤綱一流系図 二八 三月十日 四条東洞院敷地相伝系図 二八 三月十日 四条東洞院敷地相伝系図 二八 三月十日 本田重経書状 二二 三月十日 本田重経書状 二二 三月十日 本田重経書法文 二八 三月十日 出馬胤綱一流系図 二八 三月十日 本日 三月十日 三月	飛鳥井雅教書状		EO	島津国久書状	正月十七日	<i>)</i> L	九
相馬胤綱一流系図 二八 三月十七日 北持撰津入道雲也書状 二四 三月十三日 盛朗書状 二四 三月十三日 島津氏重書注文 二六 三月十五日 島津氏重書注文 二六 三月十五日 島津氏重書注文 二六 三月十五日 日本日 三月十五日 三月十五日 日本日 <th>飛鳥井雅教書状</th> <th></th> <th>二九</th> <th>四条東洞院敷地相伝系図</th> <th>(記事)</th> <th>^</th> <th>л</th>	飛鳥井雅教書状		二九	四条東洞院敷地相伝系図	(記事)	^	л
島津氏重書注文 二七 三月 十日 島津氏重書注文 二二 四月 五日 島津氏重書注文 二二 三月十五日 島津氏重書注文 二六 三月十五日 島津氏重書注文 二六 三月 九日	不断光院清誉書状		二八	相馬胤綱一流系図	(記事)		七
島津氏重書注文 二六 三月十五日 上持摂津入道雲也書状 二二 四月 五日 上時摂津入道雲也書状 二二 四月 五日 正月十三日 二日 二日 正月十三日 二日 二日 正月十三日 二日 二日 二十二十二 二月十三日 二日 二十二 二月十三日 二日 二十二 二月十三日 二日 二十二 二月十五日 二月十五日 二十二 二月十五日 二月十五日 二十二 二月十五日 二月十五日 二十二 二月十五日 二月十五日 二十二 二月十五日 二十二 二十二 二月十五日 二月十五日 二十二 二月十五日 二月十五日 二十二 二月十五日 二十二 二十二 二月十五日 二十二 二十二 二月十五日 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 <td< th=""><th>不断光院清誉書状</th><th>十日</th><th>二七</th><th>島津氏重書注文</th><th></th><th>^</th><th>六</th></td<>	不断光院清誉書状	十日	二七	島津氏重書注文		^	六
盛朗書状 二五 三月 九日 本田重経書状 二四 三月十三日 大持棋津入道雲也書状 二二 四月 五日 一二 二二 四月 二日	不断光院清誉書状		二 大	島津氏重書注文			五.
本田重経書状 二四 三月十三日 上持摂津入道雲也書状 二二 四月 五日 沢某覚書条書 二二 四月 二日	進藤光盛書状	九日	三五	盛朗書状	十月廿九日	H	מת
上持摂津入道雲也書状 二二 四月 五日沢某覚書条書 二二 四月 二日	進藤光盛書状		二四	本田重経書状	七月廿五日	_	=
二二四月二日	進藤長治書状	五日	=======================================	土持摂津入道雲也書状	四月十九日	_	_
	進藤長治書状	日	===	沢某覚書条書			
	進藤長治書状	十二月十三日	11			巻一	•
月日文書題 番号年 月日文書題	書		号	書		年	番号

新納忠元書状	五月廿五日	八七	北郷時久書状	十一月廿三日	六四
新納忠元書状	十一月廿四日	八六	伊勢貞昌書状	九月廿三日	六三
新納忠元書状	七月 五日	八五	伊勢貞昌書状	九月 二日	六二
新納忠元書状	六月 八日	八四	伊勢貞昌書状	八月十五日	六一
新納忠元書状	三月廿七日	八三	伊勢貞昌書状	六月 一日	六〇
新納久元書状	十二月廿三日	八二	安楽某申状	三月 十日	五九
伊勢貞成書状	二月十四日	八一	伊集院久治書状	二月 卅日	五八
伊勢貞成畫状	三月十一日	八〇	山田有信書状	七月廿七日	五七
本多正信書状	八月 八日	七九	肝付兼続證状		五六
山田有栄書状	九月廿五日	七八	安楽兼惟申状	十二月十四日	五五五
状の伊集院忠棟・村田経定連署	六月 九日	七七	島津忠嘉書状	六月廿四日	五四
豊臣秀吉朱印状	十二月十八日	七六	島津久元・山田有栄連署書状	六月 五日	五三
豊臣秀吉朱印状	十一月 八日	七五	法印頼金書状	十月廿四日	五二
豊臣秀吉朱印状	十一月 六日	七四	島津義虎書状	十二月廿七日	五一
豊臣秀吉朱印状	十一月 六日	七三	某条書		五〇
豊臣秀吉朱印状	正月十四日	七二	津興書状	正月十二日	四九
豊臣秀吉朱印状	四月 朔日	七一	鑑法書状	七月廿八日	四八
鎌田某・有馬某連署書状	六月 六日	七〇	本田親歳書状		四七
島津久元書状	六月十三日	六九	島津義虎書状	六月 八日	四六
細川忠時書状	六月十六日	六八	某書状		四五
不断光院清誉書状	九月廿四日	六七	長積書状	六月廿五日	四四四
川上忠智書状	九月十七日	六六	未弘入道鉤江書状	十月 四日	四三
新納忠元書状		六五	新納忠元書状	二月廿三日	

落合兼朝覚書		1 1111	喜入忠続・川上久国連署書状	六月十三日	110
平田宗親・喜入久正連署書状	九月十八日	1 111 1	進藤久治書状	正月廿四日	一〇九
伊集院忠棟外二名連署書状	二月 八日	1110	町田久政書状	四月十一日	一〇八
村田経安書状	「文 明 中」十一月廿二日	二九九	町田久倍書状	正月 晦日	10七
村田経安・平田兼宗連署書状	五月 十日	二二八	本田親貞書状	五月十八日	10x
新納忠元書状	七月廿一日	二二七	町田久倍書状	二月廿六日	一〇五
有馬純房書状	七月廿三日	一二六	町田久倍書状	十一月、六日	
有馬純房書状	正月十二日	二五五	某書状	七月廿九日	1011
伊勢貞成達書	(慶長 六年) 十一月十一日	二四四	青巌寺法印政遍書状	六月十六日	101
原田某申状	五月廿二日	<u> </u>	長寿書状	六月十一日	101
島津家久掟書	七月 十日	1 = 1 = 1	伊集院忠棟書状	十二月廿二日	100
鹿屋某申状	四月廿四日	1 11 1	本多正信書状	四月廿四日	九九
	巻二		賦所達書	七月 六日	九八
状の近・吐志島国貞連署証	三月廿八日	1110	近衛信尹書状	九月十三日	九七
平田増宗書状	三月 四日	一九	三原重庸書状	八月廿七日	九六
状形息国貞・伊勢貞昌選署書	四月 十日	<u>一</u> 八	木原徳斎書状	十月 三日	九五
五代友喜書状	五月十六日	一-七	新納忠元書状	四月廿四日	九四
比志島国幸書状	二月 九日	一 一 六	新納忠元書状	二月廿三日	九三
海老原為信書状	五月 八日	五五	新納忠元書状	二月十三日	九二
本田正親書状	七月十八日	<u>一</u> 四	新納忠元書状	四月廿六日	九一
伊勢貞知書状	十一月十一日		新納忠元書状	十二月 三日	九〇
伊勢貞知書状	六月廿三日		新納忠元書状	八月 五日	八九
川上某・伊地知重起連署書状	六月 六日	<u>-</u>	新納忠元書状	六月 廿日	八八八

川上久国外三名連署書状川上久国書状	十月十五日二月十二日	一七八	川上久隅書状川上久隅書状	七月廿五日		一 五 五 匹
	二月廿八日	一七六	諏訪兼延書状	八月廿三日		五五三
島津久元書状	八月:二日	一七五	伊勢貞昭書状	六月 廿日		五二
島津久慶・島津久元連署書状	八月 二日	一七四	伊勢貞真書状	五月十七日		一 五.
東郷重盛・川上忠位署書状	九月廿六日	一七三	伊集院久治書状	二月廿七日		一五〇
頴娃久政・新納忠清書状	正月十四日	1七二	上床国寄書状	七月 廿日		一四九
川口重昌書状	四月十九日	一七一	市来家親書状	四月十五日		一四八
新納忠清外二名連署書状	八月廿一日	1七0	滝聞宗運書状	十月十九日		一四七
川上久国書状	二月十五日	一六九	滝聞宗運書状	二月廿九日		一四六
島津久慶書状	二月 三日	一六八	伊集院是心書状	九月 廿日		一四五
島津久慶書状	正月 九日	一六七	上井秀秋書状	八月十二日		一四四
島津久慶書状	十一月廿日	一六六	上井秀秋書状	七月十七日		一四三
喜入忠続書状	六月 九日	一六五	上井秀秋書状	三月廿三日		一四二
喜入忠続書状	七月廿九日	一六四	伊集院久治書状	四月廿六日		一四一
川上久国書状	四月廿六日	一六三	忍性入道江鯢書状	九月 十日		
川上久国書状	三月 三日	一六二	新納忠元書状	十月十七日	(天正十六年)	一三九
川上某書状	八月 三日	一六一	島津久元外二名連署書状	八月十一日		一三八
島津忠廣書状	三月 三日	1六0	樺山久高書状	正月 元日		一三七
川上忠豊書状	七月十七日	一五九	新納忠元書状	十二月 七日		一三六
川上忠豊書状	七月十二日	一五八	進藤長治書状	九月廿三日		一三五
仁礼頼景書状	九月十八日	一五七	片山重次書状	二月廿九日		一三四
仁礼賴景書状	九月十四日	一五六	伊集院忠棟外二名連署書状	二月 二日		1 11111

石清水八幡宮別当家奉書	六月 五日	二六九	北郷知久書状	八月十九日		二四六
亀山上皇院宣	六月廿六日	二六八	北郷知久書状	八月 七日		二四五
亀山上皇院宜	三月 八日	二六七	明見書状	四月十五日		二四四
左衛門尉時性書状	八月 十日	二六六	本田宗親書状	閏六月 八日		二四三
樺山久高書状	正月 元日	二六五	入来院重豊契状	二月廿三日		二四二
伊集院忠棟書状	正月十一日	二六四	本田親貞書状	六月廿六日		二四一
伊地知重房書状	十一月 八日	二六三	某書状	五月 三日		11四〇
盛朗書状	十月廿九日	二六二	鮫島氏古系図	(記事)		三三九
宗安書状	三月十六日	<u> </u>	伊集院忠朗書状	四月廿二日		三三八
祐身書状	十二月十二日	二六〇	近衛尚通書状	十一月廿六日	「天文」	二三七
森澄秀書状	二月 三日	二五九	石田三成書状	十月 朔日		二三六
市来家賀寄進状	寛文 二年 六月十三日	二五八	相良為続書状	七月十八日		三五
喜入久供寄進状	承應 二年十二月 吉日	二五七	大内義與書状	正月十一日		
正八幡宮宝殿鎮壇祭次第覚		二五六	大内義興書状	九月 三日		11111111
某書状	六月十一日	五五五	大内義興書状	三月十三日	(明応 九年)	
琉球国三司官書状	六月 廿日	二五四	入来院定仏羅 書状	四月 五日		=======================================
琉球国中山王書状	六月 廿日	五五三	酒勾伊景書状	八月 九日		11110
別府某書状	五月十一日	五五二	酒勾伊景書状	六月十三日		三二九
島津忠廉書状	(文明十五年) 十一月廿三日	五五一	新納忠清書状	十月十六日		三六
島津運久書状	潤正月廿一日	五五〇	細川高国書状	閏六月十七日		三三七
島津久逸書状	二月 十日	二四九	伏一伊地知重行・有川貞政連署書	十月 六日		二二六
賴忠法印書状	十月十六日	二四八	島津久馮書状	十月十六日		三五
伊集院忠朗書状	五月廿八日	二四七	堀某口達覚	三月十八日		

新納忠勝進上品注文		三五	島津家久詠草		二九二
新納忠勝進上品注文		三四	有馬純房書状	正月十二日	二九一
相良義滋書状	二月十四日	11 11 11	宗安書状	三月十六日	二九〇
島津忠広書状	十月 廿日	=======================================	祐身書状	十二月十二日	二八九
島津忠朝書状	十月 卅日	= -	森澄秀書状	二月 三日	二八八
彦山政所坊信梁書状	十一月 吉日	= 0	川上久慶書付		二八七
島津忠朝書状	八月廿四日	三〇九	正八幡宮宝殿鎮壇祭次第覚書		二八六
新納忠勝書状	十一月廿三日	三〇八	近衛稙家書状	四月廿七日	二八五
新納忠勝書状	二月十六日	三〇七	進藤長英書状	四月廿七日	二八四
伊東祐商書状	五月十四日	三〇六	近衛尚通書状	四月廿七日	二八三
喜入忠誉書状	十二月 七日	三〇五	近衛尚通書状	四月廿七日	二八二
村田経安書状	四月 五日	三〇四	進蘇長英書状	四月廿七日	二八一
状伊地知重貞・本田兼親連署書	十二月十三日	1110111	近衛尚通書状	四月廿七日	二八〇
渋谷氏鹿児島参仕座配書立		11011	近衛信尹書状	十一月廿六日	二七九
川上久国書状	正月 九日	101	近衛信尹書状	十一月廿六日	二七八
島津義久直書	七月十七日	11100	甲斐重政書状	八月 五日	ニセセ
彦山福寿坊堯秀外三名書状	三月十四日	二九九	近衛信尋書状	五月十二日	二七六
島津義久宛行状		二九八	石田三成書状	九月十一日	二七五
島津久慶外三名連署書状	三月廿五日	二九七	新納久了覚書	二月廿七日	二七四
島津久元書状	九月廿七日	二九六	某書状	八月廿六日	二七三
贈品目録	十月廿六日	二九五	宇佐宮宗覚書状	(正中 二年) 十一月十八日	二七二
樺山久高覚書	七月廿八日	二九四	新田宮法印某申状	八月 五日	二七一
伊勢貞成達書	十一月十一日	二九三	石清水八幡宮別当家奉書	二月 十日	二七〇

今川了俊貞 書状	八月 十日	三六〇	隈 江匡久書状	四月廿八日	三三七
今川了俊貞 書状	八月十二日	三五九	隈江匡久・中野歳信連署書状	三月十一日	三三六
今川了俊貞 書状	六月 五日	三五八	隈江匡久書状	十一月廿一日	三五五
入来院重門書状		三五七	隈江匡久書状	七月 十日	三三四
畠山直顕書下	九月 五日	三五六	隈江匡久書状	六月十三日	111111111
近衛前久書状	九月十三日	三五五	隈江匡久書状	六月廿八日	11111111
某覚書	九月廿六日	三五四	隈江匡久書状	六月十七日	1111111
有馬晴信書状	九月廿八日	三五三	隈江匡久書状	五月十六日	111110
伊勢貞知書状	二月廿九日	三五二	新納久利書状	二月廿三日	三九
諏訪某起請文前書		三五.	某書状	十一月十三日	三八
近衛尚通書状	十一月廿六日	三五〇	梅北国兼書状	十月 十日	三二七
児玉利昌書状	六月十七日	三四九	三献式次第覚書	二月 七日	三二六
某申状	七月 三日	三四八	新納忠元書状	十一月廿六日	三五
東郷重位書状	十月廿三日	三四七	新納忠元書状	八月 晦日	三二四
島津道恵宗久書状	四月 四日	三四六	新納忠元書状	十二月廿四日	111111111111111111111111111111111111111
島津道恵宗久 書状	三月十八日	三四五	新納忠元書状	八月廿五日	1111111
隈江匡久書状	九月 七日	三四四	川上忠智書状	八月十二日	111111
隈江匡久書状	八月廿八日	三四三	近衛信尹書状	十一月廿六日	11110
隈江匡久書状	七月 卅日	三四二	近衛尚通書状	十一月廿六日	三九
隈江匡久書状	七月 十日	三四一	近衛信尹書状	十一月廿六日	三八八
隈江匡久書状	六月十一日		島津忠朝書状	九月 四日	三一七
隈江匡久書状	五月廿三日	三三九	進藤長英書状	九月 二日	三一六
隈江匡久書状	五月 四日	三三八			巻四

3	ĸ	
1	Ξ	
_	_	

工月十六日 喜入忠統·川上久国連署書状八月十二日 伊勢貞昌書状 四月廿二日 山田有栄·市来家繁連署書状四月廿二日 島津久元·伊勢貞昌連署書状四月廿二日 伊勢貞昌書状 二月十二日 伊勢貞昌書状	明 四 四 四 三 三)〇 〇 〇 九 九 日 三 二 一 〇 九 八	人来院重高書状 入来院重高書状 入来院重時書状 入来院重時書状	十一月 十一月 十一月 五日		三八〇
	0 % //	大来院重時書状 大来院重時書状 大来院重時書状	一 玩 一		三 八 八 〇
	O 76 70	入来武光氏系図 入来武光氏系図	事		;
		吉枝名実検帳 入来院重高書状 入来院重高書状			三七九
十十六日		入来院重高書状			三七八
	三九八	トカクプド月返了西泊フ			三七七
伊勢貞昌書		出大公方句用金支配主文			三七六
喜入忠続・	三九七	入来院重頼書状	九月 十日		三七五
	三九六	入来院重高書状	十一月十八日		三七四
四月十八日 島津久元・三原重種連署書状	三九五	入来院重次書状	四月十三日		三七三
三月 七日 本田親存書状	三九四	入来院重次書状	十二月 二日		三七二
七月 朔日 島津久元外二名連署書状	三九三	入来院重朝書状	閏七月十六日		三七一
四月廿七日(青入忠続・比志島国)	三九二	入来院重高書状	五月廿七日		三七〇
六月廿四日 喜入忠続外四名連署書状	三九一	島津常久書状	六月十九日		三六九
三月 六日 町田久幸書状	三九〇	渋谷重村着到状	四月廿一日	(承応 三年)	三六八
四月 七日 新納久饒書状	三八九	伊勢貞豊書状	四月十五日	「文禄」	三六七
二月 十日 鎌田政統等連署書状	三八八	酒勾伊景書状	六月十三日		三六六
一月廿八日 本田親存書状	三八七十	今川了俊貞 書状	正月廿八日		三六五
九月廿七日 島津久元書状	三八六	今川了俊貞 書状	六月十日		三六四
九月廿七日 島津久元・伊勢貞昌連署書状	三八五	今川了俊貞 書状	六月 五日		三六三
二月 二日 伊勢貞昌書状	三八四	今川了俊貞 書状	五月十五日		三六二
	巻五	今川了俊貞 書状	正月 六日		三六一

1							
今川了俊貞書状	二月廿三日		四五〇	島津常陸証状	八月 七日		四二七
今川了俊典 書状	正月 六日	(至徳 三年)	四四九	某書状	二月 五日		四二六
今川三雄挙状	四月廿一日	(至徳 二年)	四四八	頴娃忠永一流系図	(記事)		四三五
今川三雄書状	二月十一日		四四七	北条泰時書状	七月廿七日		四二四
今川三雄書状	二月 七日		四四六			卷六	
今川了俊貞書状	八月 十日	(至徳 二年)	四四五	北郷久加外二名連署廻文	四月十六日		四二三
今川了俊貞書状	八月 十日	(至徳 二年)	四四四四	島津久慶・頴娃久政連署廻文	四月十六日	「正保 三年」	四三二
今川了俊典拳状	八月 十日	(至徳 二年)	四四三	伊勢貞昌書状	五月廿五日		四三
名和慈冬書状	八月 九日	(至徳 二年)	四四二	伊勢貞昌書状	六月十二日		四二()
某書状追而書			四四一	伊勢貞昌書状	六月 廿日		四一九
某書状追而書			四四〇	伊勢貞昌書状	七月廿七日		四一八
為成書状	六月十二日		四三九	島津久慶・川上久国連署達書	七月十六日	寛永十一年	四一七
行恵書状	十月廿四日		四三八	伊勢貞昌書状	二月二日		四一六
栄寂書状	十一月 六日		四三七	伊勢貞昌書状	五月廿三日		四一五
行恵書状	四月十二日		四三六	伊勢貞昌書状	十二月廿六日		四一四
行恵書状	正月廿一日		四三五	伊勢貞昌書状	二月廿九日		四三三
某下文			四三四	伊勢貞昌書状	十一月十六日		四二二
正賢奉書	九月 八日		四三三	伊勢貞昌書状	九月十二日		四 一
肝付氏弁済使職系図	(記事)		四三二	伊勢貞昌書状	八月十四日		四 ()
村田経安・平田兼宗連署書	五月 十日		四三二	伊勢貞昌書状	四月十一日		四〇九
某書状			四三〇	伊勢貞昌書状	正月 十日		四〇八
長倉祐省外三名連署書状	三月十八日		四二九	伊勢貞昌書状	十二月十四日		四〇七
従儀師幸雅施行状	七月 四日		四二八	伊勢貞昌書状	十一月廿七日		四〇六

巻七	四七二	四七一	四七〇	四六九	四六八	四六七	四六六	四六五	四六四	四六三	四六二	四六一	四六〇	四五九	四五八	四五七 「永和 ニ	四五六	四五五五	四五四	四五三	四五二(永和三	四五一
	十月十四日	正月廿八日		十月 朔日	十二月廿七日	正月十一日	五月廿三日	十月廿九日	正月廿五日	八月 四日	八月 九日	十月十九日	九月廿四日	九月十六日	九月 四日	二年」 七月 五日	四月十三日	四月十三日	四月 廿日	四月廿一日	三年) 三月廿一日	三月廿一日
	本田正親書状	桂忠栓書状	入来院重時宛行状案	石田三成書状	川上忠兄書状	入来院氏給地反町付帳	宮内大輔守政書状	今川了俊貞 書状	直忠書状	市来家親書状	酒勾伊景書状	今川了俊貞 書状	今川了俊貞 書状	今川了俊貞 書状	今川了俊貞 書状	今川了俊貞 書状	今川貞臣書状	今川了俊貞 書状	今川了俊貞 書状	今川了俊世 書状	今川了俊貞 書状	今川了俊貞 書状
四九五「文明中」	四九四	四九三	四九二	四九一	四九〇	四八九	四八八	四八七(文明 六年)	四八六	四八五	四八四	四八三	四八二	四八一	四八〇	四七九	四七八	四七七	四七六	四七五	四七四	四七三
七月八日	十一月 晦日	七月 四日	四月 六日	三月 五日	九月廿八日	九月 三日	九月十三日	t) 九月十四日	五月 二日	十一月 十日	九月十四日	八月 三日	六月廿六日	七月	十一月			十二月	九月	十二月	六月	閏八月
赤松政則書状	足利義昭御内書	足利義昭御内書	近衛稙家書状	近衛稙家書状	近衛信尹書状	近衛前久書状	道澄書状	畠山政長書状	比志島国貞書状	島津忠隣書状	新納忠元書状	北郷某・土持某連署覚書	北郷某書状	市田某達書	親娃信 濃 魚 達書	遺物注文	島津斉宣遣物注文	島津斉宣達書	島津重豪達書	島津市正某達書	島津重豪達書	島津重豪達書

足利義昭御内書	二月廿六日		五四一	足利義政御内書	十二月十五日	-t.	五一八
足利義昭御内書	十二月 四日		五四〇	足利義政御内書	九月廿三日		五一七
足利義昭御内書	十二月 四日		五三九	足利義政御内書	二月廿二日		五一六
足利義昭御内書	十二月 四日	(天正十四年) 十二月	五三八	足利義教御内書	六月十七日		五五五五
足利義昭御内書	九月 四日	(天正十二年)	五三七	足利義教御内書	四月十三日		五一四
足利義昭御内書	九月 四日		五三六	足利義教御内書	九月三十日		五三三
近衛前久書状	九月十九日	(天正八年)	五三五	足利義教御内書	閏七月十一日	(永享 五年) 日	五二二二
織田信長書状	八月十二日	(天正八年)	五三四	足利義教御内書	三月八日		五二
織田信長書状	八月十二日	(天正八年)	五三三	足利義稙御内書	六月廿六日		五.
状一色昭秀・真木島昭光連署副	九月十一日	(天正六年)	五三二	今川了俊書状	八月 十日		五〇九
足利義昭御内書	九月十一日	(天正 六年)	五三	足利義満御内書	九月 二日		五〇八
状の食物では、一色ででは、一角をは、	四月十七日	(天正五年カ)	五三〇	足利義満御内書	二月廿八日		五〇七
足利義昭御内書	四月十七日	(天正五年カ)	五二九	足利尊氏書状	八月[三]日		五〇六
一色藤長副状	四月十四日		五二八	足利高氏書状	六月 十日		五〇五
足利義昭御内書	四月十四日		五二七	足利高氏書状	四月廿九日		五〇四
細川藤孝副状	[七]月廿二日		五二六	北条貞時書状	三月廿九日		五〇三
足利義昭御内書	,十一月二日		五二五	後醍醐天皇綸旨	八月 四日	(元弘 三年)	五〇二
細川藤孝副状	十月廿八日		五二四	北条義時書状	五月 九日		五〇一
足利義昭御内書	六月十六日	(永禄十二年)	五三三	林信篤跋	三月	元禄十四年	五〇〇
近衛稙家書状	六月 二日	(永禄 三年)	五三三	四条東洞院敷地相伝系図	(記事)		四九九
足利義輝御内書	六月 二日	(永禄 三年)	五二一	相馬胤綱一流系図	(記事)		四九八
足利義政御内書	七月十七日		五二〇	島津氏重書注文			四九七
足利義政御内書	十二月十五日		五一九	島津氏重書注文	十月 七日	宝徳 四年	四九六

島津久豊書状	六月十五日	五八五	某書状	八月		五六二
島津久豊書状	四月廿一日	五八四	島津氏所領注文			五六一
島津久豊書状	二月廿三日	五八三	島津貞久書状	三月 八日		五六〇
島津久豊書状	二月十一日	五八二	明真書状	二月 九日		五五九
島津氏進上物注文		五八一	明真書状	二月十七日		五五八
島津元久書状	二月十三日	五八〇	島津守久書状	三月 六日		五五七
島津元久書状	四月 十日	五七九	一色三雄拳状	十二月廿五日		五五六
島津元久書状	十二月 二日	五七八	少弐貞頼書状	十二月廿五日		五.五.五.
島津氏久書状	七月 廿日	五七七	少弐冬資書状	六月十五日		五五四
島津氏久安堵状	七月十六日	五七六	足利義満御内書	十月 七日		五五三
島津守久書状	二月廿[五]日	五七五	昌和書状	閏九月十二日		五五二
島津伊久書状	九月十六日	五七四	足利義満御内書	三月六日		五五一
貞信書状	九月 三日	五七三	入来院氏略系図	(記事)		至0の二
今川了俊書状	八月廿九日	五七二	島津師久書状	二月十九日		五五〇
今川了俊書状	三月廿五日	五七一	島津貞久書状	正月十一日	ı	五四九
今川了俊書状	十二月 九日	五七〇	島津貞久書状	十二月十八日		五四八
大友親世書状	十二月十三日	五六九			巻八	
入来院重豊契約状	二月廿三日	五六八	通達写	四月		五四七
芥河愛阿書状	四月十五日	五六七	通達写			五四六
鎮西下知状		五六六	通達写	三月廿一日		五四五
島津貞久覚書		五六五	通達写	三月		五四四
某申状		五六四	大番頭廻文	三月廿五日	文化 八年	五四三
斎藤明真書状	二月 九日	五六三	大番頭座廻文			五四二

渋谷氏鹿児島参仕座配書立			-4-	島津忠国書状	五月 四日		六〇八
島津勝久書状	六月 三日	大三〇	4.	島津忠国書状	二月三日		六〇七
島津勝久書状	六月 三日	六二九	44	島津忠国書状	正月十二日		六〇六
島津勝久書状	十月 三日	六二八	مد د	島津忠国書状	十一月廿四日		六〇五
島津勝久書状	十一月一日	六二七	4.	細川頼春書状	六年) 正月廿二日	正平	六〇四
島津忠治書状	正月 廿日	六二六 「永正中」	-1-	島津忠国書状	正月 五日		六〇!
島津忠治書状	八月廿四日	六二五 「永正中」		島津忠国書状	二月 世日		六〇1
島津忠治書状	十二月廿一日	六二四 「永正中」	مة. ما	島津忠国書状	三月廿三日		六〇一
島津忠治書状	十一月 二日	六二三		島津忠国書状	十二月 七日		六00
島津忠治書状	十一月廿四日	六二二	- 10	島津久豊書状	」 九月廿五日	「應永中」	五九九
島津忠治書状	十一月 二日	六二一	-4-	島津久豊書状	中頃」 五月十七日	「應永中	五九八
島津立久書状	三月十五日	<u> </u>	-14	島津久豊書状	七月 九日		五九七
島津立久譜	(記事)	六一九	-4-	樺山満久起請文	八月 五日		五九六
島津立久書状	九月 九日	六一八	٠.	樺山教久孝書状			五九五
島津立久書状	七月十七日	六一七	-4.	島津久豊書状	九月廿九日		五九四
島津立久書状	十二月十九日	六一六		島津久豊起請文	十一月廿二日		五九三
島津立久書状	三月十八日	六一五	م ك.	島津久豊書状	七月廿六日		五九二
室町幕府奉行奉書		六一四	مك	島津久豊書状	八. 十月十一日	九頃」	五九一
室町将軍家御教書		六一三	مك	島津久豊書状	十月 六日		五九〇
赤松満政書状	四月十五日	六一二	مد	島津久豊書状	十一月廿三日		五八九
金丸世主書状	六月 廿日	六一 1	ملب	島津久豊書状	十一月廿六日		五八八
島津忠国書状	八月十七日	六10	مك	島津久豊書状	十一月廿三日		五八七
島津忠国書状	八月十七日	六〇九	مك	島津久豊書状	十一月廿六日		五八六

スド目分音や	=) 1 7	7 4 3	長年の行うで	(音 3)		7
本田国規書犬	三月廿九日	た七五	島車な 完普	(記事)		七五二
足利義稙御内書	六月廿六日	六七四			巻 九	
島津立久書状	三月十四日	六七三	島津勝久書状	九月 六日		六五一
島津立久書状	七月廿一日	六七二	島津勝久書状	四月十四日		六五〇
足利義教御内書	九月 丗日	六七一	島津勝久書状	七月十五日		六四九
足利義教御内書	(永享 五年) 閏七月十一日	六七〇	島津勝久書状	八月十三日		六四八
足利義教御内書	三月 八日	六六九	島津勝久書状	九月十七日		六四七
島津忠国書状	七月 一日	六六八	島津勝久書状	八月十七日		六四六
島津元久書状	四月十四日	六六七	島津勝久書状	七月 二日		六四五
島津元久書状	二月廿九日	六六六	島津勝久書状	二月廿八日		六四四
島津元久書状	二月十三日	六六五	島津勝久書状	六月 朔日		六四三
島津元久書状	二月 九日	六六四	某書状	十月廿八日		六四二
島津元久書状	十二月廿五日	六六三	親方書状	十月廿八日		六四一
島津玄久兵書状	九月廿四日	六六二	島津実久書状	七月廿八日		六四〇
島津氏久書状	正月十六日	六六一	肝付兼演外六名連署覚書			六三九
足利義満御内書	二月廿八日	六六〇	大内義與書状	八月廿二日		六三八
某書状	七月 七日	六五九	大内義與書状	十一月 二日		六三七
島津氏久書状	四月十四日	六五八	島津勝久書状	十二月 三日		大三六
某書状	(至徳 元年) 閏九月十二日	六五七	某契約状案文			空霊のニ
某書状	九月 三日	六五六	肝付久兼藏書状	七月七日		六三五
今川了俊貞 書状写	八月廿九日	六五五	島津勝久書状	十月十一日		六三四
少弐冬資書状	六月十五日	六五四	島津勝久書状	六月廿八日		六三三
島津忠継書状	六月廿九日	六五三	島津勝久書状	十月十六日		六三二

六九八	六九七	六九六	六九五	六九四	六九三	六九二	六九一	六九〇	六八九	六八八	六八七		六八五	六八四	六八三	六八二	六八一	六八〇	六七九	六七八	六七七	六七六
十二月 二日	九月廿九日	十月廿二日	九月 晦日				正月廿三日	十一月廿五日	(記事)		二月十一日	(永和 二年) 八月十九日	十一月廿六日	十一月廿三日					十一月 十日	十月廿九日	五月 四日	四月 十日
島津忠昌書状	取竜書状	島津忠昌書状	島津忠昌書状	島津忠昌書状	島津忠昌書状	島津忠昌書状	島津忠昌書状	島津武久忠書状	北郷久剛譜	島津武久昌書状案	布施英基書状	今川了俊貞 書状	島津貞久書状	島津貞久書状	御感綸旨所望輩交名	島津忠国書状						
七二二	七110	七一九	七一八	七一七	七一六	七一五	七一四	七二三	七二二	七一一	七10	七〇九	七〇八	七〇七	七〇六	七〇五	七〇四	七〇三	七0二	七〇一	七00	六九九
(永正 七年) 十月 :	(記事)	九 十二月廿一日	八 (永正 五年) 十一月廿四日	十一月	ハ 十一月 二日	五 八月廿四日	2 七月廿三日	二 三月廿四日	十一月	五月	四月	八 八月十八日	八 七月廿三日	七 九月廿七日	^	五 七月廿六日	七月	二 七月廿六日	一 十一月 二日	十月十三日) 七月十九日	九十二月
廿日 島津忠治書状	北郷久隆譜	一日 島津忠治書状	四日島津忠治書状	二日 島津忠治書状	二日 島津忠治書状	四日島津忠治書状	三日 島津忠治書状	四日 島津忠治書状	六日 島津忠治書状	廿日 島津忠昌書状	十日 島津忠昌書状	八日 宗祇書状	三日 某書状	七日 島津忠昌書状	島津忠昌書状	六日 島津忠昌書状	五日 島津忠昌書状	六日 島津忠昌書状	二日 島津忠治書状	三日 島津忠昌書状	九日 島津忠昌書状	二日 島津忠昌書状

日新記	(記事)	七六五	近衛稙家書状	三月 五日	(永禄 八年)	七四三
島津忠良譜	(記事)	七六四	島津勝久書状	九月廿一日	「大永 六年」	七四二
寄進記事	(記事)	整の二	伊集院忠朗書状	四月廿二日		七四一
寄進地目録		七六三	文明記	(記事)		七四〇
島津日新忠詠草		七六二	日新記	(記事)		七三九
肝付兼興書状	九月廿五日	七六一	日新記	(記事)		七三八
近衛稙家書状	三月十五日	七六〇	日新記	(記事)		七三七
応胤入道親王書状	九月 二日	七五九	日新記	(記事)		七三六
近衛稙家書状	(天文廿一年) 九月 朔日	七五八	日新記	(記事)		七三五
近衛尚通書状	十一月廿八日	七五七	日新記	(記事)		七三四
近衛稙家書状	九月 三日	七五六	日新記	(記事)		七三三
近衛稙家書状	二月十九日	七五五	日新記	(記事)		七三二
近衛稙家書状	三月十三日	七五四	日新記	(記事)		七三一
進藤長治書状	「永禄中」 九月廿三日	七五三	日新記	(記事)		七三〇
島津日新忠契状	五月十三日	七五二	日新記	(記事)		七二九
飛松氏系図抄	(記事)	七五一	日新記	(記事)		七二八
春成氏系図抄	(記事)	七五〇	日新記	(記事)		七二七
半松斎宗養書状	八月廿九日	七四九	日新記	(記事)		七二六
近衛稙家書状	二月廿九日	七四八	日新記	(記事)		七二五
半松斎宗養書状	正月十六日	七四七	日新記	(記事)		七二四
近衛稙家書状	(天文十五年) 正月 七日	七四六	日新様以来御当家繁栄之事			七二三
可水書状	四月 七日	七四五	島津忠良等詠草			七三二
応胤入道親王書状	六月 二日	七四四			卷十	

七八八	七八七	七八六	七八五	七八四	七八三	七八二	七八一	七八〇	七七九	七七八	セセセ	七七六	七七五	七七四	七七三	七七二	七七 1	七七〇	七六九	七六八	七六七	七六六
(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)
日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記	島津忠良譜	日新記	日新記
八一一	八一〇	八〇九	八〇八	八〇七	八〇六	八〇五	八〇四	八〇三	八〇二	八〇一	八〇〇	七九九	七九八	七九七	七九六	七九五	七九四	七九三	七九二	七九一	七九〇	七八九
			(記事)		(記事)	(記事)	(記事)	(記事)	(記事)													
島津忠良詠草	島津忠良詠草	島津忠良詠草	日新記	琉球王某書状	日新記	日新記	日新記	日新記	日新記													

島津貴久詠草		八五七	島津忠良書状		八三四
島津貴久書状	五月廿七日	八五六	島津日新忠書状	二月 廿日	八三
島津貴久書状	十二月十五日	八五五	近衛尚通書状	八月廿八日	八三
島津貴久書状	九月 一日	八五四	島津貴久書状	八月 五日	八三
島津貴久書状	八月 七日	八五三	島津貴久書状	(永禄 三年) 六月 朔日	八三〇
島津貴久書状	「永禄ノ初」 五月 朔日	八五二	島津貴久書状	(永禄 六年) 十一月 一日	_
某綸旨副状	九月十一日	八五一	島津貴久書状	八月	八二八
琉球国書状	三月 三日	八五〇	島津貴久書状	十一月廿二日	八二七
朝倉義景書状	七月廿三日	八四九	島津貴久書状	正月廿九日	八二六
進藤長治書状	六月廿八日	八四八	島津貴久書状	二月十一日	八二五
島津貴久書状	三月十三日	八四七	島津貴久書状	六月廿七日	八二四
島津日新忠書状	六月 一日	八四六	島津歳久譜	(記事)	八二三
島津日新忠書状	七月 四日	八四五	某書状		八三
島津日新忠書状	四月廿三日	八四四	島津貴久書状	五月 三日	八二
島津日新忠書状	十一月 廿日	八四三	島津忠良詠草		<u>八二</u> 〇
島津日新忠書状	十一月十六日	八四二	琉球国世主書状	八月 朔日	八一九
島津忠良書状	五月廿三日	八四一	飛鳥井賴孝蹴鞠伝授状	八月 廿日	八一八
島津日新忠書状	十二月廿五日	八四〇	島津忠朝書状	二月廿一日	八一七
島津忠良書状	十二月 四日	八三九	島津忠良譜	(記事)	八一六
島津忠良書状	八月 十日	八三八	琉球中山王書状		八一五
島津日新忠書状	十月十二日	八三七	島津忠良譜	(記事)	八一四
島津日新忠書状	九月廿五日	八三六	島津忠良詠草		八二三
近衛尚通書状	「大永年間」 八月廿八日	八三五	島津忠良詠草		八二二

島津義久書状	十二月十三日	九〇二	島津龍伯義詠草		八七九
島津義久書状	三月廿九日	九〇一	某書状		八七八
島津義久書状	二月 八日	九〇〇	徳川家康起請文	四月十一日	八七七
島津義久書状	正月 廿日	八九九		巻十一	
島津義久書状	十一月十二日	八九八	島津貴久詠草		八七六
島津義久書状	廿九日	八九七	島津貴久書状	(永禄 六年) 十一月 一日	八七五
島津義久書状		八九六	近衛稙家書状	六月 二日	八七四
島津義久書状	八月 四日	八九五	龍造寺家門書状	三月 廿日	八七三
島津義久書状	二月廿五日	八九四	島津忠良書状	二月 廿日	八七二
島津義久書状	三月 四日	八九三	今岡通詮書状	十一月 五日	八七一
島津義久書状		八九二	某書状	六月 朔日	八七〇
島津義久書状	(天正 六年) 十二月 十日		島津貴久書状	二月十一日	八六九
島津義久書状	七月十六日	八九〇	島津貴久書状	六月廿三日	八六八
島津義久詠草		八八九	島津貴久書状		八六七
島津義久詠草		八八八	島津貴久書状	八月十一日	八六六
島津義久詠草		八八七	島津貴久書状	五月 二日	八六五
島津義久詠草		八八六	島津貴久書状	三月 三日	八六四
島津義久詠草		八八五	島津貴久書状	三月十四日	八六三
島津義久詠草		八八四	島津貴久書状	七月十九日	八六二
島津義久詠草		八八三	島津貴久書状	二月廿八日	八六一
島津義久詠草		八八二	島津貴久書状		八六〇
島津義久詠草		八八一	島津貴久書状	閏六月十五日	八五九
島津義久詠草		八八〇	島津貴久書状	十二月廿四日	八五八

島津龍伯義書状	五月廿四日		九四八	足利義昭御内書	三月十四日		九二五
島津龍伯義 書状	二月廿二日		九四七	近衛前久書状	六月十七日	(天正 十年)	九二四
島津龍伯義書状	六月十一日		九四六	近衛前久書状	三月 二日		九三三
島津龍伯義書状	[]月]十六日	慶長中」	九四五	近衛前久書状	八月 十日	(元亀 元年)	九三
島津龍伯義書状	八月七日		九四四	近衛前久書状追而書			九二
島津龍伯義書状	正月十一日		九四三	近衛前久伝語書			九二〇
島津龍伯義書状	正月廿三日		九四二	近衛龍山魚 返事事書			九九九九
島津龍伯義書状	三月廿五日		九四一	近衛龍山前書状追而書	四月廿五日		九一八
島津義久書状	七月 廿日		九四〇	近衛前久書状	四月廿五日		九一七
島津龍伯義書状	三月十八日		九三九	近衛前久書状	九月廿一日		九一六
某覚書			九三八	近衛信尹書状	七月 四日		九一五
某覚書	五月 十日		九三七	近衛前久書状	二月 十日		九一四
島津義久掟書			九三六	徳川家康書状	十一月廿七日		九二三
島津龍伯義書状	四月 五日		九三五	近衛前久書状	十月廿八日		九二二
島津龍伯義書状	六月 二日		九三四	近衛信尹書状	九月廿三日		九 一 一
島津龍伯義書状	正月 六日		九三三	近衛前久書状	十月 四日		九〇
島津龍伯袋書状	正月 三日		九三二	近衛前久書状	五月廿一日		九〇九
島津龍伯義書状	八月廿九日		九三一	尊朝法親王書状	十二月廿三日		九〇八
島津龍伯義請書		(文禄 四年)		大蔵卿法印宗久副状	八月十九日	「慶長三年」	九〇七
某起請文			九二九	島津義久自記	(記録)		九〇六
島津龍伯義書状	七月廿三日	(文禄 元年)		島津義久書状	四月十五日		九〇五
島津龍伯義書状	五月十一日		九二七	島津義久書状	四月十三日		九〇四
島津義久書状	正月十四日	(永禄 八年)	九二六	島津義久書状	正月十一日		九〇三

鷹狩供衆注文		九九三	島津龍伯袋書状	二月三日		九七〇
島津義久書状案		九九二	島津義久書状案	三月十三日		九六九
島津義久書状案		九九一	島津義久書状案	三月十三日		九六八
那覇里主等連署書状		九九〇	島津龍伯義 書状案	三月廿一日		九六七
義性書状		九八九	島津義久覚書			九六六
島津龍伯義書状	十二月廿六日	九八八	島津龍伯義 書状	二月十八日		九六五
島津龍伯象書状	十一月廿六日	九八七			巻十二	
島津義久書状案	十月廿六日	九八六	山口玄蕃頭書状	六月廿八日		九六四
伊集院忠金書状	九月 五日	九八五	石田正澄書状	二月十五日		九六三
佐々木宗綱書状	十一月廿一日	九八四	星野鎮胤書状	四月三日		九六二
佐々木宗綱書状	十月廿一日	九八三	長岡兵部・石田三成連署書状	正月十六日		九六一
島津義久書状案	十月 二日	九八二	相良頼房義書状	九月十一日		九六〇
佐々木宗綱書状	十月廿一日	九八一	土持麟松書状	八月十二日		九五九
進藤長治書状	九月廿三日	九八〇	相良頼房義書状	二月 八日		九五八
頼恵書状	八月 一日	九七九	志岐麟泉籬 書状	二月廿二日		九五七
島津龍伯義詠草		九七八	大友宗麟義 書状	十二月十三日		九五六
島津龍伯簽書状	九月廿五日	九七七	近衛信尹書状	十月 七日		九五五
某書状	八月廿七日	九七六	名和顕孝書状	十二月十三日		九五四
島津家久書状	五月十八日	九七五	舜有書状	四月 六日		九五三
島津龍伯義書状	四月十七日	九七四	城親賢書状	七月 十日		九五二
某書状案	四月十二日	九七三	島津龍伯義 書状	十一月十二日		九五一
昭高院道澄書状	四月 三日	九七二	島津龍伯義 書状	正月十五日	「慶長中」	九五〇
島津龍伯祭書状案	三月廿六日	九七一	島津龍伯袋 書状	正月 九日		九四九

近衛尚通書状	十一月廿六日	一〇三九	臨江斎書状	正月廿三日	1015
龍造寺隆信書状	八月 二日	一〇三八	某覚書		一〇一五
飛鳥井雅継書状案	六月十八日	10三七	宗固・道正連署書状	三月廿八日	
土持親成書状	十二月廿六日	一〇三六	本田親貞書状案	七月十二日	101111
天草鎮尚書状	十一月 六日	一〇三五	喜入季久書状	十一月十二日	10111
土持親成書状	十二月 六日		某覚書		1011
志岐鱗泉賭 書状	十一月廿八日	1011111	鍋島信昌道書状	四月廿一日	1010
有馬義純書状	十二月廿四日		佐伯惟教外三名連署書状	八月廿五日	一〇〇九
某書状	三月十三日	1011	川上忠克外二名連署書状	四月 三日	-00X
近衛尚通書状	八月十四日		新納忠元・肝付兼盛連署書状	九月 三日	100七
近衛尚通書状	十月十九日	一〇二九	島津義久害状案	十二月十三日	100六
龍造寺家門書状	三月 廿日	一〇二人	島津義久畫状案	十月十五日	一〇〇五
島津勝久書状	七月廿五日	10三七	島津義久書状案	五月十五日	100四
近衛前久書状		一〇二六	島津義久書状案	八月 四日	10011
前田玄以等連署書状	正月 三日	一〇三五	島津義久書状	十二月十六日	10011
近衛前久書状	五月 三日		島津義久書状	十月 廿日	1001
石田正澄書状	六月十九日	101111	島津義久書状	三月廿三日	1000
勢田宗句書状	九月 七日	10111	島津義久書状案	正月十一日	九九九
連長書状	九月 吉日	1011	島津義久書状案	正月十九日	九九八
鞍馬寺妙法坊客全書状	八月 三日	10110	島津龍伯義 書状	二月廿九日	九九七
鞍馬寺妙寿院盛雅書状	八月 吉日	一〇一九	島津龍伯義 書状	四月十七日	九九六
元昌書状	五月 吉日	一〇二八	島津龍伯桑 書状案	十一月 二日	九九五
明宗書状	四月廿八日	101七	島津龍伯義書状	三月廿六日	九九四

			島津義久書状案島津義久書状案	八月七月十八日	
			島津義久書状案島津義久書状案	五月廿四日五月十二日	一一一〇五五九八七
			島津義久書状案島津義久書状案島津義久書状案	三月 二月十三日 正月十三日	一 一 一 〇 五 五 四 三 六 五 四 三
			近衛前久書状と書状を書業人老臣某書状案とは、一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一	五 三月 九月十五日 五日	
桜井紹白書状		一〇六九	某書状 小早川隆景書状	五月十一日	一〇四七
島津義久書状案		一〇六七	松浦鎮信書状秋月種実書状	四月十二日 三月 二日	
定去货。 是津氏告論并唐船着津之時所 島津義久老臣某書状案		一〇六五	毛利輝元書状伊集院忠棟書状	正月廿五日	
島津義久書状案	九月十二日	一〇六四	島津義久書状足利義昭御内書	八月廿四日六月十六日	1000

花

押

覧

例

花押一覧は「附録一」に収載された花押写を集めたものである。

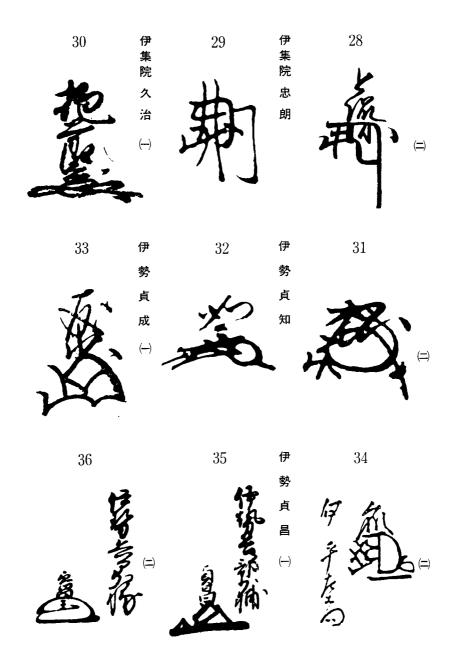
写が不鮮明な場合は、島津家重書中の花押を転載した。

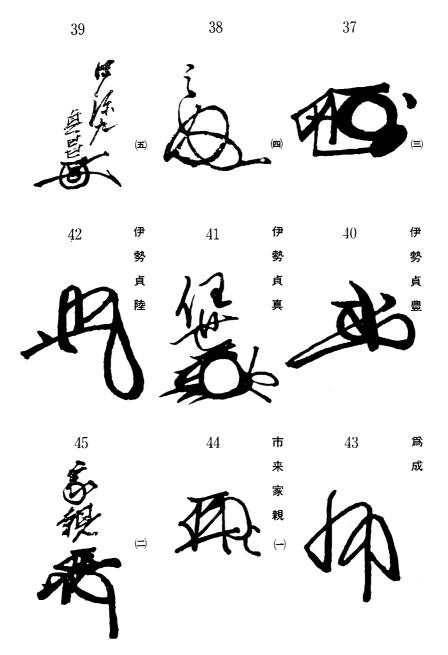
花押に附した数字は本文(附録一)の花押写の番号を示す。



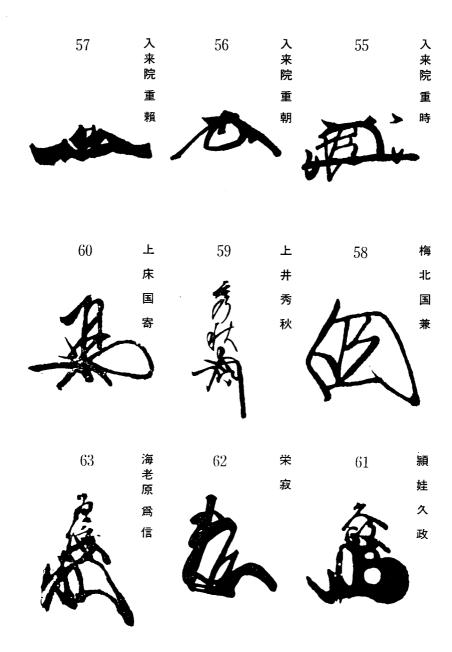


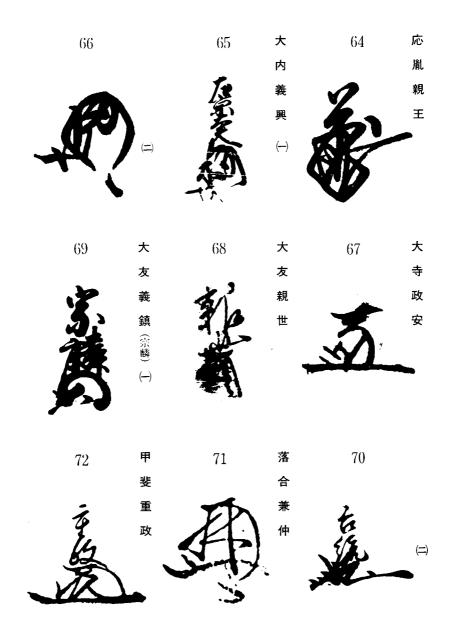




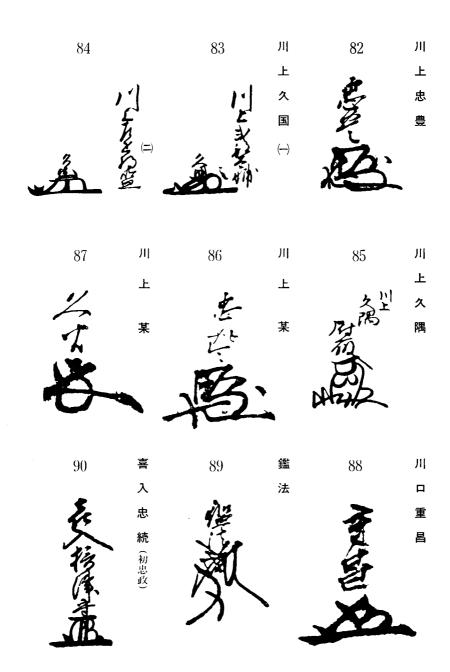


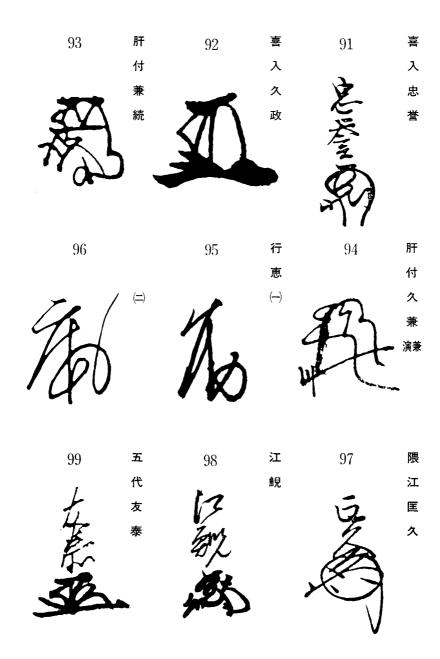


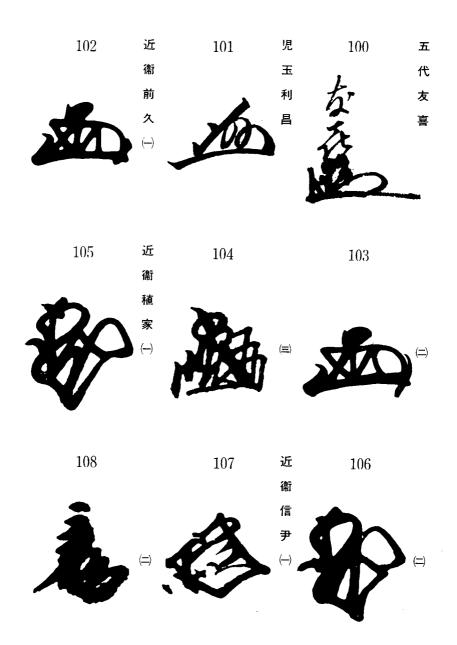




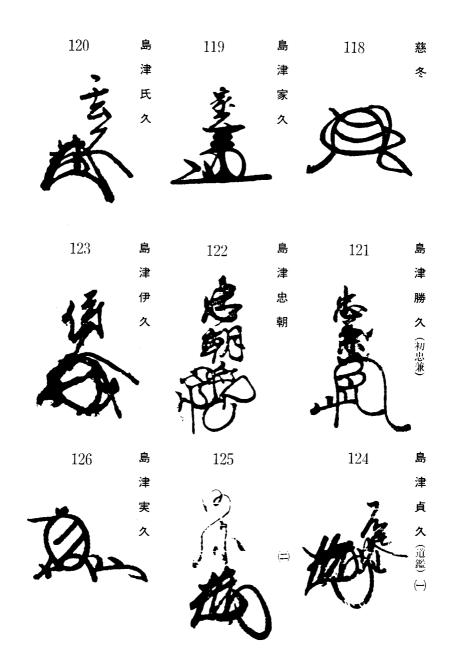




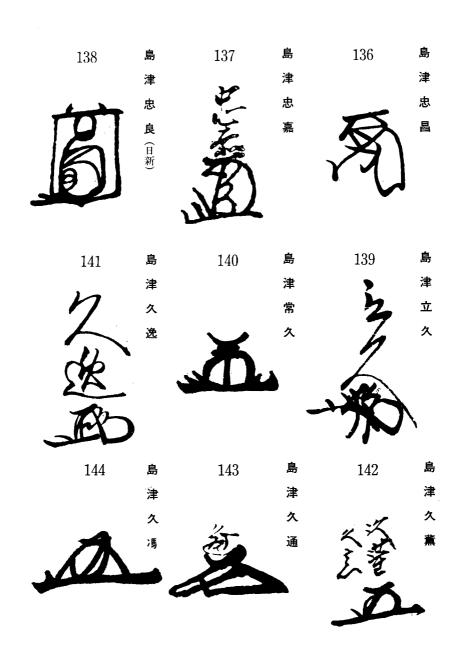


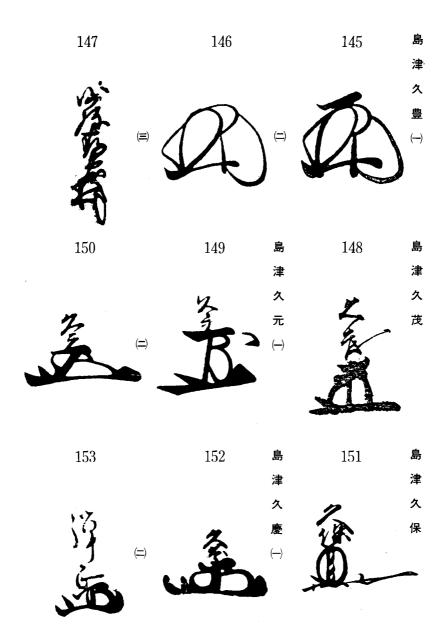




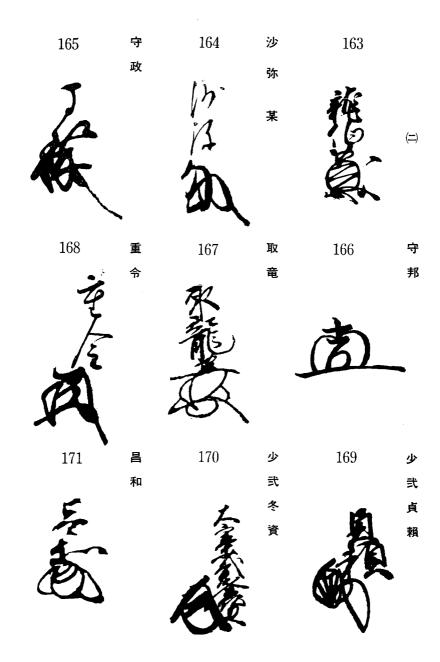


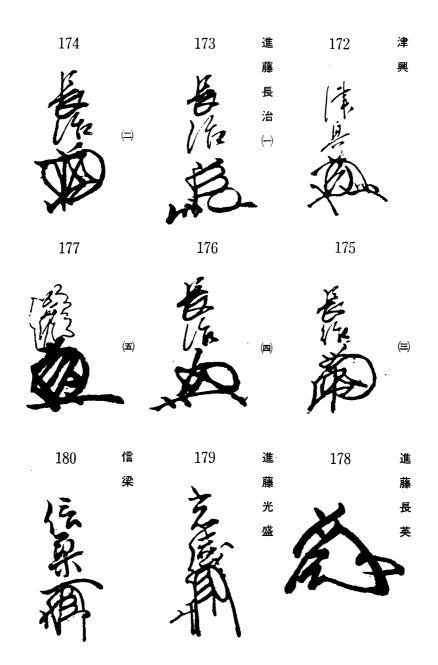


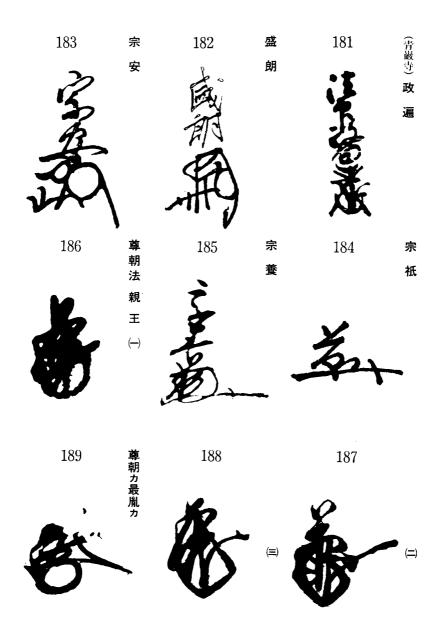


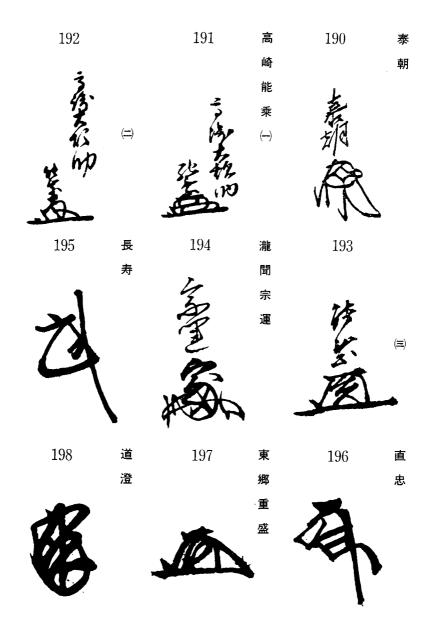












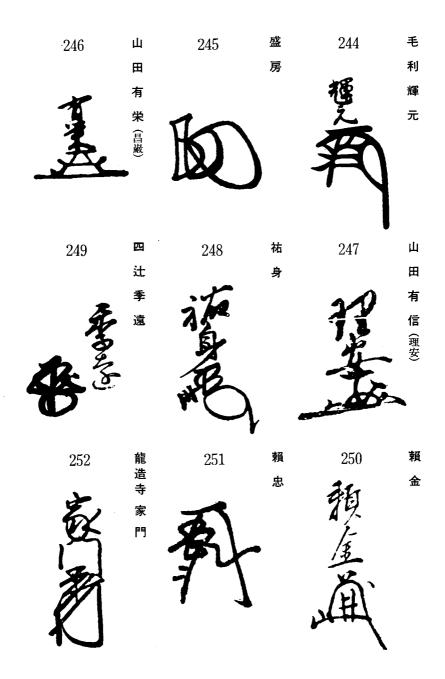


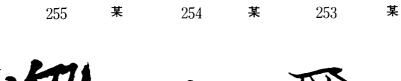
















鹿児島県史料編さん関係者

委 顧 史料課 長 長 員 問 東京 大学 教授前早稲田大学教授 中浜近晋四新 田山桑四桃 波 村 平 藤 元 納 島下田本園 千公真哲和教 秀 千 恵 美子代哉文義 隆本興光眞 山瀬田井 芳 村 五 原 百竹大 戸 久 下口畠上 野味口 瀬内保 久美み明 今 理 利 即守克虎 奈ち 朝 代子る文 正次夫雄 雄三謙

鹿 児 島 県 史 料

旧記雑録機員

昭和60年12月1日 印刷昭和61年1月21日 発行

非壳品

編 集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 凸版印刷株式会社

東京都台東区台東1-5-1